

第3章 損害補償の内容と請求手続

第1 療養補償

1 趣旨

療養補償は、公務により傷病にかかった場合に、それが治るまで、必要な療養を行い（現物補償）、又はその療養に必要な費用を支給（金銭補償）するものである。

〔基準政令 § 3〕

2 療養補償の範囲

療養補償の対象となる範囲については、以下に掲げるものであって、療養上相当と認められるものとされている。

なお、「療養上相当」とは、個々の傷病について医学上又は社会通念上、必要かつ妥当と認められるものをいう。

〔基準政令 § 4①〕

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他の治療
- ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑥ 移送

（1） 診察

診察の範囲は、次のとおりである。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 診察（往診を含む。） ② 療養上の指導及び監視 ③ 診断上必要なレントゲン検査その他の検査 ④ 診断、処方又は意見（文書の交付を含む。） |
|---|

ア 重複診療

重複診療（同一の傷病について、同一期間内に、二つ以上の病院において受診することをいう。）については、医学上の必要がある場合を除き、原則として、二つのうち一つの病院における診察などは過剰診療として療養補償の対象とはならない。

なお、転医については、検査設備の整った医療機関への転医等医学上必要がある場合その他社会通念上相当なものであれば、転医後の療養は補償の対象となる。

イ 診断書、意見書等の文書料

今後の治療方針をたてる等のため療養上必要と認められるものが対象となり、例えば、病気休暇届に使用するための診断書などは対象とはならない。

なお、診断書、意見書等の文書料についての消防基金の取扱いは、消防基金が提出を求めたもの又は、認定のために必要な診断書であって、平成27年4月1日以後に発生し公務上と認定された災害に係るもの以外は対象としていない。

(2) 薬剤又は治療材料の支給

薬剤又は治療材料の支給の範囲は、次のとおりである。

- ① 内服薬、外用薬等の支給
- ② 包帯、コルセット、副木等の治療材料の支給
- ③ 便器、水枕等の療養器材で医師が必要であると認めたものの支給
- ④ 売薬のうち医師が必要であると認めたものの支給

ア 薬剤

薬剤については、健康保険のような制限はなく、薬価基準に掲載されていない（保険がきかない）薬剤であっても医師が必要と認めたものについては対象となる。ただし、治療効果が明らかでない実験薬などは対象とはならない。また、被災団員等が売薬を求めた場合の費用については、医師が必要と認め、具体的指導に基づき購入・服用する場合に限り療養補償の対象となる。

イ 治療材料

治療材料については、②のように治療に直接関係のある材料と、③のように療養中の被災団員等の療養生活に必要な器材が含まれており、医師が治療上又は療養生活上必要と認めたものが対象となる。ただし、入院中に購入したものであっても、日常生活に一般に必要とされる日用品（例えば、ふとん、茶わん、扇風機等）は、療養器材としての対象とはならない。

(3) 処置、手術その他の治療

処置、手術その他の治療の範囲は、次のとおりである。

- ① 包帯の巻き替え、薬の塗布、患部の洗浄、点眼、酸素吸入等の処置
- ② 注射及び輸血
- ③ 切開、創傷処理及び手術並びにこれらに伴う麻酔
- ④ その他の治療
 - a 熱気療法、温浴療法、紫外線療法、放射線療法、日光療法、機械運動療法、高原療法等
 - b 温泉療法、マッサージ、はり、きゅうの施術等で医師が必要であると認めたもの及び柔道整復の施術

ア 治療の意義

一般に、療養補償の対象となる治療は、医学的に療養の効果が期待されることが明らかなこと及び医師の直接の行為によること又はこれに準ずると認められる指示、指導のもとに行われることが必要である。

なお、ここでいう「医学的効果」は、現在の医学水準に照らして、一般的にその傷病について、身体機能の回復のためにその治療の必要性や効果が認められていることをいうものである。

イ 温泉療法

温泉の化学的作用等によりその治療効果が期待できるような傷病に限られ、温泉の選択、入浴方法等についての医師の直接の指導が必要であるので、原則として、温泉病院、温泉診療所において行うものに限られる。

ウ マッサージ、はり、きゅうの施術

主として傷病の神経症状の軽減のため行われるものであり、医師が必要と認めたものに限られる。

エ 柔道整復師の施術

骨折、脱臼の患部に対する施術については、柔道整復師法第17条において、応急手当の場合を除き、医師の同意が必要とされるが、それ以外（例えば捻挫等）の場合の施術については、柔道整復師限りで施術が行えるものであり、療養補償の対象となる。

（4） 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護の範囲は、次のとおりである。

① 居宅における療養上の管理

居宅において療養を行っている者（通院の困難なものに限る。）に対する病院又は診療所の医師が行う計画的な医学管理

② 居宅における療養に伴う世話その他の看護

- a 医師が訪問看護事業者による訪問看護を要するものであると認めた場合の訪問看護
- b 重症のため医師が常に看護師（看護師がいない場合には、これに代わって看護を行う者を含む。）の看護を要するものであると認めた場合の看護

訪問看護は、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づく内容を対象とし、看護師、准看護師等の行う看護の他、理学療法士及び作業療法士が行うものも含まれるものである。

また、看護を要するものであると認めた場合とは、重症のため日常の用を足せず、常時看護、付添いを要する状態であることが明らかなものである必要がある。

（5） 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護の範囲は、次のとおりである。

① 病院又は診療所への入院

- a 入院（入院に伴う食事を含む。）
- b 入院中死亡した場合の死体の安置

② 病院又は診療所における療養に伴う世話その他の看護

- a 重症のため医師が常に看護師（看護師がいない場合には、これに代わり看護を行う者を含む。）の看護を要するものであると認めた場合の看護
- b 入院中に看護師等を得られない場合の家族の付添い

ア 入院料

入院料は、一般患者が入院する場合における病室（普通室）が基準とされるが、医学上又は社会通念上相当であると認められる場合は、一定の範囲で個室、特別病室等も対象となるものである。

また、入院の場合は入院料の他に病院から諸雑費を請求されることがあるが、この諸雑費については、通常入院に伴う必要な経費であると認められるものについては療養補償の対象となる。

イ 看護等の必要性

家族の付添いについては、支給の対象として認められないが、看護を要するものであると認めた場合であって、緊急その他やむを得ない事由により看護師等が得られない場合に限って例外的に認められるものである。

(6) 移送

移送の範囲は、次のとおりである。

- ① 災害の発生場所から病院、診療所等までの移送
- ② 療養中の被災者の他の病院、診療所等への移送
- ③ 病院、診療所等への受診又は通院のための移送
- ④ 独歩できない場合の移送のための介護又は付添い
- ⑤ 災害の発生場所、病院、診療所等から自宅までの死体運搬
- ⑥ その他必要であると認められる移送

ア 移送の費用

移送の費用は、療養上必要、かつ、相当とされる交通費、人夫賃及び宿泊料が含まれるものである。なお、宿泊料については特殊な治療や検査のため遠方の病院に移送する場合などで、その距離や患者の症状からみて宿泊を必要とするときに限り、社会通念上妥当と認められる額の範囲内で療養補償の対象となる。

イ 移送の必要性と手段の妥当性

移送費の支給における「療養上相当」の範囲については、移送自体の必要性と移送手段の妥当性を満たすことが必要である。例えば、医学上の理由がなく遠隔地の病院に行った場合や恣意により転医した場合などの交通費については移送自体の必要性を欠き、また、バス、電車で十分に通院可能であるにもかかわらずタクシーを利用した場合などについては移送手段の妥当性を欠くこととなり、このような場合は、移送費の支給の対象とはならない。

3 療養補償の支給方法

市町村等が行う療養補償の給付方法には、次の二通りの方法がある。

(1) 療養の給付（現物補償）

〔基準政令 § 4 ②〕

療養の給付は、市町村等が経営する医療機関等又は当該市町村等があらかじめ指定した医療機関等で必要な療養を提供するものである。この場合、療養に要した費用は、被災団員等が自ら費用を負担することなく、市町村等から直接医療機関等に支払われることとなる。

(2) 療養費の支給（金銭補償）

〔基準政令 § 4 ③〕

療養費の支給は、前述した市町村等の直営医療機関等若しくは指定医療機関等以外で療養を受けた場合の費用、付添看護の費用又は移送の費用などで被災団員等が支払った、又は支払うべき療養費を市町村等が被災団員等に支給するものである。

市町村等における療養補償の支給方法としては、この療養費の支給方法の変形として、被災団員等が療養に要した費用を自ら直接負担することのないよう、市町村等が直接医療機関に支払っているのが実態として多く見受けられるが、この場合には、被災団員等の医療機関に対する受領委任による方法をとることが望ましい（外科後処置費請求書の記載例参照）。

4 消防基金の療養に要する費用の算定基準

公務災害補償における療養補償は、前記2で述べたとおり、医学上又は社会通念上必要かつ相当であると認められる範囲のものである。

消防基金は、これら療養に要する費用の算定について、労働者災害補償保険制度における療養補償給付の算定基準の例により、「診療に要する費用」、「保険薬局に係る療養に要する費用」、「柔道整復師の施術に要する費用」、「はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用」、「付添看護に要する費用」、「移送に要する費用」及び「文書料に要する費用」の算定基準として「療養費用算定基準細目」を定め、これにより算定した額を支払うこととしている。

〔責任共済法施行令第3、昭和49年基金規程第2号「療養に要する費用の算定に関する基準」、昭和63年消基発第305号「療養費用算定基準細目」〕

5 療養補償の支給事務

(1) 市町村等における医療費の支給

健康保険法、国民健康保険法等における医療給付（以下「健康保険等」という。）は、保険の適用される医療の範囲があらかじめ定められているが、これに対して、市町村等の条例に基づく療養補償は医学上又は社会通念上必要かつ相当と認められる範囲内で療養の給付を行うこととされている。例えば、健康保険等における医療費は診療報酬点数と診療単価（1点10円）によって算定されるが、療養補償による医療はこれら保険の適用のない自由診療となるので、一定の診療単価が定められてはいない。したがって、病院からそれより高い診療単価で医療費の請求があれば市町村等はこれにより療養補償を行わなければならないことになる。この場合、消防基金が市町村等に支払う療養補償費は、前記4に述べた「療養費用算定基準細目」の基準により算定した額となるので、消防基金の支払額が病院の請求額に満たないときは、その差額を市町村等が負担し病院に対して支払うことになる。

このような負担を市町村等が避けるためには、病院に対して、消防基金の算定基準である「療養費用算定基準細目」を示し、当該算定基準の範囲内で請求されるよう理解を求める必要がある。

(2) 健康保険、国民健康保険等を使用した場合の取扱いについて

公務中に傷病を被った場合で、それが公務上の災害であるかどうか分からないため、とりあえず健康保険証等を使用して病院などで療養をするケースがある。

このような場合で当該傷病が公務上の災害と認定がなされた場合は、健康保険等による保険給付の適用が受けられないこととなっているので、療養に当たって本人が負担した一部負担金は被災団員等に支払うとともに、健康保険等の負担分は当該健康保険等の機関に返納することが原則となっている。

ただし、民間協力者の場合には、健康保険法の適用を受けて療養の給付が受けられるので、市町村等は本人負担分のみを療養補償として支給すればよいとされている。

〔国民健康保険法第56①、同法施行令第29、昭和47年保文発第289号厚生省保険課長回答〕

(3) 消費税の取扱いについて

療養補償及び福祉事業として行われる医療費及び文書料は、非課税の取り扱いとなる。

ただし、福祉事業における補装具の支給又は修理、リハビリテーション等に係る一部のものについては、課税対象とされている。

したがって、病院などからの療養補償の請求に消費税相当の額が含まれている場合は、当該療養補償に係る費用については非課税である旨を病院などに伝え除外するよう求める必要がある。

〔平成元年消防消第101号消防課長「消費税法の施行に伴う非常勤消防団員等に係る損害補償等の実施について」〕

(4) 治癒の時期について

療養の結果、被災団員等の傷病が治った場合には、療養は終了することとなる。ここでよく問題となるのは、「治った」ことの意味についてである。

第3章 損害補償の内容と請求手続

公務災害補償制度上の「治ったとき」とは、傷病が完全に治った場合（いわゆる完治）をいうだけでなく、その症状が固定し、もはや医療効果が期待できなくなった場合を含むものとされており、これを補償実務上「治ゆ」といつているものである。

傷病が治ゆしたと判断された場合は、休業補償も終了し、また、一定の後遺障害が残存したときは、障害補償の支給が行われることになる。このように「治ゆ」は補償実務上重要な意味を持つので、補償事務担当者はその判断に慎重な対応が必要となる。

なお、傷病がいったん治ゆしたものの、その後、再び前の傷病のため、又はその傷病の原因となった事故と相当因果関係が認められる傷病を発症した場合は、これを「再発」という。通常、初発傷病から相当の月日が経過している場合が多く、その間の日常生活における影響等、他の要因との関連もふまえ、もっぱら医学的判断を基に初発傷病又はその原因となった事故との相当因果関係を判断したうえで、それが認められる場合においては、再発認定をしたうえで再び療養補償及び休業補償が開始され、障害補償年金を受けている場合には、その年金を受ける権利を失うこととなる。

《治ゆの一般的基準》

治ゆしたかどうかを判断する場合の一般的基準は、以下のとおりである。

- ア 切創等にあつては、創面がゆ着し、薬剤を使用しなくなったとき。
- イ 打撲傷にあつては、発赤腫張、水腫等の急性症状が消退し、湿布、消炎剤等の処置を必要としなくなったとき。
- ウ 骨折にあつては、骨がゆ合（変形のゆ合、偽関節形成ゆ合を含む。）したとき。
- エ 疾病にあつては、急性症状が消退し、慢性症状が持続しても医療効果が期待し得ない状態になったとき。

① 医師との対応

治ゆを判断するには、原則として医師などに被災団員等が治ゆしていることの証明をしてもらうことが必要なので、医師には、補償実務上の治ゆの意味を十分に説明し、理解して貰うことが重要となる。医師などが治ゆしていないという事例でも、それは完治していないという意味であつて、既に症状固定の状態にあるケースがあり得るのでその点に注意する必要がある。

② 被災団員等との対応

被災団員等にとって治ゆの認定は、療養補償及び休業補償の終了を意味するものであり、重要なことである。したがって、補償事務担当者は、被災団員等に十分に治ゆの意味を説明のうえ、事務手続を進める必要がある。

6 請求手続等

（１） 請求手続

- ① 療養補償費の請求については、原則として、1月ごとに、「損害補償費支払請求書（別記様式第1号）」に「療養補償費内訳書（別記様式第4号）」及びその他必要な資料を添付して消防基金に提出しなければならない。

この療養補償費内訳書には、療養の態様に応じ、次に掲げる様式をそれぞれ添付しなければならない。

〔責任共済法施行令第1号、様式規程第1号、第2号〕

- ア 病院及び診療所に係る費用については、「1号紙 診療費請求明細書（病院・診療所用）」
- イ 歯科に係る費用については、「2号紙 診療費請求明細書（歯科用）」

- ウ 薬局に係る費用については、「3号紙 調剤費請求明細書（薬局用）」
- エ 柔道整復師、はり・きゅう及びマッサージの施術に係る費用については、「4号紙 施術料請求明細書（柔道整復師等用）」
- オ 訪問看護に係る費用については、「5号紙 訪問看護事業者の証明書」
なお、これらの様式への詳細の記入に代えて、同様の事項を記載した医師等による証明書又はレセプト等を添付してもよい。

（2）療養の現状報告

療養の開始後1年6か月を経過した日において傷病が治っていない場合は、同日後1月以内に「療養の現状報告書（別記様式第14号）」を消防基金に提出しなければならない。

また、基金が必要性を認めた場合（療養の継続性に疑義が生じた場合、再度療養の継続性について検討を要する場合等）においては、1年6か月を経過していない場合や1度提出された場合であっても、報告書の提出を求めることがある。

〔様式規程 § 4〕

7 様式記載例

様式記載例は、次のとおりである。

別記様式第1号

損害補償費支払請求書

総消 第 820 号 平成 28 年 8 月 20 日													
消防団員等公務災害補償等共済基金理事長 殿													
○○ 都道府県	×× 町 長 氏名 甲野 華子 組合管理者												
基金 敬浩 ほかに 0 名 に係る損害補償費の支払を別添内訳書の とおり請求します。													
損害補償費の請求額合計	1,126,275 円												
内訳書等 の 種 類	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>☒ 療養補償費内訳書 (1 枚)</td> <td>☐ 介護補償費内訳書 (枚)</td> </tr> <tr> <td>☒ 休業補償費内訳書 (1 枚)</td> <td>☐ 遺族補償費内訳書 (枚)</td> </tr> <tr> <td>☐ 傷病補償年金内訳書 (枚)</td> <td>☐ 葬祭補償費内訳書 (枚)</td> </tr> <tr> <td>☐ 傷病補償年金変更内訳書 (枚)</td> <td>☐ 未支給の損害補償費内訳書 (枚)</td> </tr> <tr> <td>☐ 障害補償費内訳書 (枚)</td> <td>☒ 事故状況等証明書 (1 枚)</td> </tr> <tr> <td>☐ 障害補償費変更内訳書 (枚)</td> <td></td> </tr> </table>	☒ 療養補償費内訳書 (1 枚)	☐ 介護補償費内訳書 (枚)	☒ 休業補償費内訳書 (1 枚)	☐ 遺族補償費内訳書 (枚)	☐ 傷病補償年金内訳書 (枚)	☐ 葬祭補償費内訳書 (枚)	☐ 傷病補償年金変更内訳書 (枚)	☐ 未支給の損害補償費内訳書 (枚)	☐ 障害補償費内訳書 (枚)	☒ 事故状況等証明書 (1 枚)	☐ 障害補償費変更内訳書 (枚)	
☒ 療養補償費内訳書 (1 枚)	☐ 介護補償費内訳書 (枚)												
☒ 休業補償費内訳書 (1 枚)	☐ 遺族補償費内訳書 (枚)												
☐ 傷病補償年金内訳書 (枚)	☐ 葬祭補償費内訳書 (枚)												
☐ 傷病補償年金変更内訳書 (枚)	☐ 未支給の損害補償費内訳書 (枚)												
☐ 障害補償費内訳書 (枚)	☒ 事故状況等証明書 (1 枚)												
☐ 障害補償費変更内訳書 (枚)													
※ 損害補償費支払決定額													
円 (名分)													
※ 受 理 年 月 日	年 月 日												
※ 支 払 年 月 日	年 月 日												

必ず
押印

[注意事項]

- 1 ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」にレ印を記入すること。
- 2 この請求書に添付する書類
 - (1) 様式第3号の事故状況等証明書及び当該様式の注意事項に定める書類
 - (2) 様式第4号から様式第10号までの内訳書のうち、損害補償費支払請求に必要な内訳書及び当該様式の注意事項に定める書類

別記様式第4号

療 養 補 償 費 内 訳 書

		請求回数	第 1 回 (28 年 8 月分)	
種 別	☒ 消防団員 ☐ 水防団員 ☐ 消防作業従事者 ☐ 水防従事者 ☐ 応急措置従事者 ☐ 救急業務協力者			
非常勤消防団員等の氏名		き きん たかひろ 基金 敬浩		事故発生年月日
				28 年 7 月 1 日
療 養 補 償 費 請 求 の 内 訳			請 求 額	※ 審 査
1 診 療 費	内訳は、別添1号紙「診療費請求明細書(病院・診療所用)」又は別紙2号紙「診療費請求明細書(歯科用)」記載のとおり		円 907,272	円
2 調 剤 費	内訳は、別添3号紙「調剤費請求明細書(薬局用)」記載のとおり		7,148	
3 施 術 料	内訳は、別添4号紙「施術料請求明細書(柔道整復師等用)」記載のとおり		4,475	
4 看 護 料	☐ 訪 問 看 護	内訳は、別添5号紙「訪問看護事業者証明書」のとおり		
	☐ 看 護 師			
	☐ 准 看 護 師	年 月 日から		
	☐ 看護補助者	年 月 日まで		
5 移 送 費	交通機関の種類	路 程		
	☐ バ ス		から	
	☐ 電 車		まで	
	☐ タクシー	Km { ☐ 片道 ☐ 往復	回	
☐ 自家用車				
6 上記以外の療 養 費				
7 療養補償費請求額 (1～6の合計額)			918,895	

※ 療養補償費請求支払額	円	※受理	年 月 日	※送金	年 月 日
--------------	---	-----	-------	-----	-------

[注意事項]

- ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」にレ印を記入すること。
- 「4 看護料」及び「5 移送費」を請求する場合は、訪問看護の場合を除き、費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。ただし、看護人が家族・友人、移送で自家用車を利用した場合には、その必要がないこと。
- 「6 上記以外の療養費」の欄には、「1 診療費」及び「3 施術料」に含まれない療養に必要な治療用材料等の名称、数量及び費用を記入し、その領収書及び明細書を添付すること。

第3章 損害補償の内容と請求手続

いずれかにチェック

診療費請求明細書(病院・診療所用)				氏 名		基金 敬浩							
傷病名 1 2 3	右下腿骨骨折 顔面打撲			診療開始日	1	28年	7月	1日	診療期間 28年7月1日から 28年7月23日まで	診療実日数	16日		
					2	年	月	日					
					3	年	月	日					
診療の内訳(☑病院 □診療所)				※審査	転帰 ☐ 治癒 ☐ 中止 ☐ 死亡 ☐ 継続 ☒ 転医								
初診時間外・休日・深夜				回	点	診療の内容(基金基準)					※審査		
再診	再診	×	回		初診料	3,760円							
	外来管理加算	×	回		再診料	1,390 × 2回 2,780							
	時間外	×	回		再診時療養指導管理料	920 × 2回 1,840							
	休日	×	回		その他の	救急管理加算 42,000							
	深夜	×	回		計	50,380							
指導					摘要								
在宅	往診		回		詳細は別紙								
	夜間		回										
	深夜・緊急		回										
	在宅患者訪問診療		回										
	その他												
投薬	内服	薬剤	単位										
	調剤	×	回										
	屯服	薬剤	単位										
	外用	薬剤	単位										
	調剤	×	回										
注射	皮下筋肉内		回										
	静脈内		回										
	その他		回										
処置	薬剤		回		治療用装具を必要と認めたことの有無		☐ 有 ☐ 無		治療用装具の種類				
手術		回	付添看護関係										
麻酔	薬剤		回										
検査	薬剤		回	看護の種類	☐ 看護師 ☐ 准看護師 ☐ 看護補助者 ☐ 普通看護 ☐ 泊込看護		左記の看護を必要とした理由		☐ 1人付看護 日間 ☐ 2人付看護 日間 ☐ 3人付看護 日間				
画像診断	薬剤		回		期間及び看護形態		年 月 日から 年 月 日まで						
その他	処方せん		回		入院時室料加算関係		室料の種類					期間	
入院	入院年月日	28年7月1日		点	個室		期間		28年7月1日から 7日間 年 月 7日まで				
	☑ 病院	入院料(入院環境料・看護料・給食料)			☑ 二人部屋		普通室満床のため		請求額		円 5,000 × 7日 = 35,000 ※		
	☑ 基食	食有	×		日間	受給の有無		☐ 有 ☒ 無		健康保険等他の法令による受給関係		円 支給される額	
	□ 普食	食無	×		日間	受給の有無		☐ 有 ☒ 無		健康保険等他の法令による受給関係		円 一部負担金	
	☑ 衣	特食	×		日間	受給の有無		☐ 有 ☒ 無		健康保険等他の法令による受給関係		円 一部負担金	
その他					特定入院料								
合 計					(合計点数)		(1点単価)						
ア 診療報酬点数表により計算できるもの					65,526 点 × 12 円		銭 =		786,312 円		※		
イ 診療報酬点数表により計算できないもの					(文書料、治療用装具、入院時室料加算等)						※		
診療費請求合計額(ア+イ)					文書料(療養・休業各1) 4,000+食事 31,580+50,380+35,000円						※		
					907,272 円								
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。 28年8月19日				医療機関の		所在地 ○○県××市△△ 3-1-1 名称 □□整形外科 医師の氏名 □□ 董				必ず押印			

- [注意事項]
- ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」にレ印を記入すること。
 - 「イ 診療報酬点数表により計算できないもの」の欄には、金額及び明細(文書料、治療用装具等)を記入すること。
 - この診療費請求明細書の記入に代えて、同様事項を記載した医師の証明書(診療報酬明細書)を添付してもよいこと。
 - 消防組織法等に基づく療養に要する費用(診療費、文書料、治療材料費等)では、消費税が非課税であること(消費税法施行令第14条第20号)。

いずれかにチェック

2 号 紙

診療費請求明細書(歯科用)

氏 名		基金 敬浩	
診療開始日	28 年 7 月 20 日		
診療期間	28 年 7 月 20 日から 28 年 7 月 31 日まで 実日数 2 日		
☒ 転帰 ☒ 治癒 ☐ 中止 ☐ 死亡 ☐ 継続 ☐ 転院			
診療の 内 容			
初診	時間外 休日 深夜 その他 ()		
再診	時間外 休日 深夜 その他 ()		
管理・リハ	歯管	義管	実地指
投薬・注射	内・屯・外・注	調	× × 処方 × + × 情 × + × 処 × + × 注 × × ×
X線検査	全顎	×	×
	標	×	×
P混検	×	×	×
	×	×	×
P部検	×	×	×
	×	×	×
基本検査	×	×	×
	×	×	×
精密検査	×	×	×
	×	×	×
その他	×	×	×
	×	×	×
う蝕	×	×	×
	×	×	×
保護処置	×	×	×
	×	×	×
根	×	×	×
	×	×	×
根	×	×	×
	×	×	×
加圧	×	×	×
	×	×	×
生切	×	×	×
	×	×	×
除	×	×	×
	×	×	×
F局	×	×	×
	×	×	×
T.cond	×	×	×
	×	×	×
去	×	×	×
	×	×	×
歯清	×	×	×
	×	×	×
SC	×	×	×
	×	×	×
SPR	×	×	×
	×	×	×
前	×	×	×
	×	×	×
小	×	×	×
	×	×	×
大	×	×	×
	×	×	×
SPT	×	×	×
	×	×	×
P処	×	×	×
	×	×	×
P基処	×	×	×
	×	×	×
抜歯	×	×	×
	×	×	×
乳	×	×	×
	×	×	×
白	×	×	×
	×	×	×
離	×	×	×
	×	×	×
埋	×	×	×
	×	×	×
+	×	×	×
	×	×	×
切開	×	×	×
	×	×	×
特定	×	×	×
	×	×	×
薬剤	×	×	×
	×	×	×
麻酔	×	×	×
	×	×	×
その他	×	×	×
	×	×	×
補診	×	×	×
	×	×	×
維持管理	×	×	×
	×	×	×
印象	×	×	×
	×	×	×
歯	×	×	×
	×	×	×
前接C	×	×	×
	×	×	×
(生)	×	×	×
	×	×	×
金ジ	×	×	×
	×	×	×
失活	×	×	×
	×	×	×
金ジ	×	×	×
	×	×	×
乳	×	×	×
	×	×	×
修	×	×	×
	×	×	×
冠	×	×	×
	×	×	×
前小バ	×	×	×
	×	×	×
前小二	×	×	×
	×	×	×
大バ	×	×	×
	×	×	×
大銀	×	×	×
	×	×	×
大二	×	×	×
	×	×	×
14K	×	×	×
	×	×	×
欠	×	×	×
	×	×	×
損	×	×	×
	×	×	×
補	×	×	×
	×	×	×
級	×	×	×
	×	×	×
有床義歯	×	×	×
	×	×	×
12~14歯	×	×	×
	×	×	×
総義歯	×	×	×
	×	×	×
その他	×	×	×
	×	×	×
摘要	×	×	×
	×	×	×
(合計)	429	12	5,148
	429	12	5,148
ア	診療報酬点数表により計算できるもの	診療報酬点数表により計算できないもの	健康保険等の法令による受給関係
	429 点 × 12 円 = 5,148 円 ※	療養 (1 通) 2,000 円 ※	受給の有 無 ☐ 有 ☒ 無
イ	診療報酬点数表により計算できないもの	診療報酬点数表により計算できるもの	保険の 名 称
	療養 (1 通) 2,000 円 ※	診療報酬点数表により計算できるもの	支給される額 円 一部負担金 円
診療費請求合計額 (ア+イ)	7,148 円 ※	7,148 円 ※	円
	7,148 円 ※	7,148 円 ※	円
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。			
28 年 8 月 19 日			
医療機関の { 所在地 ○○ 県 × × 市 △ △ 4-9-2 名 称 ○ × デンタルクリニック 医師の氏名 ○ × 太郎			

基金基準は上限12円

[注意事項]

- ※印の欄は、記入しないこと。また、該当する「□」に✓印を記入すること。
- 「イ 診療報酬点数表により計算できないもの」の欄には、金額及びその明細（文書料等）を記入すること。
- この診療費請求明細書の記入に代えて、同様事項を記載した医師の証明書（診療報酬明細書）を添付してもよいこと。
- 消防組織法等に基づく療養に要する費用（診療費、文書料、治療材料費等）では、消費税が非課税であること（消費税法施行令第14条第20号）。

必ず押印

第3章 損害補償の内容と請求手続

3号紙

調剤費請求明細書(薬局用)

氏 名

基金 敬浩

処方せんを交付した医療機関の	所在地	〇〇県××市△△ 3-1-1	受付回数	2 回
	名称	□□整形外科		
	医師の氏名	□□重		

処方月日	調剤月日	処 方		調 剤 数 量	調 剤 報 酬 点 数			※ 審 査 点
		医薬品・規格・用量・剤型・用法	単位薬剤料		調剤料	薬剤料	加算料	
7.16	7.16	ロキソプロフェンNa錠 60mg	5 点	7	35 点	35 点	点	
7.23	7.23	「トーワ」 3錠		7	35	35		
.	.	レバミピド錠 100mg「日医工」						
.	.	3錠						
.	.	内服分3 毎食後						
.	.							
.	.							
.	.							
.	.							
.	.							
.	.							
.	.							
.	.							
.	.							
.	.							

適 用

請 求 点	※決 定 点	調剤基本料	時間外等加算	指 導 料
140				

健康保険等の法令 による受給関係	受 給 の 有 無	□ 有	☑ 無
	保 険 の 名 称		
	支 給 さ れ る 額		円
	一 部 負 担 金		円

調 剤 費 請 求 額 1,400 円 ※ 円

上記の事項は事実と相違ないことを証明します。

28 年 8 月 1 日

薬 局 の { 所 在 地 〇〇県××市4-9-3
名 称 ハロハロ薬局
薬 剤 師 の 氏 名 波 浪 太 郎

㊞

必ず
押印

基金基準は1点単価10円

〔注意事項〕

- ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」にレ印を記入すること。
- この調剤費請求明細書の記入に代えて、同様事項を記載した薬剤師の証明書〔調剤報酬明細書〕を添付してもよいこと。
- 消防組織法等に基づく療養に要する費用（診療費、文書料、治療材料費等）では、消費税が非課税であること（消費税法施行令第14条第20号）。

いずれかにチェック 4 号 紙

施 術 料 請 求 明 細 書(柔道整復師等用)				氏 名		基金 敬浩				
傷病名	顔面部打撲			初検日	28 年 7 月 25 日	療養期間	28 年 7 月 25 日から 28 年 7 月 31 日まで		施術実日数	2 日
施 療 の 内 容					※ 審 査	☐ 転 帰 ☐ 治 癒 ☐ 中 止 ☒ 継 続 ☐ 死 亡 ☐ 転 医				
初 検 料	時 間 内 2,475 円 時 間 外 支援料 100 深 夜			円		摘 要				
再 検 料	28 年 7 月 29 日 375					→ 詳細に記載すること				
指 導 管 理 料	年 月 日から 回 年 月 日まで									
往 療 料	普 通 回 夜間・難路 回 距離(片道) km 暴 風 雨 回 同 一 家 屋 回									
初 回 処 置 料	☐ 整復料 1 回 910 ☐ 固定料 回 ☒ 施療料 回									
後 療 料	1 回 615 回 回									
運 動 療 法	回									
温 罨 法 料	月 日から 月 日まで 回 月 日から 月 日まで 回									
冷 罨 法 料	月 日から 月 日まで 回 月 日から 月 日まで 回									
電 療 料	回 回									
レントゲン料	回			医師の同意の有 無						
宿 泊 料	入 院 料 月 日から 日間 月 日まで			健康保険等の法令による受給関係						
	食 事 料 月 日から 日間 月 日まで			受 給 の 有 無		☐ 有 ☒ 無				
				保 険 の 名 称						
そ の 他				支給される額		円				
合 計						一 部 負 担 金		円		
施 術 料 請 求 額				4,475 円		※				
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。 28 年 8 月 1 日 施 術 所 の { 所 在 地 ○○ 県 × × 市 4-9-4 名 称 ハロハロ整骨院 施術者の氏名 柔道 次郎										

[注意事項]

- ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」にレ印を記入すること。
- この施術料請求明細書の記入に代えて、同様事項を記載した施術者の証明書を添付してよいこと。
- 消防組織法等に基づく療養に要する費用(診療費、文書料、治療材料費等)では、消費税が非課税であること(消費税法施行令第14条20号)。

訪問看護事業者の証明書

氏 名 基金 本次郎

具体的に記載すること

傷病名	脳出血による左半身マヒ（中等度）		(訪問看護期間)	
(傷病の経過)	左片マヒあるも経過良好		28 年 7 月 5 日から 28 年 7 月 25 日まで 訪問看護の回数 5 回	
基本療養費	☐ 保健師 ☐ 看護師 ☐ 理学療法士 ☐ 作業療法士	指示年月日	28 年 7 月 3 日	
		主治医への直近報告年月日	年 月 日	
		(訪問日)		
	円 × 回 円 ☒ 准看護師 4,500 円 × 5 回 22,500 円	1 2 3 4 ⑤ 6 7 8 9 ⑩ 11 12 13 14 ⑮ 16 17 18 19 ⑳ 21 22 23 24 ㉕ 26 27 28 29 30 31		
管理	初 日	6,600 円		
療養費	2回目以降 4 回	10,400 円		
情報提供療養費	円		提供した情報の概要	
ターミナルケア療養費	円		情報提供先の市（区）町村の名称	
	死亡年月日 年 月 日		(備考)	
合計	39,500 円			
訪問看護を指示した医療機関の名称及び主治医の氏名 医療機関の名称 △△町立病院 主治医氏名 鈴木二郎				
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。 28 年 7 月 30 日 訪問看護事業者の { 所在地 ○○県××郡△△町 3-3-3 名 称 △△町立病院 代表者氏名 院長 山田 一郎				

印 ←

必ず
押印

[注意事項]

- 該当する□に✓印を記入すること。
- この訪問看護事業者の証明書の記入に代えて、同様事項を記載した訪問看護事業者の証明書を添付してもよいこと。

別記様式第14号

☒ 消防団員 ☐ 水防従事者 ☐ 水防団員 ☐ 応急措置従事者 ☐ 消防作業従事者 ☐ 救急業務協力者		療 養 の 現 状 報 告 書		28 年 7 月 10 日	
消防団員等公務災害補償等共済基金理事長 殿 〇〇 都 〇 町長 氏名 △△ みどり 府 〇 村 〇 組合管理者			必ず 押印		
下記のとおり療養の現状を報告します。					
非常勤消防団員等の氏名 ふりがな 基金 またさぶろう 基 金 又 三 郎		事故発生日 26 年 12 月 5 日 療養開始日 26 年 12 月 5 日			
傷 病 名		左大腿骨頸部骨折			
療 養 の 経 過		当初はリハビリに努めたが、最近は痛みのため、左足に体重をかけられない。			
日常生活の概要		歩行すると激痛が走るため外出するのが難しい。			
医 師 の 証 明	傷病の種類(傷病名・傷病の部位等)	左大腿骨頸部骨折、骨頭壊死			
	傷病の経過及び治療方法の概要	頸部骨折に対し骨接合術を施行。加重制限等の後、リハビリテーションによる運動機能の回復を目指したが、大腿骨頭に壊死が見つかった。			
	傷 病 の 現 状	術後、加重制限等により、経過を観察してきたところであるが、頸部の壊死に伴う痛みが著明なことから、手術を行う予定としている。			
	傷病の今後の見込み	大腿頸部壊死に伴い、平成27年8月に、人工骨頭の置換手術を行う予定としている。			
	上記のとおりであることを証明します。 28 年 6 月 25 日 医療機関の 所 在 地 〇〇県××市1-1 名 称 ××市立総合病院 医師の氏名 二階堂 尊				
必ず 押印					

(医師の記入が望ましい)
具体的に記入すること。

具体的に記入すること。

〔注意事項〕

- 療養の開始後1年6箇月を経過した日において当該負傷又は疾病が治っていない者は、同日後1月以内にこの報告書を提出するものであること。
- 該当する「□」には、レ印で示すこと。

第2 休業補償

1 趣旨

休業補償は、公務上の傷病の療養のため勤務その他の業務に従事できない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときに、その業務ができないことに伴う損失を補てんするため、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給するものである。

ただし、監獄等に拘禁又は収容されている期間については、休業補償は支給されない。

〔基準政令第5号、総務省令第1号〕

2 支給要件

休業補償は、次に掲げる三つの要件をすべて満たさなければ支給されない。

- ① 公務上の傷病のため療養していること。
- ② その療養のため勤務その他の業務に従事することができないこと。
- ③ 勤務その他の業務に従事しないことにより、給与その他の業務上の収入を得ることができないこと。

これらの要件は、それぞれ次のように運用されている。

- (1) 「療養のため」とは、「傷病の治療のため」という意味で、これは「療養を受けている間」と同義である。したがって、傷病が治癒したと認定された場合には、当然にその要件を欠くことになる。
- (2) 「勤務その他の業務に従事することができない」とは、社会通念上、労務に服することが期待できない状態にあることを意味する。例えば、入院中はもちろんのこと、自宅療養中とか、医学上労務に服することが不適当とされるような場合を含むものである。
- (3) 「給与その他の業務上の収入を得ることができない」とは、会社員の場合は休業期間中に給与を得ていないことをいい、自営業者、農業従事者等の場合には、医学上、就労が不可能な状態である場合をいう。

なお、通院のため1日の所定の勤務時間の一部について勤務ができない時間があり、その時間について給与が得られない場合も含むものである。

3 休業補償の支給対象期間

- (1) 休業補償は、療養のため勤務その他の業務に従事することができず、給与その他の業務上の収入を得ることができない期間について支給されることとなるので、日曜日、休日などの勤務を要しない日にも支給される。これは、休業補償の算定基礎となる補償基礎額が日曜日など勤務を要しない日を含んで算定されていることを考慮して、このように取り扱うものである。
- (2) 事故発生日については、当該事故が午後5時以前に発生し、療養のため給与その他の業務上の収入を得ることができなかったときは、その日についても休業補償が支給される。また、死亡した日、治癒した日も休業補償の支給対象となるものである。

4 休業補償の算定方法

休業補償の額は、補償基礎額の100分の60に相当する額とされているが、この支給額の算定については、休業形態によって次に掲げる5つの算定方法のいずれかによるものとされている。

- (1) 全部労働不能のため、すべての給与その他の業務上の収入を得ることができなかった場合

1日につき 補償基礎額×60/100
(例) 1日の全部について欠勤し、その日の給与が受けられなかった。 [補償基礎額 11,634円(以下同じ。)] $11,634 \text{ 円} \times 60 / 100 = 6,980 \text{ 円}$

(注) 1日ごとの休業補償の額を「確定金額」として1円未満の端数を切り捨てる。
(以下同じ。)

- (2) 全部労働不能にもかかわらず、給与その他の業務上の収入の一部を得ることができた場合

1日につき (補償基礎額×60/100) - 労務に基づかない給与その他の業務上の収入
(例) 1日の全部について欠勤したが、給与を減額され1日につき4,500円の給与を受けた。 $(11,634 \text{ 円} \times 60 / 100) - 4,500 \text{ 円} = 2,480 \text{ 円}$

(注) 減額されて受けた給与の日額が補償基礎額の100分の60以上の場合は、休業補償は支給されない。

ただし、被災団員の給与の日額が補償基礎額の100分の60以上100分の80未満の場合は、福祉事業の休業援護金の支給対象となる。

- (3) 一部労働可能により、労務に基づく給与その他の業務上の収入を得ることができた場合

1日につき (補償基礎額 - 労務に基づく給与その他の業務上の収入) × 60/100
(例) 1日のうち一部を療養のため欠勤し、一部を勤務して5,500円の給与を受けた。 $(11,634 \text{ 円} - 5,500 \text{ 円}) \times 60 / 100 = 3,680 \text{ 円}$

- (4) 一部労働可能により、労務に基づく給与その他の業務上の収入を得ることができたほか、労務に基づかない給与その他の業務上の収入を得ることができた場合

1日につき (補償基礎額 - 労務に基づく給与その他の業務上の収入) × 60/100 - 労務に基づかない給与その他の業務上の収入
(例) 1日のうち一部を勤務して5,500円の給与を受け、また、一部を療養のため欠勤したが、これに対する給与として2,500円を受けた。 $(11,634 \text{ 円} - 5,500 \text{ 円}) \times 60 / 100 - 2,500 \text{ 円} = 1,180 \text{ 円}$

第3章 損害補償の内容と請求手続

- (5) 療養のため終日休業する必要はないが、通院のため、農業等の個人営業に従事することができなかった場合

$1 \text{ 日につき } \text{補償基礎額} \times 60 / 100 \times \text{通院に要する時間} / 7.75 \text{ 時間}$
(例) 1日のうち通院のため、4時間にわたり農業に従事できなかった。 $11,634 \text{ 円} \times 60 / 100 \times 4 \text{ 時間} / 7.75 \text{ 時間} = 3,602 \text{ 円}$

- (注1) この算定方法は、原則農業、商業等の個人営業者についてのみ適用されるものである。
- (注2) 通院に要する時間は、病院等での待時間、診療時間及び通院に要した総時間をいうものである。なお、その時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

5 他の法律による給付との調整

休業補償の受給権者に同一の事由により厚生年金保険法等の他の法律の規定による年金が併給される場合の休業補償の支給額は、傷病補償年金等の場合と同様に、当該休業補償の額に基準政令で定める率を乗じて得た額に調整される。

〔基準政令附則 § 3⑤⑥〕

6 請求手続等

(1) 請求事務上の留意点

- ① 被災団員等が自営業者の場合は、休業期間中における収入の実態把握は困難であるので、療養のため現実に農業、商業等の営業等に従事できず、収入がなかった日が休業補償の対象となる。ただし、終日休業か、一部休業かによって休業補償の算定方法（前記4の(1)又は(5)のいずれかによる。）が異なるので、その調査を行う必要がある。
- ② 被災団員等が給与所得者の場合は、休業した日について受けた給与の額が補償基礎額の100分の60以上のときは、休業補償は行われないので、休業した日における給与に関する調査を行う必要がある。ただし、100分の60未満であっても、有給休暇をとる等により、給与が全額支払われている日においてはこの限りではない。

また、給与所得者の休業補償の算定は、休業形態に応じ原則前記4の(1)から(4)の方法によって行われることとなる。

(2) 請求手続

- ① 休業補償費の請求については、原則として、1月ごとに、「損害補償費支払請求書（別記様式第1号）」に「休業補償費内訳書（別記様式第5号）」及びその他必要な資料を添付して消防基金に提出しなければならない。

なお、その際、受給権者が団員の場合は、休業援護金の請求書も併せて提出しなければならない。

〔責任共済法、様式規程 § 1、§ 2〕

- ② 「休業補償費内訳書」には、受給権者が療養のため勤務その他の業務に従事することができなかった日数等に関する医師の証明欄が設けられているので、その証明を受けなければならない。なお、

入院中の場合のように療養のため労務に服することができないと明らかに認められる場合にはその証明を必要としない。

- ③ また、受給権者が給与所得者の場合は、休業期間中の給与の受給の有無等に関する証明欄が設けられているので、これに係る使用主の証明を受けなければならない。

7 様式記載例

様式記載例は、次のとおりである。

なお、「損害補償費支払請求書（別記様式第1号）」の記載例については「**第1 療養補償**」を参照されたい。

第3章 損害補償の内容と請求手続

別記様式第5号

いづれかにチェック

☒ 消防団員		☐ 水防従事者		休業補償費内訳書		請求第 1 回	
☐ 水防団員		☐ 応急措置従事者				〔 28 年 7 月分〕	
☐ 消防作業従事者		☐ 救急業務協力者					
消防団員等の氏名				基金 敬浩		事故発生日	
初診				H.28年 7 月 1 日		診断によって疾病が確定した日	
傷病名及びその程度				顔面打撲・右下腿骨々折		転	
				帰		☐ 治ゆ ☐ 中止 ☐ 死亡 ☐ 継続 ☒ 転医	
療養のため勤務その他の業務に従事することができなかったと認められる日数				H.28年 7 月 1 日 から うち 31 日		診療	
				H.28年 7 月 31 日 まで		実日数 16 日	
本人の職業に関連して療養のため休業しなければならなかったこと等についての医師等の意見				ギプス固定のため、25 日間 は 自宅安静を要した。 6 日間 は 半日休業を認める。			
上記事項は事実と相違ないことを証明します。				所在地 ○○県××市△△ 1-1			
医療機関等の				名称 ☐ 整形外科			
H.28 年 8 月 1 日				職・氏名 ☐ 董			
請求		自家営業の場合		年 月 日から 年 月 日まで		全部休業した日数 日	
		うち				一部休業した日数 日	
求		勤務して		28 年 7 月 1 日 から 28 年 7 月 31 日 まで		全部休業した日数 25 日 〔全部休業した日に支払われた給与の総額 0 円〕	
		うち				一部休業した日数 6 日 〔一部休業した日に支払われた給与の総額 15,000 円〕	
数		いた場合		傷病手当金 ☐ 受けた 年 月 日から 年 月 日まで		日間〔額 円〕 ☒ 受けなかった	
等		使用主の証明		上記事項は事実と相違ないことを証明します。		所在地 ○○県××市□□町	
				使用主の		名称 (株) 基金テレビジョン	
				28 年 8 月 2 日		責任者氏名 番組 太郎	
他の法令による受給関係		年金の種類〔障害等級第 級〕		年金の年額		年金証書の記号番号	
						支給開始年 月	
						所轄年金事務所等	
休業補償費の算式		全部休業した日		(補償基礎額) [A] 11,634 円×60/100= 6,980.4 → 6,980 (円未満切捨)		(請求日数) 円 6,980 円× 25 日 = 174,500 円	
		一部休業した日		(補償基礎額) [C] 11,634 円- 2,500 円 ×60/100= 5,480.4 → 5,480 (円未満切捨)		(請求日数) 円 5,480 円× 6 日 = 32,880 円	
				(補償基礎額) [D] 円- 円 ×60/100= 円 = 円 (円未満切捨)		(請求日数) 円× 日 = 円	
				(補償基礎額) [E] 円×60/100× 時間/7.75時間= (円未満切捨)		(請求日数) 円× 日 = 円	
休業補償費請求額		[(A)~(E)の合計額] 207,380					

具体的に記載すること

必ず押印

必ず押印

他の法令による受給関係のあるときは、必ず記載すること。

※ 補 償 基 礎 額	円	※ 受 理	年 月 日
※ 休 業 期 間 及 び 日 数	年 月 日 から 年 月 日 まで	日	
※ 休 業 補 償 費 支 払 額	円	※ 送 金	年 月 日

〔注意事項〕

- 1 ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」にレ印を記入すること。
- 2 「医師等の証明」欄は、入院中の場合のように療養のため勤務その他の業務に従事できないことが明らかに認められるときは、記入することを要しないこと。
- 3 「請求日数等」の欄中「全部休業した日数」には、療養のため1日の全部にわたって休業し、給与その他の業務上の収入の全部を得ることができなかった日の日数を、「一部休業した日数」には、療養のため1日の一部(勤務していた者の場合は、正規の勤務時間の一部)を休業したために、給与その他の業務上の収入が補償基礎額以下であった日の日数を記入すること。
- 4 「休業補償費の算式」の欄は、次に掲げる事由に応じ記入すること。
 - (1) 全部休業した日の場合
 - ア (A)は、一日の全部労働不能のため、すべての給与その他の業務上の収入を得ることができなかったとき
 - イ (B)は、一日の全部労働不能にもかかわらず、給与その他の業務上の収入の一部を得ることができたとき
 - (2) 一部休業した日の場合
 - ア (C)は、一日のうち一部労働可能により、その労働に基づく給与その他の業務上の収入の一部を得ることができたとき
 - イ (D)は、一日のうち一部労働可能により、その労働に基づく給与その他の業務上の収入の一部を得ることができたほか、その労働に基づかない給与その他の業務上の収入を得ることができたとき
 - ウ (E)は、療養のため一日の全部にわたり休業する必要がないが、通院等のため、農業等の個人営業に従事することができなかったとき
- 5 この内訳書に添付する書類
休業補償の受給権者が、当該傷病について基準政令附則第3条第5項又は第6項に規定する他の法律による年金たる給付を受ける場合には、当該年金証書全文の写し
- 6 この内訳書と同様の事項を記載した市町村又は水害予防組合の定めている当該補償費の請求書の写しをもって、この内訳書に代えることができること。

第3 傷病補償年金

1 趣旨

傷病補償年金は、公務上の傷病の療養の開始後1年6月を経過した日以後において、その傷病が治癒しておらず、その傷病による障害の程度が総務省令別表第一に定める傷病等級に該当する場合に、その傷病等級に応じて、補償基礎額の313倍、277倍、245倍に相当する額を年金として支給するものである。

〔基準政令§5の2①、総務省令§2、別表第一〕

2 支給要件

傷病補償年金は、療養の開始後1年6月を経過した日、又はその日後において次に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

- ① 傷病が治っていないこと。
- ② 傷病による障害の程度が傷病等級（第1級～第3級）に該当すること。

〔昭和52年消防消第66号消防課長「傷病等級の決定について」〕

（注） 「療養の開始後1年6月を経過した日」とは、療養の開始の日の属する月の翌月から起算して18月目の月において当該療養の開始の日に対応する日をいい、再発した場合にあっては、初発傷病に係る療養期間を通算して「1年6月」を計算することとなる。

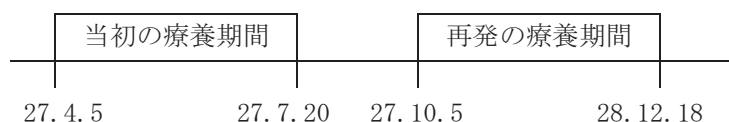
例1 療養開始・平成26年7月21日

・1年6月を経過した日 → 平成28年1月21日

例2 療養開始・平成26年12月31日

・1年6月を経過した日 → 平成28年7月1日（18月目の末日に応答日がない場合）

例3 再発の場合：治癒前の療養期間を通算する。



・1年6月を経過した日 → 平成28年12月19日

※ 3月16日（27. 4. 5～27. 7. 20）＋1年2月14日（27. 10. 5～28. 12. 18）＝1年6月

3 年金の支給額

傷病補償年金は、障害の程度に応じ、1年につき次に掲げる額が支給される。〔基準政令§5の2②〕

傷 病 等 級	年 金 額
第 1 級	補償基礎額 × 313
第 2 級	〃 × 277
第 3 級	〃 × 245

4 療養補償及び休業補償との関係

傷病補償年金が支給される場合であっても、療養補償は引き続いて行われるが、休業補償については、傷病補償年金に該当することとなった日の属する月の末日をもって終了する。

〔基準政令 § 5 の 2 ③〕

5 傷病による障害の程度に変更があった場合

傷病による障害の程度が傷病の悪化又は軽快に伴い傷病等級が変更して他の傷病等級に該当することとなった場合には、その翌月から変更後の傷病等級に応じた傷病補償年金の額が支給される。

また、障害の程度が傷病等級に該当しなくなった場合には、その日の属する月まで傷病補償年金を支給する。なお、この場合で、療養のため勤務その他の業務に従事することができず、そのため給与等が得られないときには、該当しなくなった翌月から休業補償を行うこととなる。

〔基準政令 § 5 の 2 ④〕

6 他の法律による給付との調整

傷病補償年金の受給権者に対し同一の事由により厚生年金保険法等の他の法律の規定による年金が併給される場合の傷病補償年金の支給額は、当該年金額に次表に掲げる率を乗じて得た額に調整される。

ただし、調整後の年金額が、調整前の年金額から同一の事由について支給される他の法律の規定による年金の額を控除した額を下回る場合には、その控除した残額に相当する額が年金として支給される。

〔基準政令附則 § 3 ①～③〕

① 昭和 61 年 3 月 31 日以前に支給事由が発生した場合

同一の事由について支給される他の法律による給付	特殊公務災害	調 整 率	
		傷病等級	
旧船員保険法による障害年金	非該当		0.75
	該 当	第 1 級 第 2 級・第 3 級	0.82 0.83
旧厚生年金保険法による障害年金	非該当		0.75
	該 当	第 1 級 第 2 級・第 3 級	0.82 0.83
旧国民年金法による障害年金	非該当		0.89
	該 当	第 1 級・第 2 級 第 3 級	0.92 0.93

(注) 他の法律による給付が二つある場合の調整率は、当該給付に係るそれぞれの調整率を合算したもののから 1 を減じたものとされている。

第3章 損害補償の内容と請求手続

② 昭和61年4月1日以後に支給事由が発生した場合

同一の事由について支給される他の法律による給付	特殊公務災害	調 整 率	
		傷病等級	
厚生年金保険法による障害厚生年金又は追加費用対象期間による特例障害共済年金及び国民年金法による障害基礎年金（注1）	非該当		0.73
	該 当	第1級・第2級 第3級	0.81 0.82
厚生年金保険法による障害厚生年金又は追加費用対象期間による特例障害共済年金	非該当		0.88
	該 当	第1級 第2級・第3級	0.91 0.92
国民年金法による障害基礎年金（注1、2）	非該当		0.88
	該 当	第1級 第2級・第3級	0.91 0.92

注1：災害発生日に20歳未満であった場合等における障害基礎年金を除く。

注2：平成27年9月30日以前に支給事由が発生した旧国共済法等による障害共済年金を除く。

7 年金の支給事務

(1) 年金の支給期間等

- ① 年金の支給は、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した（死亡又は傷病等級に該当しなくなった）日の属する月で終わる。〔基準政令 § 13①〕
- ② 年金の支給期月は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月であり、それぞれの前月分（2か月分）までを支給する。ただし、支給を受ける権利が消滅したときは、支給期月でない月であっても支給する。〔基準政令 § 13③〕

(2) 年金の端数処理

年金の端数処理は、100円単位で行うこととされているので、傷病補償年金の額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。〔基準政令 § 12の2〕

(3) 支給期ごとの端数処理

支給期ごとに支給する年金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、2月の支給期月（支給を受ける権利が消滅した場合においては、最後の支給月）にあつては、当該月の支給額にこれらの切り捨てた端数金額を加算したものについて、1円未満の端数を切り捨てた額とする。（具体例：第4 障害補償の5の（3）を参照）

〔平成20年4月1日消基発第135号「年金たる損害補償等の額の端数処理の方法について」〕

8 請求手続等

(1) 事務上の留意点

療養の開始後1年6月を経過して、市町村等において傷病による障害の程度が傷病等級に該当するかどうかの決定を行うときは、傷病の現状等に関する必要な資料をもってあらかじめ消防基金と協議されたい。

(2) 請求手続

- ① 傷病補償年金の請求については、「損害補償費支払請求書（別記様式第1号）」に「傷病補償年金内訳書（別記様式第6号）」及びその他必要な資料を添付して消防基金に提出しなければならない。〔様式規程 § 1、§ 2〕
- ② 消防基金は、傷病補償年金の支給に関する決定を行ったときは、市町村等に「年金決定通知書（別記様式第13号の3）」を送付する。なお、年金決定通知書を受けた後においては、損害補償費支払請求書の提出は必要としない。〔様式規程 § 3〕

また、年金決定通知書にあわせ、市町村等は、年金証書に必要な事項を記載して受給者に交付しなければならない。

〔昭和52年消防消第53号消防課長「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う留意点について」〕

- ③ 受給権者が団員の場合は、福祉事業として傷病特別支給金及び傷病特別給付金が支給され、さらに一定の要件に該当したときは奨学援護金、就労保育援護金が支給されるので、これらの請求手続きもあわせて進めることが望ましい。〔福祉規程 § 10①、§ 11①、§ 12①、§ 17①〕

(3) 定期報告等

- ① 市町村長等は、消防基金があらかじめ通知した場合を除き、毎年1回、2月1日から同月末日までの間に、「傷病補償年金定期報告書（別記様式第14号の2）」を消防基金に提出しなければならない。

第3章 損害補償の内容と請求手続

〔様式規程 § 4 の 2〕

- ② 傷病補償年金の受給権者の死亡など、受給事情に変更等が生じたときは、市町村長等は、遅滞なく、「年金に関する異動報告書（別記様式第 16 号）」をもって消防基金に報告しなければならない。

〔様式規程 § 5〕

- ③ 消防基金とあらかじめ協議した結果、傷病等級の変更が判明した場合は、「損害補償費支払請求書（別記様式第 1 号）」に「傷病補償年金変更内訳書（別記様式第 6 号の 2）」と「変更後の障害の程度に関する証明書（2 号紙）」及びその他必要な資料を添付して消防基金に提出しなければならない。

〔様式規程 § 1、§ 2〕

9 様式記載例

様式記載例は、次のとおりである。

なお、「損害補償費支払請求書（別記様式第 1 号）」の記載例については「**第 1 療養補償**」を参照されたい。

別記様式第6号

☒ 消防団員 ☐ 水防団員 ☐ 消防作業従事者		☐ 水防従事者 ☐ 応急措置従事者 ☐ 救急業務協力者		傷病補償年金内訳書	
非常勤消防団員 等の氏名		基金 茂喜			
初診		27年 2月 15日		事故発生日	
傷病の名称、部位及びその状態		第5・6頸髄損傷		別添証明書記載のとおり	
傷病等級		第3級 3号		診断によって疾病の発生が確定した日	
傷病等級		第3級 3号		27年 2月 15日	
傷病等級該当年月日		28年 8月 15日		既存障害の部位及びその程度	
日常生活の状態		なし			
第5・6頸髄損傷による四肢まひのため、歩行できず、また、ごく軽量の物を除き、手で持ち上げられない。		具体的に記載すること。			
他の法令による受給関係		年金の種類 (障害等級第 級)	年金の年額	年金証書の 記号番号	支給開始年月
障害基礎年金(1級)		1,324,890円	1234-567890	28年 8月	××年金事務所
傷病補償年金の算式		11,467×245倍×0.88÷2,472,285円⇒2,472,300円			
傷病補償年金請求額		2,472,300円			

他の法令による受給関係のあるときは、必ず記載すること。

※ 補償基礎額	※ 受 理	年 月 日
※ 傷病等級	※ 送 金	年 月 日
※ 傷病補償 年金支払額	※ 年金支払決定番号	ビ - -
第1期分 年額 円× /12か月= 円	※ 特殊公務災害	該当・非該当

- 〔注意事項〕
- ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」にレ印を記入すること。
 - 「傷病の名称、部位及びその状態」の欄の記載事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。
 - この内訳書に添付する書類
傷病補償年金の受給権者が、当該傷病補償の事由となった障害について基準政令附則第3条第1項から第4項までに規定する他の法律による年金たる給付を受ける場合には、当該年金証書全文の写し
 - この内訳書と同様の事項を記載した市町村又は水害予防組合で定めている当該補償費の請求書の写しをもって、この内訳書に代えることができること。

第3章 損害補償の内容と請求手続

別記様式第6号の2

☒ 消防団員 ☐ 水防従事者 ☐ 水防団員 ☐ 応急措置従事者 ☐ 消防作業従事者 ☐ 救急業務協力者		傷病補償年金変更内訳書		1号紙	
				28年6月1日	
非常勤消防団員等の氏名 ふりがな	基金 利四郎 ききん としろう		事故発生日	14年1月6日	
			年金支払決定番号	ビ—H13—1	
現在受けている傷病補償年金の傷病等級	第 1 級 3 号				
現在受けている傷病補償年金の支払が開始された年月	15 年 8 月				
障害の程度に変更があった年月日	28 年 5 月 10 日				
変更後の障害の程度	別添2号紙記載のとおり				
変更後の傷病等級	第 3 級 3 号				
変更後の傷病補償年金の算式	(補償基礎額) [特殊公務災害の場合] $11,467 \text{ 円} \times 245 \text{ 倍} \times \left(1 + \frac{\quad}{100}\right) \times 0.88 \div 2,472,300 \text{ 円}$				
変更後の傷病補償年金の請求額	2,472,300 円				
※変更後の傷病等級	第 級 号 (倍) 年額 円 $\times \frac{\text{か月}}{12} =$ 円		※受理	年 月 日	
			※送金	年 月 日	
			※決定	変更・不変更	
			※特殊公務災害	該当・非該当	

[注意事項]

- ※印の欄は、記入しないこと。また、該当する「□」に✓印を記入すること。
- この請求書の提出前に、既に2号紙と同一の内容の医師の証明書を提出している場合には、2号紙の提出を要しないこと。
- この内訳書に添付する書類
2号紙の他に必要があるときは、変更後の傷病等級の決定に必要なエックス線写真その他の資料
- この内訳書と同様の事項を記載した市町村又は水害予防組合で定めている当該補償費の請求書の写しをもって、この内訳書に代えることができること。

変更後の障害の程度に関する証明書

氏 名	基金 利四郎		②・女	生年月日	昭和45年8月9日(45)歳										
災害発生日	14年1月6日			障害の程度に変更のあった年月	28年5月10日										
傷病名	(初診時の症状及び経過) 第1腰椎圧迫骨折、脊髄損傷				既存障害	(部位・程度・状況等) なし									
残 存 障 害 の 内 容															
主訴又は自覚症状	両下肢の自動運動不能、知覚まひ、腰痛														
他覚検査結果	第1(2)の腰椎圧迫骨折(x—P)、LW1以下の運動及び知覚まひ腰痛症(根性及び筋性)														
種類	残 存 障 害 の 程 度 及 び 内 容														
眼 球 の 障 害		視 力		調 節 機 能		視 野 狭 窄 (8方向)									
		裸眼	矯 正	近点・遠点・屈折力等	調 節 力	上	上外	外	外下	下	下内	内	内上		
	左				() D										
	右				() D										
	眼動障害	1	複視の有無 イ 正面視にて複視を生ずる ロ 左右上下視にて複視を生ずる			2	注の視広野さ	左 右 両眼							
まぶたの障害	※まぶた・まつ毛の欠損、運動障害														
聴 耳 力 介 障 の 害 欠 と 損		オージオメーター検査成績				語音明瞭度検査		人声聴力検査成績							
		左	$\frac{a()+2b()+2c()+d()}{6} = () \text{ db}$				最良明瞭度	大 声 % 話 声 語	不能 接耳	() cmにて 可能					
	右	$\frac{a()+2b()+2c()+d()}{6} = () \text{ db}$				最良明瞭度	大 声 % 話 声 語	不能 接耳	() cmにて 可能						
	※耳鳴の有無及びその程度					※耳介の欠損程度									
鼻 障 害 の 害	※鼻軟骨の欠損程度 全部 ・ 大部分 ・ 一部分			※鼻の機能障害(鼻呼吸・嗅覚等について)											
言 語 機 能 障 害	※1 発声機能の完全喪失 2 中枢性失語症…[運動性・感覚性・その他()] 3 発音機能障害…発音不能語音 (口唇音・歯舌音・口蓋音・喉頭音) 4 その他…					外 歯 牙 の 欠 損 障 害 又 は 齲 状 痕 の 部 位、長 さ、大 き さ、齲 状 度 等 歯 牙 欠 損 の 歯 列 程 度、補 て つ の 方 法 等									
そ しゃ く の 障 害	※1 流動食以外は摂取できない 2 粥食程度なら摂取できる 3 ある程度固形食は摂取できるが、これに制限があってそしゃくが充分でないもの														

具体的に記載すること。

第3章 損害補償の内容と請求手続

種類	残 存 障 害 の 程 度 及 び 内 容											
精神・神経・泌尿器・胸腹部臓器	(障害の内容、就労能力等に及ぼす支障の程度) LW1 以下の運動まひにより、労務に服することができない (詳細は別添「日常生活支障状況調査票」のとおり)											
切断・知覚	(障害の程度を図示又は説明してください) LW1 以下の知覚まひ											
運動障害	※部位…頸椎・胸椎・腰椎		前 屈	度	後 屈	度	コルセット用 コルセットの種類	有 (一時的 <u>恒久的</u>) ・無				
	※原因… <u>骨折</u> ・固定術・ 筋肉拘縮・ その他 ()		左 屈		右 屈			腰椎硬性装具				
			左回旋		右回旋		その他					
短縮	左下肢長	cm	短縮の原因				体幹骨 長管骨 の変形	※部位 イ. 裸体となってわかる程度 ロ. レントゲン写真でわかる程度				
	右下肢長	cm										
上・下肢の機能障害	関 節 運 動	自 動	他 動		関 節 運 動	自 動	他 動					
			左	右			左	右	左	右		
	部 位 種 類	左	右	左	右	部 位 種 類	左	右	左	右		
		度	度	度	度		度	度	度	度		
備考												
予後の見	(機能回復の見込み、その他参考所見) 脊髄損傷によるまひの回復の見込みはない											
上記のとおりであることを証明します。 28 年 5 月 10 日 医療機関の { 所在地 ○○県××市 名 称 ××市立病院 医師氏名 カルテ太郎 消防団員等公務災害補償等共済基金理事長												

該当箇所へ具体的に記載すること。

本欄は、医師が記載すること。

必ず押印

〔注意事項〕

- 1 該当事項に○をつけ必要事項を記入すること。
- 2 ※印欄については、空欄への記載や諸検査成績等の添付を利用し図示又は説明すること。
- 3 聴力障害・視野障害については、オージオグラム・視野表を添付すること。
- 4 日常生活の状況を把握する必要がある障害については、当該状況の申立書や調査結果表等を添付すること。
- 5 この証明書に記入欄のない障害については、この証明書への記入に代えて、医学的資料（医師の証明書、諸検査成績等）を添付してもよいこと。

別記様式第14号の2

☒ 消防団員 ☐ 水防団員 ☐ 消防作業従事者		☐ 水防従事者 ☐ 応急措置従事者 ☐ 救急業務協力者		傷病補償年金定期報告書		年金支払 決定番号	ビーH13-1
消防団員等公務災害補償等共済基金理事長 殿 下記のとおりに療養の現状を報告します。				〇〇 都道府県	×× 市町長 氏名 町村 市子 国	組合管理者 〇〇 町長 氏名 町村 市子 国	
非常勤消防団員等の氏名		ききん としろう 基金 利四郎		事故発生日	14 年 1 月 6 日		
				療養開始日	14 年 1 月 6 日		
住 所	〇〇 県 ×× 市 △△ 3 丁目 4 番地			傷病等級	第 1 級 3 号		
障 害 の 状 況	平成14年1月受傷後××市立病院に入院、尿路管理・腎検査を受ける						
日常生活の概要	両下肢の機能が全廃し歩行不可能で、排尿は両手圧によって行う						
医 師 の 証 明	傷病の種類（傷病名・傷病の部位等）	第1腰椎圧迫骨折、脊髄損傷による両股関節以下の運動・知覚					
	傷病の経過及び治療方法の概要	まひ状態は固定、腰痛に対するコントロール及び排尿・排便障害への治療					
	傷病及び障害の現状						
	両下肢完全運動、知覚まひ						
	介護補償を受けている者にあつては、以下の項目についても記入してください。 （日常生活の状態）						
	① 行動能力	☐ 終日臥床 ☒ 自宅、病棟内でのみ行動できる ☐ 通院（単独歩行）できる	理由 両下肢まひによる				
	② 食 事	☐ 全く自用を弁じない ☐ 他人の介助によってできる ☒ 支障がない	理由 両下肢まひによる				
	③ 用 便	☐ 全く自用を弁じない ☒ 他人の介助によってできる ☐ 支障がない	理由 排便は浣腸により行うため				
	④ 精神能力	☐ 常に他人の嚴重な注意を要する ☐ 随時他人の注意を要する ☒ 通院可能であるが就労できない	理由 両下肢まひによる				
	⑤ 言語能力	☐ 完全な失語あるいは構音機能の喪失 ☐ 他人との間でようやく意思を通じ合うことができる ☒ 支障がない	理由 両下肢まひによる				
	傷病及び障害の今後の見込み	脊髄損傷によるまひの回復の見込みはなく、今後も治療を要する					
	上記のとおりであることを証明します。 28 年 2 月 1 日						
	医療機関の 所在地 〇〇 県 ×× 市 名 称 ×× 市立病院 医師の氏名 カルテ太郎 国						
他の受給関係	年金の種類（障害等級第 級）	年金の年額	年金証書の記号番号	支給開始年月	所轄年金事務所等		
	障害基礎年金（1 級）	1,324,800 円	2345-678901	15 年 8 月	×× 年金事務所		
				年 月			

必ず押印

具体的に記載すること。（医師が記載することが望ましい）

本欄は、医師が記載すること。

必ず押印

〔注意事項〕

- この報告書は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に提出するものであること。
- 該当する「□」には、✓印で示すこと。
- 「障害の状況」及び「日常生活の概要」の欄には、最近1年間について記入すること。

転載先の年金額改正通知書等の写しを添付することが望ましい。

第3章 損害補償の内容と請求手続

別記様式第16号

☒ 消防団員 ☐ 水防従事者 ☐ 水防団員 ☐ 応急措置従事者 ☐ 消防作業従事者 ☐ 救急業務協力者		年金に関する 異動報告書		年金支払 決定番号	㊦ シイ	— H21 — 20
				28 年 7 月 20 日		
消防団員等公務災害補償等共済基金理事長 殿 下記のとおり年金に関する移動を報告します。			都 ㊦ 道 〇〇 町 長 氏名 町村 市子 ㊦ 府 ×× 村 ㊦組合管理者			
非常勤消防団員等の氏名 ふりがな		き き ん よ し ろ う 基金 与志郎		事 故 発 生 日		21 年 12 月 7 日
異 動 の 内 容	傷病補償年金の受給権者、基金与志郎が平成28年 7月7日に死亡したもの (詳細は別添の死亡診断書の写しのとおり)					
異動した者の氏名		基金 与志郎		異 動 年 月 日		28 年 7 月 7 日
備 考						

必ず
押印

要点を簡潔にまとめて記載すること。

〔注意事項〕

- 1 該当する「□」には、レ印でしめすこと。また、「ビ・シ・イ」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「異動の内容」の欄には、次の各号に掲げる事由を記載し、当該各号に定める書類を添付すること。
 - (1) 氏名の変更があったとき……その事実を証する書類
 - (2) 住所に変更があったとき……その事実を証する書類
 - (3) 傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者の障害の程度に変更があったとき……障害の部位及び状況（図で示すことのできるものは図解すること。）、障害の程度に変更を生じた年月日、理由及び予想される傷病等級又は障害等級を記載した医師若しくは歯科医師の診断書又はこの写し
 - (4) 傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者が死亡したとき……その者の死亡を証する書類又はこれらの写し
 - (5) 遺族補償年金の受給権者又は受給資格者にあつては次に掲げるとき。
 - ア 死亡したとき……その者の死亡を証する書類又はこれらの写し
 - イ 婚姻（内縁を含む。）をしたとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する市町村長の発行する証明書
 - ウ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（内縁を含む。）となったとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する市町村長の発行する証明書
 - エ 離縁によって死亡した非常勤消防団員消防団員等との親族関係が終了したとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する市町村長の発行する証明書
 - オ 子、孫又は兄弟姉妹については18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（非常勤消防団員等の死亡の時から引続き非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令第5条に規定する障害の状態（カ及びキにおいて「特定障害状態」という。）にあるときを除く。）
 - カ 基準政令第8条の2第4項第1号に該当するに至ったとき（非常勤消防団員等の死亡の時から引続き特定障害状態にあるときを除く。）
 - キ 非常勤消防団員等の死亡の当時特定障害状態にあった夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の当該状態がなくなったとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する医師の診断書若しくはこれに代わる書類又はこれらの写し
 - ク 基準政令第8条の2第4項第2号に該当するに至ったとき（55歳以上であるときを除く。）……その事実及び事実の生じた年月日を証する医師の診断書若しくはこれに代わる書類又はこれらの写し
 - ケ 受給権者と生計を同じくしていた受給資格者が生計を異にするとき。
 - コ 生計を異にしていた受給資格者が受給権者と生計を同じくするに至ったとき……その者の住民票の写し並びにその事実及び事実の生じた年月日を証する書類
 - サ 非常勤消防団員等の死亡の当時胎児であった子が出生したとき……その者の住民票の写し
 - シ 所在が1年以上明らかでないとき、又は所在が明らかでないことにより遺族補償年金の支払いを停止された者の所在が明らかとなったとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する書類
 - ス 先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する書類
 - セ 基準政令第8条の3第1項の規定により遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合において、その権利が消滅した受給権者と生計を異にしていた次順位者が受給権者となったとき……その者並びにその者と生計を同じくしている受給資格者の氏名及びその事実を証する書類並びにそれらの者の住民票の写し
 - (6) 同一の事由により支給されていた他の法律による年金の支給額に変更があったとき……当該年金証書全文の写し
 - (7) 同一の事由により支給されていた他の法律による年金が支給されなくなったとき……支給されなくなった理由及び支給されなくなった年月日を証する書類

第4 障害補償

1 趣旨

公務上の傷病が治った場合において、総務省令別表第二（以下「障害等級表」という。）に定める程度の障害を残したときは、その障害の程度に応じ、障害等級第1級から第7級までの該当者には障害補償年金を、第8級から第14級までの該当者には障害補償一時金を支給するものである。

〔基準政令§6①、総務省令§3、別表第二〕

2 支給要件

障害補償は、①傷病が治った場合において、②障害の程度が、障害等級第1級から第14級までのいずれかの等級に該当する程度又は相当する程度でなければならない。

〔昭和51年消防第153号消防課長「障害等級の決定について」〕

（注）「治ったとき」については、「第1 療養補償」を参照

3 年金の支給額

（1）通常の場合

次に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額が支給される。

〔基準政令§6③④〕

障害補償年金		障害補償一時金	
障害等級	支給額（1年につき）	障害等級	支給額
第1級	補償基礎額 × 313	第8級	補償基礎額 × 503
第2級	〃 × 277	第9級	〃 × 391
第3級	〃 × 245	第10級	〃 × 302
第4級	〃 × 213	第11級	〃 × 223
第5級	〃 × 184	第12級	〃 × 156
第6級	〃 × 156	第13級	〃 × 101
第7級	〃 × 131	第14級	〃 × 56

（2）障害が二つ以上ある場合

① 障害等級表に定める程度の障害が二つ以上ある場合は、重い障害に応ずる障害等級の区分に応じ（1）に掲げる額が支給される。

〔基準政令§6②〕

② 次に掲げる場合は、併合繰上げして決定した障害等級の区分に応じ（1）に掲げる額が支給される。

〔基準政令§6⑤⑥〕

ア 第13級以上が二つ以上ある場合……重い方の等級の1級上位

イ 第8級以上が二つ以上ある場合……重い方の等級の2級上位

ウ 第5級以上が二つ以上ある場合……重い方の等級の3級上位

（注）ただし、アの場合の障害補償の額は、1級上位の等級が第7級以上の等級になる場合を除き、それぞれの障害に応ずる等級による障害補償の額の合計額を超えないものとされている。これに該当するのは、第9級と第13級による併合繰上げの場合に限られる。即ち、これらを併合繰り上げすれば第8級でその倍数は503倍となり、第9級の391倍と第13級の101倍と

を合算した 492 倍を超えることとなるので、第 9 級と第 13 級の合計倍数である 492 倍で支給することになる。
〔基準政令 § 6⑦〕

(3) 加重障害の場合

既に障害（私傷病によるものを含む。）のある者が、重ねて同一部位に障害の程度を加重した場合における障害補償の支給額は、加重後の障害の該当する障害等級により算定した額から、加重前の障害の該当する障害等級により算定した額を差し引いて算定する。

なお、加重前の障害補償が一時金であり、加重後の障害補償が年金である場合には、当該年金の額から一時金の額の 25 分の 1 に相当する額（1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）を差し引いた額が障害年金の額とされる。
〔基準政令 § 6⑧〕

この場合の計算方法は、次のとおりである。

加重後の障害の程度	既存の障害の程度	障害加重に対する補償
年金該当（障害等級 7 級以上） A（年金の額）	年金該当（障害等級 7 級以上） C（年金の額）	年金支給 支給額 = A - C
	一時金該当（障害等級 8 級以下） D（一時金の額）	年金支給 （円未満切捨て） 支給額 = A - (D × 1 / 25)
一時金該当（障害等級 8 級以下） B（一時金の額）	一時金該当（障害等級 8 級以下） E（一時金の額）	一時金支給 支給額 = B - E

（注） 加重障害について計算した額と新たな障害のみについて計算した額とを比較して、新たな障害のみについて計算した額のほうが有利な場合には、新たな障害のみの等級による障害補償を行うことになる。
〔昭和 51 年消防第 152 号消防課長「障害等級の決定について」〕

(4) 障害等級に変更があった場合

障害補償年金を受けている者の障害の程度が、傷病の再発あるいは自然的経過により障害の増悪又は軽減をきたし、障害等級が変更した場合には、変更前の障害補償年金を継続して支給することは不合理であるため、変更後の障害等級に応ずる障害補償の額を支給する。

ただし、変更後の障害等級が、第 7 級以上の場合には障害の程度に変更のあった月の翌月分から変更後の障害等級に応じた年金を支給することとなる。また、変更後の障害等級が第 8 級以下に該当するときは、変更のあった月の翌月分をもって年金の支給を打ち切り、変更後の障害等級に応ずる一時金を支給することになる。
〔基準政令 § 6⑨〕

（注） 変更前の障害が第 8 級以下で障害補償一時金を受けた者については、この規定の適用はないものである。

(5) 傷病が再発した場合

障害補償年金を受けている者の傷病が再発した場合においては、当該障害補償年金の支給は再発した日の属する月まで行い、再発傷病が治った場合においては、新たに該当するに至った障害等級に応じた障害補償の額が支給される。

なお、再発傷病治癒後の障害補償の計算方法は、次のとおりである。

第3章 損害補償の内容と請求手続

再発傷病治癒後の障害の程度	初発傷病治癒後の障害の程度	再発傷病治癒後の障害に対する補償
年金該当（障害等級7級以上） A（年金の額）	年金該当（障害等級7級以上） E（年金の額）	年金支給 支給額＝A
一時金該当（障害等級8級以下） B（一時金の額）		一時金支給 支給額＝B
年金該当（障害等級7級以上） C（年金の額）	一時金該当（障害等級8級以下） F（一時金の額）	年金支給 (円未満切捨て) 支給額＝C－(F×1/25)
一時金該当（障害等級8級以下） D（一時金の額）		一時金支給（D＜Fを除く） 支給額＝D－F

4 他の法律による給付との調整

障害補償年金の受給権者に対し、同一の事由により厚生年金保険法等の他の法律の規定による年金が併給される場合の障害補償年金の支給額は、当該年金額に次表に掲げる率を乗じて得た額に調整される。

ただし、調整後の年金額が、調整前の年金額から同一の事由について支給される他の法律の規定による年金の額を控除した額を下回る場合には、その控除した残額に相当する額が年金として支給される。
〔基準政令附則 § 3 ①～③〕

① 昭和61年3月31日以前に支給事由が発生した場合

同一の事由について支給される他の法律による給付	特殊公務災害	調 整 率	
		障害等級	
旧船員保険法による障害年金	非該当		0.74
	該 当	第1級	0.81
		第2級	0.82
		第3級以下	0.83
旧厚生年金保険法による障害年金	非該当		0.74
	該 当	第1級	0.81
		第2級	0.82
		第3級以下	0.83
旧国民年金法による障害年金	非該当		0.89
	該 当	第1級・第2級	0.92
		第3級以下	0.93

(注) 他の法律による給付が二つある場合の調整率は、当該給付に係るそれぞれの調整率を合算したものから1を減じたものとされている。

② 昭和61年4月1日以後に支給事由が発生した場合

同一の事由について支給される他の法律による給付	特殊公務災害	調 整 率	
		障害等級	

厚生年金保険法による障害厚生年金又は追加費用対象期間による特例障害共済年金及び国民年金法による障害基礎年金（注1）	非該当	0.73	
	該当	第1級・第2級 第3級以下	0.81 0.82
厚生年金保険法による障害厚生年金又は追加費用対象期間による特例障害共済年金	非該当	0.83	
	該当	第1級・第2級 第3級以下	0.88 0.89
国民年金法による障害基礎年金（注1、2）	非該当	0.88	
	該当	第1級 第2級以下	0.91 0.92

注1：災害発生日に20歳未満であった場合等における障害基礎年金を除く。

注2：平成27年9月30日以前に支給事由が発生した旧国共済法等による障害共済年金を除く。

（例） 障害補償年金を受ける団員が、厚生年金保険法による障害厚生年金及び国民年金法による障害基礎年金を受ける場合

（補償基礎額：11,467円 障害等級第3級：245倍）

$11,467 \text{円} \times 245 \times 0.73 = 2,050,872.95 \text{円} \Rightarrow 2,050,900 \text{円}$ （年金額）

5 年金の支給事務

（1） 年金の支給期間等

① 年金の支給は、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅（死亡又は障害等級第8級以下に該当）した日の属する月で終わる。【基準政令§13①】

② 年金の支給期月は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月であり、それぞれの前月分（2か月分）までを支給する。ただし、支給を受ける権利が消滅したときは、支給期月でない月であっても支給する。【基準政令§13③】

（2） 年金の端数処理

年金の端数処理は、100円単位で行うこととされているので、障害補償年金の額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。【基準政令§12の2】

（3） 支給期ごとの端数処理

支給期ごとに支給する年金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、2月の支給期月（支給を受ける権利が消滅した場合においては、最後の支給月）にあっては、当該月の支給額にこれらの切り捨てた端数金額を加算したものについて、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

【平成20年消基発第135号「年金たる損害補償等の額の端数処理の方法について」】

（例） 平成28年4月までの年金額は2,491,400円であったが、同年5月から他の法令による給付が開始されたため、年金額が2,067,800円に改定された。

4月支給期までの各期支給額 $2,491,400 \text{円} \times 2 / 12 \text{月} \Rightarrow 415,233 \text{円}$ （端数 $\frac{4}{12}$ 円は次年2月期に支給）

① 6月支給期の支給額 $2,491,400 \text{円} \times 1 / 12 \text{月} + 2,067,800 \text{円} \times 1 / 12 \text{月}$
 $= 207,616\frac{8}{12} \text{円} + 172,316\frac{8}{12} \text{円} \Rightarrow 379,933 \text{円}$ （端数 $\frac{4}{12}$ 円は次年2月期に支給）

- ② 8月、10月及び12月の支給期の支給額
 $2,067,800 \text{ 円} \times 2 / 12 \text{ 月} = \underline{344,633 \text{ 円}}$ (端数 $\frac{4}{12}$ 円は次年2月期に支給)
- ③ 平成29年2月支給期の支給額
 $344,633 \text{ 円} + \frac{4}{12} \text{ 円} \times 6 \text{ 期} = \underline{344,635 \text{ 円}}$

6 請求手続等

(1) 事務上の留意点

- ① 市町村等は、被災団員等の療養が終了（症状固定）した時点で、当該被災団員等に残存する障害の程度を把握する必要がある。なお、その際に参考とする資料としては、適宜、次のようなものが考えられる。
- ア 負傷時の状況（部位、程度）
 - イ 療養の経過（診断書、療養補償費内訳書、療養の現状報告書等）
 - ウ 日常生活状況調査表
 - エ 自覚症状等に対する本人の申し立て
 - オ 脳波検査結果、X線、CT、MRI画像等
 - カ 勤務・就労状況
 - キ 各関節の機能障害の場合は、機能測定値（労災保険における関節運動可動域の測定要領に準ずる。）等
- ② 市町村等において障害等級の決定を行うときは、決定に必要な資料をもってあらかじめ消防基金と協議されたい。〔平成22年消基発第628号「消防団員等の災害発生に係る速報及び協議について」〕

(2) 請求手続

- ① 障害補償費の請求については、「損害補償費支払請求書（別記様式第1号）」に「障害補償費内訳書（別記様式第7号）」及びその他必要な資料を添付して消防基金に提出しなければならない。
- 〔様式規程 § 1、§ 2〕
- ② 消防基金は、障害補償年金の支給に関する決定を行ったときは、市町村等に「年金決定通知書（別記様式第13号の3）」を送付する。なお、年金決定通知書を受けた後においては、損害補償費支払請求書の提出は必要としない。
- 〔様式規程 § 3②〕
- また、年金決定通知書にあわせ、市町村等は、年金証書に必要な事項を記載して受給権者に交付しなければならない。
- 〔昭和52年消防消第53号消防課長「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う留意点について」〕
- ③ 受給権者が団員の場合は、福祉事業として障害特別支給金、障害特別援護金及び障害特別給付金が支給され、さらに一定の要件に該当したときは奨学援護金、就労保育援護金が支給されるので、これらの請求手続きもあわせて進めることが望ましい。

〔福祉規程 § 10①、§ 11①、§ 13①、§ 15①、§ 18①〕

(3) 定期報告等

- ① 市町村長等は、消防基金があらかじめ通知した場合を除き、毎年1回、2月1日から同月末日までの間に、「障害補償年金定期報告書（別記様式第15号）」を消防基金に提出しなければならない。
- 〔様式規程 § 4の2〕
- ② 障害補償年金の受給権者の死亡など、受給事情に変更等が生じたときは、市町村長等は、遅滞な

く、「年金に関する異動報告書（別記様式第16号）」をもって消防基金に報告しなければならない。

【様式規程 § 5】

- ③ 消防基金とあらかじめ協議した結果、障害等級の変更が判明した場合は、「損害補償費支払請求書（別記様式第1号）」に「障害補償費変更内訳書（別記様式第7号の2）」と「変更後の障害の程度に関する証明書（2号紙）」及びその他必要な資料を添付して消防基金に提出しなければならない。

【様式規程 § 1、§ 2】

7 様式記載例

様式記載例は、次のとおりである。

なお、「損害補償費支払請求書（別記様式第1号）」の記載例については「**第1 療養補償**」を参照されたい。

第3章 損害補償の内容と請求手続

どちらか該当するほうを
チェックすること。

別記様式第7号

☒ 消防団員 ☐ 水防団員 ☐ 消防作業従事者		☐ 水防従事者 ☐ 応急措置従事者 ☐ 救急業務協力者		障 害 補 償 費 内 訳 書				1 号 紙		
非常勤消防団員等の氏名 基金 利夫				事故発生日 27 年 2 月 15 日		別添証明書記載のとおり				
障害の程度		別添2号紙記載のとおり		初診 27 年 2 月 15 日		診断によって疾病の発生が確定した日 27 年 2 月 15 日		治癒した日 28 年 8 月 15 日		
障害等級		第 3 級 3 号		障害補償の種類		☒ 障害補償年金 ☐ 障害補償年金前払一時金 ☐ 障害補償一時金				
加重障害		既存障害の部位・程度及び障害等級		なし		[第 級 号]				
差引計算方式										
障害補償年金	他の法令による受給関係	年金種類[障害等級第 級]		年金の額		年金証書の記号番号		支給開始年月		
		障害基礎年金 (1 級)		1,324,890 円		2345-678901		28 年 8 月		
障害補償年金の算式		[補償基礎額] 11,467 円 × 245 倍 × (1+ /100) × 0.88 = 2,472,300 円								
障害補償年金請求額		2,472,300 円								
障害補償年金前払一時金	障害補償年金前払一時金申出年月日		年 月 日							
	障害補償年金前払一時金の申出を行った月		年 月 分から		円					
	までの期間に係る障害補償年金の額の合計額		年 月 分まで		円					
	被補償者が選択する障害補償年金前払一時金の額の算式等		☐ 障害補償年金前払一時金の限度額 ☐ 1,200倍 ☐ 1,000倍 ☐ 800倍 ☐ 600倍 ☐ 400倍 ☐ 200倍 に相当する額		限度額を選択した場合 [補償基礎額] (乗すべき倍数) 円 × = 円					
			限度額以外を選択した場合 [補償基礎額] 円 × 倍 = 円		円					
障害補償年金前払一時金請求額		円								
障害補償年金差額一時金	傷害補償年金の受給権者の死亡年月日		年 月 日		死亡時の障害等級		第 級 号			
	障害補償年金差額一時金の算式等	受給権者の氏名		住所		死亡者との続柄又は関係		ア 支払を受けた年金額の合計		
								[年 月 分から]		
								[年 月 分まで]		
							イ 支払を受けた前払一時金の額		円	
[補償基礎額] (乗すべき数) [特殊公務災害の場合] [上記ア及びイの合計] 円 × × [1+ /100] - 円		× 1/ (受給権者の数) =		円						
障害補償年金差額一時金請求額		円								
障害補償一時金	障害補償一時金の算式		[補償基礎額] [特殊公務災害の場合] 円 × 倍 × (150/100) = 円							
	障害補償一時金請求額		円							
※ 補償基礎額		円				※ 受理		年 月 日		
※ 障害等級		第 級 号 (倍)				※ 送金		年 月 日		
※ 障害補償費支払額	年 金	第一期分	年額 円 × か月 / 12		円		※ 年金支払決定番号		シ - -	
		前払一時金			円					
		差額一時金			円					
一時金				円		※ 特殊公務災害		該 当 ・ 非該 当		

どちらか該当するほうに記載すること。

〔障害補償費内訳注意事項〕

- 1 ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」にレ印を記入すること。
- 2 「障害等級」の欄には、障害が1ある場合は当該障害等級を、障害が2以上ある場合は基準政令第6条第5項又は第6項の規定により併合又は繰上げをして得た障害等級を記入すること。
- 3 「障害補償の種類」の欄には、当該障害等級が第1級から第7級までの場合は「障害補償年金」の「□」に、障害補償年金前払一時金の申出を行う場合は「障害補償年金前払一時金」の「□」に、障害補償年金の受給権者が死亡したことによる障害補償年金差額一時金の場合は「障害補償年金差額一時金」の「□」に、障害等級が第8級から第14級までの場合は「障害補償一時金」の「□」にレ印を記入すること。
- 4 「加重障害」の「既存障害の部位・程度及び障害等級」の欄には、既に障害のある非常勤消防団員等が公務又は消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷又は疾病によって、同一部位についての障害の程度を加重した場合における既存の障害の部位等を、「差引計算方式」の欄には、当該非常勤消防団員等の加重後の障害等級に応ずる障害補償の金額から、基準政令第6条第8項各号に定める差引額のうち当該非常勤消防団員等に該当するものを差し引く計算の方式を記入すること。
- 5 「障害補償年金前払一時金」の「障害補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る障害補償年金の額の合計額」の欄には、障害補償年金の最初の支払に先立って申し出る場合は記入しないこと。また「被補償者が選択する障害補償年金前払一時金の額の算式等」の欄には、被補償者が選択する「□」にレ印を記入すること。
- 6 「障害補償年金差額一時金」の欄の「ア支払を受けた年金額の合計」及び「イ支払を受けた前払一時金」の項には、死亡した障害補償年金の受給権者が既に受けていたそれぞれの額を記入すること。また計算式の「〔乗すべき数〕」の項には、基準政令附則第1条の2第1項の表に掲げる「乗すべき数」を記入すること。
- 7 「障害補償年金前払一時金」の障害補償年金の支払を受けた後1年以内に請求する場合、又は「障害補償年金差額一時金」を請求する場合は、2号紙の提出を要しないこと。
- 8 この請求書の提出前に、既に2号紙と同一の内容の医師の証明書を提出している場合には、2号紙の提出を要しないこと。
- 9 この内訳書に添付する書類
 - (1) 障害補償年金、障害補償年金前払一時金(障害補償年金の支払を受けた後1年以内に請求する場合を除く。)
 - ア 2号紙の他に必要があるときは、障害等級の決定に必要なエックス線写真その他の資料
 - イ 障害補償年金の受給権者が、当該障害補償の事由となった障害について基準政令附則第3条第1項から第4項までに規定する他の法律による年金たる給付を受ける場合には、当該年金証書全文の写し
 - (2) 障害補償年金差額一時金を請求する場合
 - ア 障害補償年金の受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書若しくはその者の死亡を証する書類又はこれらの写し
 - イ 障害補償年金差額一時金の受給権者と死亡した障害補償年金の受給権者との続柄又は関係に関する市町村長の発行する証明書
 - ウ 障害補償年金差額一時金の受給権者が婚姻の届出をしていないが、障害補償年金の受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、その事実を認めることのできる書類
 - エ 障害補償年金差額一時金の受給権者が、障害補償年金の受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であるときは、障害補償年金の受給権者の死亡の当時生計を同じくしていた事実を認めることのできる書類
 - オ 障害補償年金差額一時金の受給権者が配偶者以外の者であるときは、他に先順位者のないことを証する書類
 - カ 障害補償年金差額一時金の受給権者が、死亡した障害補償年金の受給権者の遺言又はその者の属する任命権者等に対する予告により特に指定された者であるときは、これを証する書類
- 10 この内訳書と同様の事項を記載した市町村又は水害予防組合で定めている当該補償費の請求書の写しをもって、この内訳書に代えることができること。

障害の程度に関する証明書

氏 名	基金 利夫		⑦・女	生年月日	昭和45年8月10日(46)歳								
災害発生日	27年2月15日		治癒又は症状固定日	28年8月15日		治癒 症状固定							
入院期間	27年2月15日から(106)日間 27年5月31日まで		通院期間	27年6月1日から 28年8月15日まで(31)日		実治療日数							
傷病名	(初診時の症状及び経過) 第5・6頸髄損傷			既存障害	(部位・程度・状況等) なし								
残 存 障 害 の 内 容													
主 自 訴 覚 又 は 症 状	四肢不全まひ、膀胱直腸障害												
他 び 覚 検 症 査 状 結 果 果	第6頸髄節以下の知覚鈍麻 両上下肢の痙攣性著明で、筋力はあるが、巧緻性運動や早い動作が不自由 常に排尿、排便困難あり、残尿(+)により1日2回の自己導尿中												
種 類	残 存 障 害 の 程 度 及 び 内 容												
眼 球 の 障 害		視 力		調 節 機 能		視 野 狭 窄 (8方向)							
		裸眼	矯 正	近点・遠点・屈折力等	調 節 力	上	上外	外	外下	下	下内	内	内上
		左			() D								
	右			() D									
	眼 動 球 障 運 害	1 複視の有無 イ 正面視にて複視を生ずる ロ 左右上下視にて複視を生ずる	2 注の 視 広 野 さ	左 右 両眼									
ま ぶ た の 障 害	※まぶた・まつ毛の欠損、運動障害												
聴 耳 力 介 障 の 害 欠 と 損		オーディオメーター検査成績			語音明瞭度検査	人声聴力検査成績							
		a()+2b()+2c()+d() = () db			最良明瞭度	大 声 不能 接耳() cmにて							
		6			%	話 声 語 可能() 可 能							
	右	a()+2b()+2c()+d() = () db			最良明瞭度	大 声 不能 接耳() cmにて							
6			%	話 声 語 可能() 可 能									
※耳鳴の有無及びその程度			※耳介の欠損程度										
鼻 障 の 害	※鼻軟骨の欠損程度 全部 ・ 大部分 ・ 一部分		※鼻の機能障害(鼻呼吸・嗅覚等について)										
言 語 機 能 障 害	※1 発声機能の完全喪失 2 中枢性失語症…[運動性・感覚性・その他()] 3 発音機能障害…発音不能語音 (口唇音・歯舌音・口蓋音・喉頭音) 4 その他…				外 歯 ば の う の 欠 損 障 害 又 は	醜 状 痕 の 部 位、長 さ、大 き さ、 醜 状 度 等 歯 牙 欠 損 の 歯 列 程 度、補 て つ の 方 法 等							
そ し ゃ く の 障 害	※1 流動食以外は摂取できない 2 粥食程度なら摂取できる 3 ある程度固形食は摂取できるが、これに制限があつて そしやくが充分でないもの												

具体的に記載すること。

該箇所へ具体的に記載すること。

種類	残 存 障 害 の 程 度 及 び 内 容											
精神・神経・生殖器・泌尿器・胸腹部臓器の障害	(障害の内容、就労能力等に及ぼす支障の程度) 片手で行える動作は左手使用で可能であるが困難 両手の使用を要する動作は不能 独力での歩行は可能だが、階段の昇降は困難 用便は独力で可能であるが、自己導尿・坐薬が必要 (詳細は別添「日常生活支障状況調査票」のとおり)											
切断・知覚等の障害	(障害の程度を図示又は説明してください) 知覚鈍麻は上肢 5/10、体幹 5/10、下肢 3/10											
運動機能の障害	※部位…頸椎・胸椎・腰椎	前 屈	度	後 屈	度	コルセット着用	有 (一時的・恒久的) ・無					
	※原因…骨折・固定術・筋肉拘縮・その他 ()	左 屈		右 屈		コルセットの種類						
		左回旋		右回旋		その他						
短縮の障害	左下肢長 cm	短縮の原因				体幹骨長管骨の変形	※部位					
	右下肢長 cm						イ. 裸体となつてわかる程度					
							ロ. レントゲン写真でわかる程度					
上・下肢の機能障害	関 節 運 動	自 動		他 動		関 節 運 動	自 動		他 動			
	部 位 種 類	左	右	左	右	部 位 種 類	左	右	左	右		
		度	度	度	度		度	度	度	度		
備考												
予後の見	(機能回復の見込み、その他参考所見) 症状固定後におけるまひの回復の見込みはない。											
上記のとおりであることを証明します。 28 年 8 月 15 日 医療機関の { 所在地 ○○県××市 名 称 ××市立病院 医師氏名 カルテ太郎 消防団員等公務災害補償等共済基金理事長												

本欄は、医師が記載すること。

印

必ず押印

〔注意事項〕

- 1 該当事項に○をつけ必要事項を記入すること。
- 2 ※印欄については、空欄への記載や諸検査成績等の添付を利用し図示又は説明すること。
- 3 聴力障害・視野障害については、オーディオグラム・視野表を添付すること。
- 4 日常生活の状況を把握する必要がある障害については、当該状況の申立書や調査結果表等を添付すること。
- 5 この証明書に記入欄のない障害については、この証明書への記入に代えて、医学的資料（医師の証明書、諸検査成績等）を添付してもよいこと。

第3章 損害補償の内容と請求手続

別記様式第7号の2

☒ 消防団員 ☐ 水防従事者 ☐ 水防団員 ☐ 応急措置従事者 ☐ 消防作業従事者 ☐ 救急業務協力者		障害補償費変更内訳書		1号紙	
				28年10月30日	
非常勤消防団員等の氏名 ふりがな		き きん えい た ろ う 基金 栄太郎		事故発生日 10年5月27日	年金支払決定番号 シーH10ー1
現在受けている障害補償年金の障害等級		第 3 級 3 号			
現在受けている障害補償年金の支払が開始された年月		11 年 11 月			
障害の程度に変更があった年月日		28 年 9 月 15 日			
変更後の障害の程度		別添2号紙記載のとおり			
変更後の障害等級		第 9 級 10 号			
変更後の障害		年金	(補償基礎額) [特殊公務災害の場合] $\text{円} \times \text{倍} \times (1 + \text{ } / 100) = \text{円}$		
補償費の算式		一時金	(補償基礎額) [特殊公務災害の場合] $11,467 \text{ 円} \times 391 \text{ 倍} \times (150 / 100) = 4,483,597 \text{ 円}$		
変更後の障害補償年金の請求額		4,483,597 円			
※変更後の障害等級		第 級 号 (倍)		※受理	年 月 日
障害補償 ※ 費支払額		年額 $\text{円} \times \frac{\text{か月}}{12} = \text{円}$		※送金	年 月 日
				※決定	変更・不変更
				※特殊公務災害	該当・非該当

[注意事項]

- ※印の欄は、記入しないこと。また、該当する「□」に✓印を記入すること。
- この請求書の提出前に、既に2号紙と同一の内容の医師の証明書を提出している場合には、2号紙の提出を要しないこと。
- この内訳書に添付する書類
2号紙の他に必要があるときは、変更後の障害等級の決定に必要なエックス線写真その他の資料
- この内訳書と同様の事項を記載した市町村又は水害予防組合で定めている当該補償費の請求書の写しをもって、この内訳書に代えることができること。

変更後の障害の程度に関する証明書

氏 名	基金 栄太郎		男・女	生年月日	45 年 8 月 11 日 (46) 歳								
災害発生日	10 年 5 月 27 日		治ゆ又は症状固定日	11 年 11 月 27 日		治ゆ 症状固定							
障害の程度に変更のあった年月			28 年 9 月 15 日										
傷病名	(初診時の症状及び経過) 頭蓋骨骨折、急性硬膜下血腫、脳挫傷				既存障害	(部位・程度・状況等) なし							
残 存 障 害 の 内 容													
主訴又は 自覚症状	頭部痛 すべての動作が遅く、左半身での複雑な動作は困難												
他覚検査結果 及び 種 類	左半側空間無視、左同名半盲、記憶障害、大脳高次脳機能障害 抗てんかん薬の服用により、けいれん発作はなし												
残 存 障 害 の 程 度 及 び 内 容													
眼 球 の 障 害		視 力		調 節 機 能		視 野 狭 窄 (8方向)							
		裸眼	矯 正	近点・遠点・屈折力等	調 節 力	上	上外	外	外下	下	下内	内	内上
		左			() D								
	右				() D								
	眼 動 障 害	1 複視の有無 イ 正面視にて複視を生ずる ロ 左右上下視にて複視を生ずる	2 注視の広さ 左 右 両眼										
まぶたの障害	※まぶた・まつ毛の欠損、運動障害												
聴 耳 力 介 障 の 害 欠 と 損		オーディオメーター検査成績				語音明瞭度検査		人声聴力検査成績					
		左	$\frac{a()+2b()+2c()+d()}{6} = []$ db		最良明瞭度	大 声 不能 接耳 [] cmにて % 話 声 語 可能 [] 可 能							
		右	$\frac{a()+2b()+2c()+d()}{6} = []$ db		最良明瞭度	大 声 不能 接耳 [] cmにて % 話 声 語 可能 [] 可 能							
	※耳鳴の有無及びその程度				※耳介の欠損程度								
鼻 障 害 の 害	※鼻軟骨の欠損程度 全部 ・ 大部分 ・ 一部分		※鼻の機能障害 (鼻呼吸・嗅覚等について)										
言 語 障 害 機 能	※1 発声機能の完全喪失 2 中枢性失語症… [運動性・感覚性・その他 ()] 3 発音機能障害…発音不能語音 (口唇音・歯舌音・口蓋音・喉頭音) 4 その他…				外 歯 牙 の 欠 損 障 害 歯 牙 の 欠 損 障 害 又 は	醜状痕の部位、長さ、大きさ、 醜状度等 歯牙欠損の歯列程度、補てつの方法等							
そ 機 能 の 障 害 し ゃ く	※1 流動食以外は摂取できない 2 粥食程度なら摂取できる 3 ある程度固形食は摂取できるが、これに制限があって そしゃくが充分でないもの												

具体的に記載すること。

第3章 損害補償の内容と請求手続

種類	残 存 障 害 の 程 度 及 び 内 容											
精神・神経・泌尿器・胸部臓器の障害	(障害の内容、就労能力等に及ぼす支障の程度) 高次脳機能障害による意欲発動性の低下、自発性の低下が著明 日常生活動作はほとんど自力で可能だが、すべての行動が鈍い、 左片まひではほぼ支障は認められないが、複雑な動作は困難 (詳細は別添「日常生活支障状況調査票」のとおり)											
切等 断の ・障 知覚害	(障害の程度を図示又は説明してください) 頭部痛 (+)											
せ(運 奇動 柱形)の 変及障 形び害	※部位…頸椎・胸椎・腰椎	前 屈	度	後 屈	度	コルセット 装 用	有 (一時的・恒久的) ・無					
	※原因…骨折・固定術・ 筋肉拘縮・ その他 ()	左 屈		右 屈		コルセット の 種 類						
		左回旋		右回旋		その他						
下短 肢の縮	左下肢長 cm	短縮の原因				体幹骨 長管骨 の変形	※部位 イ. 裸体となってわかる程度 ロ. レントゲン写真でわかる程度					
	右下肢長 cm											
上・下 肢の 機能 障害	関 節 運 動 部 位 種 類	自 動		他 動		関 節 運 動 部 位 種 類	自 動		他 動			
		左	右	左	右		左	右	左	右		
			度	度	度	度			度	度	度	度
備考												
予 後 の 見	(機能回復の見込み、その他参考所見) 今後、高次脳機能障害の改善の見込みはない											
上記のとおりであることを証明します。 28 年 9 月 15 日 医療機関の { 所在地 ○○県 ××市 名 称 ××市立病院 医師氏名 カルテ太郎 消防団員等公務災害補償等共済基金理事長 殿												

当該箇所へ具体的に記載すること。

本欄は、医師が記載すること。

必ず
押 印

〔注意事項〕

- 1 該当事項に○をつけ必要事項を記入すること。
- 2 ※印欄については、空欄への記載や諸検査成績等の添付を利用し図示又は説明すること。
- 3 聴力障害・視野障害については、オーディオグラム・視野表を添付すること。
- 4 日常生活の状況を把握する必要がある障害については、当該状況の申立書や調査結果表等を添付すること。
- 5 この証明書に記入欄のない障害については、この証明書への記入に代えて、医学的資料（医師の証明書、諸検査成績等）を添付してもよいこと。

別記様式第15号

☒ 消防団員 ☐ 水防従事者 ☐ 水防団員 ☐ 応急措置従事者 ☐ 消防作業従事者 ☐ 救急業務協力者		障害補償年金定期報告書		年金支払決定番号	シ－H26－1
				29年2月1日	
消防団員等公務災害補償等共済基金理事長 殿 下記のとおり年金受給に関する現状を報告します。			都道府県 〇〇 市町村 ×× 町 組合管理者 長氏名 町村 市子	☒ 必ず押印	
非常勤消防団員等の氏名 ふりがな ききん としお 基金 利夫			事故発生日	27年2月15日	
			治ゆ年月日	28年8月15日	
住 所 〇〇県××市2-19-6			障害等級	第3級3号	
障害の種類			第5・6頸髄損傷による四肢まひ		
障害の現状			四肢不全まひ、膀胱直腸障害 第6頸髄節以下の知覚鈍麻 両上下肢の痙性著明で、筋力はあるが、巧緻性や速い動作が不自由 常に排尿・排便困難あり、残尿（＋）により1日2回の自己導尿中		
日常生活の概要			片手で行える動作は左手使用で可能であるが困難 両手の使用を要する動作は不能 独力での歩行は可能だが、階段の昇降は困難 用便は独力で可能であるが、自己導尿・坐薬が必要		
他の法令による受給関係	年金の種類 (障害等級第 級)	年金の額	年金証書の 記号番号	支給開始年月	所轄年金事務所等
	障害基礎年金(1級)	1,324,890円	2345-678901	28年8月	××年金事務所
				年 月	

〔注意事項〕

- この報告書は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に提出するものであること。
- 該当する「□」は、レ印で示すこと。
- 「障害の現状」及び「日常生活の概要」の欄には、最近1年間について記入すること。

転載元の年金額改定通知書等の写しを添付することが望ましい。

具体的に記載すること。

第3章 損害補償の内容と請求手続

別記様式第16号

☒ 消防団員 ☐ 水防従事者		年金に関する 異動報告書		年金支払 決定番号	ビ シ イ	— H 2 — 20	
☐ 水防団員 ☐ 応急措置従事者				28 年 7 月 20 日			
☐ 消防作業従事者 ☐ 救急業務協力者							
消防団員等公務災害補償等共済基金理事長 殿 下記のとおり年金に関する移動を報告します。				都 〇〇 市 道 ×× 町 府 ×× 村 〇〇 組合管理者			必ず 押印
非常勤消防団員等の氏名		き き ん か ず お み 基金 数匠		事 故 発 生 日	2 年 12 月 7 日		
異 動 の 内 容	障害補償年金の受給権者 基金数匠が平成28年7月15日に死亡したため。 (詳細は別添の死亡診断書の写しのとおり)						
異動した者の氏名		基金 数匠		異 動 年 月 日	28 年 7 月 15 日		
備 考							

要点を簡潔にまとめて記載すること。

〔注意事項〕

- 1 該当する「□」には、レ印でしめすこと。また、「ビ・シ・イ」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「異動の内容」の欄には、次の各号に掲げる事由を記載し、当該各号に定める書類を添付すること。
 - (1) 氏名の変更があったとき……その事実を証する書類
 - (2) 住所に変更があったとき……その事実を証する書類
 - (3) 傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者の障害の程度に変更があったとき……障害の部位及び状況（図で示すことのできるものは図解すること。）、障害の程度に変更を生じた年月日、理由及び予想される傷病等級又は障害等級を記載した医師若しくは歯科医師の診断書又はこの写し
 - (4) 傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者が死亡したとき……その者の死亡を証する書類又はこれらの写し
 - (5) 遺族補償年金の受給権者又は受給資格者にあつては次に掲げるとき。
 - ア 死亡したとき……その者の死亡を証する書類又はこれらの写し
 - イ 婚姻（内縁を含む。）をしたとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する市町村長の発行する証明書
 - ウ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（内縁を含む。）となったとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する市町村長の発行する証明書
 - エ 離縁によって死亡した非常勤消防団員消防団員等との親族関係が終了したとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する市町村長の発行する証明書
 - オ 子、孫又は兄弟姉妹については18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（非常勤消防団員等の死亡の時から引続き非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令第5条に規定する障害の状態（カ及びキにおいて「特定障害状態」という。）にあるときを除く。）
 - カ 基準政令第8条の2第4項第1号に該当するに至ったとき（非常勤消防団員等の死亡の時から引続き特定障害状態にあるときを除く。）
 - キ 非常勤消防団員等の死亡の当時特定障害状態にあった夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の当該状態がなくなったとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する医師の診断書若しくはこれに代わる書類又はこれらの写し
 - ク 基準政令第8条の2第4項第2号に該当するに至ったとき（55歳以上であるときを除く。）……その事実及び事実の生じた年月日を証する医師の診断書若しくはこれに代わる書類又はこれらの写し
 - ケ 受給権者と生計を同じくしていた受給資格者が生計を異にするとき。
 - コ 生計を異にしていた受給資格者が受給権者と生計を同じくするに至ったとき……その者の住民票の写し並びにその事実及び事実の生じた年月日を証する書類
 - サ 非常勤消防団員等の死亡の当時胎児であった子が出生したとき……その者の住民票の写し
 - シ 所在が1年以上明らかでないとき、又は所在が明らかでないことにより遺族補償年金の支払いを停止された者の所在が明らかとなったとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する書類
 - ス 先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する書類
 - セ 基準政令第8条の3第1項の規定により遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合において、その権利が消滅した受給権者と生計を異にしていた次順位者が受給権者となったとき……その者並びにその者と生計を同じくしている受給資格者の氏名及びその事実を証する書類並びにそれらの者の住民票の写し
 - (6) 同一の事由により支給されていた他の法律による年金の支給額に変更があったとき……当該年金証書全文の写し
 - (7) 同一の事由により支給されていた他の法律による年金が支給されなくなったとき……支給されなくなった理由及び支給されなくなった年月日を証する書類

第5 障害補償年金差額一時金

1 趣旨

障害補償年金差額一時金は、障害補償年金の受給権者が死亡した場合、既にその者に支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の合計額が障害の程度に応じて定められている一定の額に満たないときは、その差額を一時金（以下「差額一時金」という。）として遺族に支給するものである。

〔基準政令附則 § 1 の 2 ①〕

2 支給要件

（１） 遺族の範囲

差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者である。〔基準政令附則 § 1 の 2 ③〕

- ① 障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡当時、その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ② ①に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

（２） 受給権者の順位

差額一時金の受給権者の順位は、前記の遺族の範囲の①及び②の順序によるが、①及び②のうちにあっては、それぞれに掲げた順序である（父母にあっては、養父母は実父母より先順位となる。）。

〔基準政令附則 § 1 の 2 ③〕

（注） ①の「生計を同じくしていた」とは、障害補償年金の受給権者と一つの生計単位を構成していたことをいい、必ずしも当該受給権者との間に同居又は生計維持関係の事実があることを要しないものである。

3 支給額

（１） 通常の場合

差額一時金は、障害の等級に応じ次の表に掲げる額と、既に支払われた障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の額の合計額との差額が支給される。〔基準政令附則 § 1 の 2 ①〕

障害の等級	額
第 1 級	補償基礎額 × 1,340
第 2 級	〃 × 1,190
第 3 級	〃 × 1,050
第 4 級	〃 × 920
第 5 級	〃 × 790
第 6 級	〃 × 670
第 7 級	〃 × 560

(例) 公務上の傷病が治ゆし、障害等級第3級に該当した団員が、3年間障害補償年金を受給して死亡した場合

・ 3年間に支給された障害補償年金の合計額	6,716,150 円
・ 〃 障害特別給付金の合計額	1,343,230 円
・ 死亡時の補償基礎額	11,369 円

① 障害補償年金差額一時金の支給額

$(11,369 \text{ 円} \times 1,050 \text{ 倍}) - 6,716,150 = 5,221,300 \text{ 円 (支給額)}$

② 障害差額特別給付金の支給額

$(11,369 \text{ 円} \times 1,050 \text{ 倍} \times 20 / 100) - 1,343,230 \text{ 円} = 1,044,260 \text{ 円 (支給額)}$

(注) 障害差額特別給付金については、P.162 を参照されたい。

(2) 加重障害の場合

障害補償年金の受給権者のうち、障害の程度を加重して障害補償年金の支給を受けていた者が死亡した場合の差額一時金は、既にその者に支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の額の合計額と、次に掲げる額との差額が支給される。 〔基準政令附則 § 1 の 2 ②〕

① 加重前の障害の等級が第1級～第7級の場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{加重後の障害等級に応ずる差額一時} \\ \text{金の限度額 (前記 3 (1) の額)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{加重前の障害等級に応ず} \\ \text{る差額一時金の限度額} \end{array} \right]$$

(例) 加重後の障害の程度が第1級（加重前第5級）の者が、2年間障害補償年金を受給した後死亡した場合

$(1,340 \text{ 倍} - 790 \text{ 倍}) - (313 \text{ 倍} - 184 \text{ 倍}) \times 2 \text{ 年}$

② 加重前の障害の等級が第8級～第14級の場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{加重後の障害等級に応} \\ \text{ずる差額一時金の限度} \\ \text{額 (前記 3 (1) の額)} \end{array} \right] \times \frac{\left[\begin{array}{l} \text{加重後の障害等} \\ \text{級に応ずる障害} \\ \text{補償年金の額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{補償基礎額} \times \text{加} \\ \text{重前の障害等級} \\ \text{に応ずる倍数} \end{array} \right]}{25} \times \frac{1}{25}$$

(例) 加重後の障害の程度が第1級（加重前第8級）の者が、2年間障害補償年金を受給した後死亡した場合

$$1,340 \text{ 倍} \times \frac{313 \text{ 倍} - 503 \text{ 倍} \times \frac{1}{25}}{313 \text{ 倍}} - \left(313 \text{ 倍} - 503 \text{ 倍} \times \frac{1}{25} \right) \times 2 \text{ 年}$$

第3章 損害補償の内容と請求手続

4 請求手続等

差額一時金の請求については、「損害補償費支払請求書（別記様式第1号）」に「障害補償費内訳書（別記様式第7号）」及びその他必要な資料を添付して消防基金に提出しなければならない。

〔様式規程 § 1、§ 2〕

5 様式記載例

様式記載例は、次のとおりである。

なお、「損害補償費支払請求書（別記様式第1号）」の記載例については「**第1 療養補償**」を参照されたい。

第5 障害補償年金差額一時金

別記様式第7号

☒ 消防団員 ☐ 水防団員 ☐ 消防作業従事者		☐ 水防従事者 ☐ 応急措置従事者 ☐ 救急業務協力者		障 害 補 償 費 内 訳 書				1 号 紙							
非常勤消防団員等の氏名		基金 幹士		事故 事故発生日		別添証明書記載のとおり 24 年 5 月 5 日									
障害の程度		別添2号紙記載のとおり		初診		24 年 5 月 5 日		診断によって疾病の発生が確定した日		24 年 5 月 5 日		治癒した日		25 年 4 月 10 日	
障害等級		第 級 号		障害補償の種類		☐ 障害補償年金 ☐ 障害補償年金前払一時金		☒ 障害補償年金差額一時金 ☐ 障害補償一時金							
加重障害		既存障害の部位・程度及び障害等級		なし										[第 級 号]	
差引計算方式															
障害補償年金	年金種類[障害等級第 級]		年金の額		年金証書の記号番号		支給開始年月		所轄年金事務所等						
	他の法令による受給関係														
	障害補償年金額の算式		[補償基礎額]		[特殊公務災害の場合]										
	円 ×		倍 × (1 +		/100) ×						円				
	障害補償年金請求額										円				
障害補償年金前払一時金	障害補償年金前払一時金申出年月日		年 月 日												
	障害補償年金前払一時金の申出を行った月		年 月 分から								円				
	までの期間に係る障害補償年金の額の合計額		年 月 分まで												
	被補償者が選択する障害補償年金前払一時金の額の算式等		☐ 障害補償年金前払一時金の限度額		限度額を選択した場合 [補償基礎額] [乗すべき倍数] 円 × = 円										
			補償基礎額の ☐ 1,200倍 ☐ 1,000倍 ☐ 800倍 ☐ 600倍 ☐ 400倍 ☐ 200倍に相当する額		限度額以外を選択した場合 [補償基礎額] 円 × 倍 = 円										
障害補償年金前払一時金請求額												円			
障害補償年金差額一時金	傷害補償年金の受給権者の死亡年月日		年 月 日		死亡時の障害等級		第 級 号								
	受給権者の氏名		住 所		死亡者との続柄又は関係		ア 支払を受けた年金額の合計		[25 年 5 月分から 28 年 5 月分まで 6,716,150 円]						
	基金 涼子		〇〇県××市8-9		配偶者										
	イ 支払を受けた前払一時金の額										円				
	[補償基礎額] [乗すべき数] [特殊公務災害の場合] [上記ア及びイの合計] 11,369 円 × 1050 × [1 + /100] - 6,716,150 円						× 1/ (受給権者の数) = 5,221,300 円								
障害補償年金差額一時金請求額												5,221,300 円			
障害補償一時金	障害補償一時金の算式		[補償基礎額]		[特殊公務災害の場合]										
	円 × 倍 × (150/100) = 円														
障害補償一時金請求額												円			
※ 補償基礎額				円		※ 受 理		年 月 日							
※ 障害等級		第 級 号(倍)		円		※ 送 金		年 月 日							
※ 障害補償費支払額	年 金	第 一 期 分 年額		円 × か月 / 12 円		※ 年金支払決定番号		シ - -							
		前払一時金		円											
		差額一時金		円		※ 特殊公務災害		該 当 ・ 非該当							
一 時 金				円											

第3章 損害補償の内容と請求手続

〔障害補償費内訳注意事項〕

- 1 ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」にレ印を記入すること。
- 2 「障害等級」の欄には、障害が1ある場合は当該障害等級を、障害が2以上ある場合は基準政令第6条第5項又は第6項の規定により併合又は繰上げをして得た障害等級を記入すること。
- 3 「障害補償の種類」の欄には、当該障害等級が第1級から第7級までの場合は「障害補償年金」の「□」に、障害補償年金前払一時金の申出を行う場合は「障害補償年金前払一時金」の「□」に、障害補償年金の受給権者が死亡したことによる障害補償年金差額一時金の場合は「障害補償年金差額一時金」の「□」に、障害等級が第8級から第14級までの場合は「障害補償一時金」の「□」にレ印を記入すること。
- 4 「加重障害」の「既存障害の部位・程度及び障害等級」の欄には、既に障害のある非常勤消防団員等が公務又は消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷又は疾病によって、同一部位についての障害の程度を加重した場合における既存の障害の部位等を、「差引計算方式」の欄には、当該非常勤消防団員等の加重後の障害等級に応ずる障害補償の金額から、基準政令第6条第8項各号に定める差引額のうち当該非常勤消防団員等に該当するものを差し引く計算の方式を記入すること。
- 5 「障害補償年金前払一時金」の「障害補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る障害補償年金の額の合計額」の欄には、障害補償年金の最初の支払に先立って申し出る場合は記入しないこと。また「被補償者が選択する障害補償年金前払一時金の額の算式等」の欄には、被補償者が選択する「□」にレ印を記入すること。
- 6 「障害補償年金差額一時金」の欄の「ア支払を受けた年金額の合計」及び「イ支払を受けた前払一時金」の項には、死亡した障害補償年金の受給権者が既に受けていたそれぞれの額を記入すること。また計算式の「〔乗ずべき数〕」の項には、基準政令附則第1条の2第1項の表に掲げる「乗ずべき数」を記入すること。
- 7 「障害補償年金前払一時金」の障害補償年金の支払を受けた後1年以内に請求する場合、又は「障害補償年金差額一時金」を請求する場合は、2号紙の提出を要しないこと。
- 8 この請求書の提出前に、既に2号紙と同一の内容の医師の証明書を提出している場合には、2号紙の提出を要しないこと。
- 9 この内訳書に添付する書類
 - (1) 障害補償年金、障害補償年金前払一時金(障害補償年金の支払を受けた後1年以内に請求する場合を除く。)
 - ア 2号紙の他に必要があるときは、障害等級の決定に必要なエックス線写真その他の資料
 - イ 障害補償年金の受給権者が、当該障害補償の事由となった障害について基準政令附則第3条第1項から第4項までに規定する他の法律による年金たる給付を受ける場合には、当該年金証書全文の写し
 - (2) 障害補償年金差額一時金を請求する場合
 - ア 障害補償年金の受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書若しくはその者の死亡を証する書類又はこれらの写し
 - イ 障害補償年金差額一時金の受給権者と死亡した障害補償年金の受給権者との続柄又は関係に関する市町村長の発行する証明書
 - ウ 障害補償年金差額一時金の受給権者が婚姻の届出をしていないが、障害補償年金の受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、その事実を認めることのできる書類
 - エ 障害補償年金差額一時金の受給権者が、障害補償年金の受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であるときは、障害補償年金の受給権者の死亡の当時生計を同じくしていた事実を認めることのできる書類
 - オ 障害補償年金差額一時金の受給権者が配偶者以外の者であるときは、他に先順位者のないことを証する書類
 - カ 障害補償年金差額一時金の受給権者が、死亡した障害補償年金の受給権者の遺言又はその者の属する任命権者等に対する予告により特に指定された者であるときは、これを証する書類
- 10 この内訳書と同様の事項を記載した市町村又は水害予防組合で定めている当該補償費の請求書の写しをもって、この内訳書に代えることができること。

第6 障害補償年金前払一時金

1 趣旨

障害補償年金前払一時金（以下「前払一時金」という。）は、障害補償年金の受給権者の申し出により、その者が受けることができる年金の一部を前払一時金として支給するものである。

〔基準政令附則 § 1 の 3 ①〕

なお、前払一時金を受けた場合には、障害補償年金は、当該年金の支給額が前払一時金の額に達するまで支給停止されることになる。

〔基準政令附則 § 1 の 3 ⑤〕

2 申出方法

- (1) 原則として、障害補償年金の最初の支払が行われるまでに申出を行うことが必要である。
- (2) ただし、既に障害補償年金の支払があった場合でも、当該年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して1年を経過するまでの間は、申出を行うことができる。

〔基準政令附則 § 1 の 3 ②〕

3 支給額

(1) 通常の場合

① 障害補償年金の最初の支払が行われるまでに申出が行われた場合

障害の程度に応じ、次の表に掲げる額（以下「限度額」という。）を限度として、当該限度額又はその範囲内で補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、障害補償年金受給権者が選択した額が支給される。

〔基準政令附則 § 1 の 3 ④〕

障害の等級	額
第 1 級	補償基礎額 × 1,340
第 2 級	〃 × 1,190
第 3 級	〃 × 1,050
第 4 級	〃 × 920
第 5 級	〃 × 790
第 6 級	〃 × 670
第 7 級	〃 × 560

② 障害補償年金の支払があった後に申出が行われた場合

障害の程度に応じ、次の表に掲げる額のうち、前記①の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る障害補償年金の額を差し引いた額の範囲内で当該年金受給権者が申し出た額が支給される。

〔基準政令附則 § 1 の 3 ④〕

障害の等級	申出のできる額
第 1 級	補償基礎額の 200 倍、400 倍、600 倍、800 倍、1,000 倍、1,200 倍
第 2 級	補償基礎額の 200 倍、400 倍、600 倍、800 倍、1,000 倍
第 3 級	補償基礎額の 200 倍、400 倍、600 倍、800 倍、1,000 倍
第 4 級	補償基礎額の 200 倍、400 倍、600 倍、800 倍

第 5 級	補償基礎額の 200 倍、400 倍、600 倍
第 6 級	補償基礎額の 200 倍、400 倍、600 倍
第 7 級	補償基礎額の 200 倍、400 倍

(2) 加重障害の場合

加重障害の場合における前払一時金は、次の①及び②により算出した額又はその額の範囲内で補償基礎額の 1,200 倍、1,000 倍、800 倍、600 倍、400 倍若しくは 200 倍のいずれかに相当する額のうち、障害補償年金受給権者が選択した額が支給される。〔基準政令附則 § 1 の 3 ④〕

① 加重前の障害の等級が第 1 級～第 7 級の場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{加重後の障害等級に応ずる差額一時} \\ \text{金の限度額 (前記 3 (1) の額)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{加重前の障害等級に応ず} \\ \text{る差額一時金の限度額} \end{array} \right]$$

② 加重前の障害の等級が第 8 級～第 14 級の場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{加重後の障害等級に応} \\ \text{ずる差額一時金の限度} \\ \text{額 (前記 3 (1) の額)} \end{array} \right] \times \frac{\left[\begin{array}{l} \text{加重後の障害等} \\ \text{級に応ずる障害} \\ \text{補償年金の額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{補償基礎額} \times \text{加} \\ \text{重前の障害等級} \\ \text{に応ずる倍数} \end{array} \right] \times \frac{1}{25}}{\left[\begin{array}{l} \text{加重後の障害等級に応ずる障害補償年金の額} \end{array} \right]}$$

(例) 加重後の障害の程度が第 1 級 (加重前第 8 級) に該当した場合

① 年金の最初の支払に先立って申し出た場合

(限度額の算式)

$$1,340 \text{ 倍} \times \left(\frac{313 \text{ 倍} - (503 \text{ 倍} \times \frac{1}{25})}{313 \text{ 倍}} \right) \Rightarrow 1,253.8 \text{ 倍}$$

※ この場合、補償基礎額の 1,253 倍又は 1,200 倍、1,000 倍、800 倍、600 倍、400 倍、200 倍のいずれかの額が選択できる。

② 年金の支払を受けた後、1 年以内に申し出た場合 (申し出の日の属する月までに支払を受けた年金の額を補償基礎額の 92 倍に相当する額とする。)

(限度額の算式)

$$\left\{ 1,340 \text{ 倍} \times \left(\frac{313 \text{ 倍} - (503 \text{ 倍} \times \frac{1}{25})}{313 \text{ 倍}} \right) \right\} - 92 \text{ 倍} \Rightarrow 1,161.8 \text{ 倍}$$

※ この場合、補償基礎額の 1,000 倍、800 倍、600 倍、400 倍又は 200 倍のいずれかの額が選択できる。

4 障害補償年金の支給停止

前払一時金が支給される場合において、障害補償年金の最初の支払に先立って申出が行われたときは、当該障害補償年金を支給すべき事由の生じた日の属する月の翌月から、障害補償年金の支払があった後に申出が行われたときは、当該申出が行われた日の属する月の翌月から、次の（１）及び（２）の額の合計額が前払一時金の額に達するまでの間、障害補償年金の支給が停止されることになる。

〔基準政令附則 § 1 の 3 ⑤〕

- （１） 前払一時金が支給された月後の最初の年金の支払期月から１年を経過した月前の各月に支給されるべき年金の額の合計額（申出が年金の支払開始後の場合は、申出が行われた日の属する月の翌月以後の期間に係る年金の額に限る。）
- （２） １年経過月以降各月に支給されるべき年金の額を、100 分の 5 にその経過した年数（１年未満の端数は切り捨てる。）を乗じて得た数に 1 を加えた数で除して得た額

5 請求手続等

- ① 前払一時金の請求については、「損害補償費支払請求書（別記様式第 1 号）」に「障害補償費内訳書（別記様式第 7 号）」及びその他必要な資料を添付して消防基金に提出しなければならない。

〔様式規程 § 1、§ 2〕

- ② 消防基金は、前払一時金の支給に関する決定を行ったときは、市町村等に障害補償年金の支給停止の旨を記載した「年金決定通知書（別記様式第 13 号の 3）」を送付する。

〔様式規程 § 3 ②〕

また、年金決定通知書にあわせ、市町村等は、年金証書に必要な事項を記載して受給者に交付しなければならない。

6 様式記載例

様式記載例は、次のとおりである。

なお、「損害補償費支払請求書（別記様式第 1 号）」の記載例については「第 1 療養補償」を参照されたい。

第3章 損害補償の内容と請求手続

別記様式第7号

☒ 消防団員 ☐ 水防団員 ☐ 消防作業従事者		☐ 水防従事者 ☐ 応急措置従事者 ☐ 救急業務協力者		障 害 補 償 費 内 訳 書				1 号 紙			
非常勤消防団員等の氏名 基金 典司				事故 事故発生日 27 年 5 月 8 日		別添証明書記載のとおり					
障害の程度 別添2号紙記載のとおり		初診 27 年 5 月 8 日		診断によって疾病の発生が確定した日 27 年 5 月 8 日		治癒した日 28 年 5 月 10 日					
障害等級 第 3 級 3 号		障害補償の種類 ☐ 障害補償年金 ☒ 障害補償年金前払一時金 ☐ 障害補償年金差額一時金 ☐ 障害補償一時金									
加重障害		既存障害の部位・程度及び障害等級 なし [第 級 号]									
差引計算方式											
障害補償年金	年金種類(障害等級第 級) 障害基礎年金 (1 級)		年金の額 1,324,890 円		年金証書の記号番号 3456-789012		支給開始年月 28 年 5 月		所轄年金事務所等 ××年金事務所		
	[補償基礎額]		[特殊公務災害の場合]								
	障害補償年金額の算式		円 × 倍 × (1+ /100) ×						円		
	障害補償年金請求額								円		
障害補償年金前払一時金	障害補償年金前払一時金申出年月日		28 年 6 月 1 日								
	障害補償年金前払一時金の申出を行った月		年 月 分から						円		
	までの期間に係る障害補償年金の額の合計額		年 月 分まで								
	被補償者が選択する障害補償年金前払一時金の額の算式等		☐ 障害補償年金前払一時金の限度額 ☐ 1,200倍 ☐ 1,000倍 ☐ 800倍 ☐ 600倍 ☒ 400倍 ☐ 200倍に相当する額		限度額を選択した場合 [補償基礎額] (乗すべき倍数) 円 × = 円		限度額以外を選択した場合 [補償基礎額] 11,369 円 × 400 倍 = 4,547,600 円				
障害補償年金前払一時金請求額		4,547,600 円									
障害補償年金差額一時金	傷害補償年金の受給権者の死亡年月日		年 月 日		死亡時の障害等級		第 級 号				
	障害補償年金差額一時金の算式等	受給権者の氏名		住 所		死亡者との続柄又は関係		ア 支払を受けた年金額の合計		[年 月 分から] [年 月 分まで] 円	
								イ 支払を受けた前払一時金の額		円	
										円	
{ [補償基礎額] (乗すべき数) [特殊公務災害の場合] (上記ア及びイの合計) } × 1/ (受給権者の数) = 円 円 × × [1+ /100] - 円											
障害補償年金差額一時金請求額		円									
障害補償一時金	障害補償一時金の算式		[補償基礎額]		[特殊公務災害の場合]		円 × 倍 × (150/100) =		円		
	障害補償一時金請求額		円								
※ 補償基礎額				円		※ 受理		年 月 日			
※ 障害等級		第 級 号(倍)		円		※ 送金		年 月 日			
※ 障害補償費支払額	年 金	第 一 期 分	年額 円 × か月 / 12		円		※ 年金支払決定番号		シ - -		
		前 払 一 時 金			円						
	一 時 金	差 額 一 時 金				円		※ 特殊公務災害		該 当 ・ 非該当	

〔障害補償費内訳注意事項〕

- 1 ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」にレ印を記入すること。
- 2 「障害等級」の欄には、障害が1ある場合は当該障害等級を、障害が2以上ある場合は基準政令第6条第5項又は第6項の規定により併合又は繰上げをして得た障害等級を記入すること。
- 3 「障害補償の種類」の欄には、当該障害等級が第1級から第7級までの場合は「障害補償年金」の「□」に、障害補償年金前払一時金の申出を行う場合は「障害補償年金前払一時金」の「□」に、障害補償年金の受給権者が死亡したことによる障害補償年金差額一時金の場合は「障害補償年金差額一時金」の「□」に、障害等級が第8級から第14級までの場合は「障害補償一時金」の「□」にレ印を記入すること。
- 4 「加重障害」の「既存障害の部位・程度及び障害等級」の欄には、既に障害のある非常勤消防団員等が公務又は消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷又は疾病によって、同一部位についての障害の程度を加重した場合における既存の障害の部位等を、「差引計算方式」の欄には、当該非常勤消防団員等の加重後の障害等級に応ずる障害補償の金額から、基準政令第6条第8項各号に定める差引額のうち当該非常勤消防団員等に該当するものを差し引く計算の方式を記入すること。
- 5 「障害補償年金前払一時金」の「障害補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る障害補償年金の額の合計額」の欄には、障害補償年金の最初の支払に先立って申し出る場合は記入しないこと。また「被補償者が選択する障害補償年金前払一時金の額の算式等」の欄には、被補償者が選択する「□」にレ印を記入すること。
- 6 「障害補償年金差額一時金」の欄の「ア支払を受けた年金額の合計」及び「イ支払を受けた前払一時金」の項には、死亡した障害補償年金の受給権者が既に受けていたそれぞれの額を記入すること。また計算式の「〔乗ずべき数〕」の項には、基準政令附則第1条の2第1項の表に掲げる「乗ずべき数」を記入すること。
- 7 「障害補償年金前払一時金」の障害補償年金の支払を受けた後1年以内に請求する場合、又は「障害補償年金差額一時金」を請求する場合は、2号紙の提出を要しないこと。
- 8 この請求書の提出前に、既に2号紙と同一の内容の医師の証明書を提出している場合には、2号紙の提出を要しないこと。
- 9 この内訳書に添付する書類
 - (1) 障害補償年金、障害補償年金前払一時金(障害補償年金の支払を受けた後1年以内に請求する場合を除く。)
 - ア 2号紙の他に必要があるときは、障害等級の決定に必要なエックス線写真その他の資料
 - イ 障害補償年金の受給権者が、当該障害補償の事由となった障害について基準政令附則第3条第1項から第4項までに規定する他の法律による年金たる給付を受ける場合には、当該年金証書全文の写し
 - (2) 障害補償年金差額一時金を請求する場合
 - ア 障害補償年金の受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書若しくはその者の死亡を証する書類又はこれらの写し
 - イ 障害補償年金差額一時金の受給権者と死亡した障害補償年金の受給権者との続柄又は関係に関する市町村長の発行する証明書
 - ウ 障害補償年金差額一時金の受給権者が婚姻の届出をしていないが、障害補償年金の受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、その事実を認めることのできる書類
 - エ 障害補償年金差額一時金の受給権者が、障害補償年金の受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であるときは、障害補償年金の受給権者の死亡の当時生計を同じくしていた事実を認めることのできる書類
 - オ 障害補償年金差額一時金の受給権者が配偶者以外の者であるときは、他に先順位者のないことを証する書類
 - カ 障害補償年金差額一時金の受給権者が、死亡した障害補償年金の受給権者の遺言又はその者の属する任命権者等に対する予告により特に指定された者であるときは、これを証する書類
- 10 この内訳書と同様の事項を記載した市町村又は水害予防組合で定めている当該補償費の請求書の写しをもって、この内訳書に代えることができること。

第7 介護補償

1 趣旨

介護補償は、傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有し、当該年金の支給事由となった一定の障害のため介護を要する状態にある者が、介護を受けることによって生じる損害を補てんする目的で、障害の程度と、介護の常時又は随時の状態区分に応じて支給されるものである。

〔基準政令§6の2①〕

2 支給要件

介護補償は、傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者で、当該年金の支給事由となった一定の障害により常時又は随時介護を要する状態（以下「要介護状態」という。）にあり、かつ、その介護を受けている場合に支給するものである。ただし、病院又は診療所に入院し、又は身体障害者養護施設等特定の施設に入所している期間については、介護補償の支給は行わない。

介護補償の支給対象となる障害は、傷病等級第1級又は障害等級第1級に該当する障害のすべてと、傷病等級第2級又は障害等級第2級に該当する障害の一部であるが、その障害の程度により次のとおり常時介護を要する状態と随時介護を要する状態に区分することとなっている。

〔総務省令§4、別表第三〕

（1） 常時介護を要する状態とされる障害

- ① 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し（残し）、常に介護を要するもの（傷病等級第1級第3号、障害等級第1級第3号）
- ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し（残し）、常に介護を有するもの（傷病等級第1級第4号、障害等級第1級第4号）
- ③ 両眼が失明した障害（傷病等級第1級第1号、障害等級第1級第1号）とともに、次のいずれかを併せて有する（残す）もの
 - ア 傷病等級第1級の各号（第1号、3号及び4号を除く。）のいずれかに該当する障害
 - イ 傷病等級第2級の各号（第1号を除く。）のいずれかに該当する障害
 - ウ 障害等級第1級の各号（第1号、3号及び4号を除く。）のいずれかに該当する障害
 - エ 障害等級第2級の各号（第1号及び2号を除く。）のいずれかに該当する障害
 - オ 基準政令第6条第5項の規定により障害等級1級又は2級の障害に相当するとされた障害
- ④ 両上肢の用を全廃するか又は両上肢を肘関節以上で失った障害とともに、次に掲げる障害のいずれかを併せて有するもの
 - ア 両下肢の用を全廃したもの
 - イ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
 - ウ 両下肢を足関節以上で失ったもの
- ⑤ 両上肢を手関節以上で失った障害とともに、次に掲げる障害のいずれかを併せて有する（残す）もの
 - ア 両下肢の用を全廃したもの
 - イ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ⑥ ①から⑤までに掲げる障害と同程度の介護を要する状態にある障害

（2） 随時介護を要する状態とされる障害

- ① 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し（残し）、随時介護を要するもの（傷病等級第2級第2号、障害等級第2級第3号）
- ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し（残し）、随時介護を有するもの（傷病等級第2級第3号、障害等級第2級第4号）
- ③ 傷病等級第1級又は障害等級第1級に該当する障害で、前記①の常時介護を要する状態とされる障害に該当しないもの

3 介護補償の支給対象とならない場合

介護補償は、被災団員等が介護を受けることによって生じる損害を補てんする制度であることから、当該損害が生じているといえない場合には、介護補償は行わないこととされている。

すなわち、病院もしくは診療所に入院し、又は特定の施設に入所している場合で、当該入院又は入所している施設において十分な介護サービスが提供されることから被災団員等が親族等の介護を受ける必要がないとき、又は被災団員等が介護サービスに相当する費用の支出を行っていると考えられない施設（介護サービスに相当する費用を徴収しない施設等）に入所している場合については、介護補償を行う必要はないものと考えられることから、その期間において介護補償の支給事由が発生している場合であっても、介護補償は支給しないこととされている。

具体的には、次に掲げる施設に入院又は入所している場合となっている。

- (1) 病院又は診療所に入院している場合
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）
- (3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として総務大臣が定めるものに入所している場合
 - ① 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
 - ② 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第39条に規定する施設（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な被爆者を入所させ、養護することを目的とする施設に限る。）

なお、介護老人保健施設（介護保険法第7条第22項）は、同法106条の規定により、前記（1）の病院又は診療所に含まれるものである。

〔平成8年自治省告示第86号「基準政令第6条の2第1項第3号の規定に基づき総務大臣が定める施設を定める件」〕

4 支給額

(1) 介護補償の月額

介護補償は月を単位として支給を行い、その月額は被災団員等が現実に介護に要する費用（以下「介護費用」という。）として支出した額を基に算定し、上限額、実費又は定額（最低補償月額）で支払われる。その支給額は、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額とされており（基準政令第6条の2）、平成28年4月1日時点の金額は次のとおりである。

第3章 損害補償の内容と請求手続

介護を要する状態の区分	常時介護	随時介護
費用支出による介護（上限）	104,950 円	52,480 円
費用支出によらない介護（定額）	57,030 円	28,520 円

〔平成 18 年総務省告示第 503 号「基準政令第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件」〕

（２） 支払の区分について

常時介護を要する状態にある者に対しては 104,950 円、随時介護を要する状態にある者に対しては 52,480 円を上限として当該支出額の実費を支給する。

ただし、その月に親族又はこれに準ずる者の介護（以下「親族等の介護」という。）を受けている場合であって、①介護費用を支出していないとき又は②介護費用として支出した額が総務大臣の定める金額以下であるときは、一律定額として常時介護を要する者に対しては 57,030 円、随時介護を要する者に対しては 28,520 円を支給する（ただし、新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月については、介護費用として現実に支出した額を支給することを原則としていることから、①の場合は支給せず、②の場合は当該支出した実額を支給する。）。よって、その月に介護費用として支出した額が定額以下である場合は、その月に 1 日でも親族等の介護を受けており、請求者が当該介護を無償で受けたものとして、介護を受けたことを認めることが出来る書類を添えて介護補償の請求を行えば、一律定額を支給することができる。

なお、介護補償の受給権者の要介護状態に変更があったとき（常時介護→随時介護、随時介護→常時介護）は、当該変更があった月については従前の要介護状態の区分による介護補償を支給し、その翌月から変更後の区分に応じた介護補償を支給することとなる。

① 介護補償の支給の対象となる介護費用

介護補償の支給の対象となる介護費用とは、被災団員等が介護を受けるに当たって必要な介護に従事した者に係る賃金、交通費その他ホームヘルパー等の派遣をうけた場合に支払う費用（受付手数料、紹介手数料等）のうち、社会通念上妥当であると判断されるものである。

また、福祉事業の在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業を利用した場合の自己負担額（ホームヘルパー賃金相当額の 10 分の 3 に相当する額）も、この介護費用に含まれることとなり、介護費用として支給できるものである。

〔福祉通知 § 1⑥vii〕

なお、介護補償は被災団員等が介護労働を受けるために必要な費用を損失として評価するものであるから、要介護状態に至ったことに伴う物的な出費（おむつ代、介護ベッド購入代等）は対象とはならないものである。

② 新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月

新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月には、基準政令第 6 条の 2 第 1 項に規定する状態に初めてなった日の属する月のほか、いったん要介護状態でなくなるなど、介護補償を支給すべき事由がなくなった月の翌月以降で、再び介護補償を支給すべき事由が生じた日の属する月も含まれるものである。

なお、要介護状態の区分に変更があった月及び基準政令第 6 条の 2 第 1 項ただし書きの規定により介護補償を行っていないもの、すなわち介護補償の支給対象とならない施設（前記 3 の（１）～（３）の施設）に入院又は入所している者が当該施設から退院又は退所した月は、介護補償を支給すべき事由が継続していることから、新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月には該当しないものである。

③ 親族又はこれに準ずる者により介護を受けている場合

親族又はこれに準ずる者により介護を受けている場合とは、介護費用を徴収せずに介護を行う者（被災団員等の親族、知人、友人等）から介護を受けている場合をいうものである。

5 介護補償の支給額の具体例

例1 平成28年6月10日に治ゆし、障害補償年金の受給権者となり、常時介護を要する状態となったものが、以後平成28年11月20日に死亡するまで常時介護を要する状態が継続した場合

① 毎月介護費用を支出せずに親族から介護を受けていた場合

	平成28年6月	7月	8月	9月	10月	11月
介護補償	支給せず	57,030円	57,030円	57,030円	57,030円	57,030円

② 毎月ホームヘルパーを雇っていた場合

	平成28年6月	7月	8月	9月	10月	11月
介護費用	70,000円	100,000円	120,000円	100,000円	100,000円	70,000円
介護補償	70,000円	100,000円	104,950円	100,000円	100,000円	70,000円

③ 毎月ホームヘルパーを雇うとともに介護費用を支出せずに親族からも介護を受けていた場合

	平成28年6月	7月	8月	9月	10月	11月
介護費用	40,000円	55,000円	60,000円	50,000円	70,000円	40,000円
介護補償	40,000円	57,030円	60,000円	57,030円	70,000円	57,030円

④ 6月10日～7月20日、9月10日～11月10日は介護費用を支出せずに親族が介護を行い、残りの期間はホームヘルパーを雇った場合

	平成28年6月	7月	8月	9月	10月	11月
介護費用	0円	20,000円	60,000円	20,000円	0円	20,000円
介護補償	支給せず	57,030円	60,000円	57,030円	57,030円	57,030円

例2 平成28年6月10日に傷病補償年金の支給事由が発生し、常時介護を要する状態となった。当時この団員は自宅療養していたが、同年8月15日から10月10日まで病院に入院、10月10日から再び自宅で介護を受けた場合

① 毎月介護費用を支出せずに親族から介護を受けていた場合

	平成28年6月	7月	8月	9月	10月	11月
介護補償	支給せず	57,030円	57,030円	支給せず	57,030円	57,030円

② 自宅にいる間は毎月ホームヘルパーを雇っていた場合

	平成28年6月	7月	8月	9月	10月	11月
介護費用	60,000円	100,000円	60,000円	0円	80,000円	100,000円
介護補償	60,000円	100,000円	60,000円	支給せず	80,000円	100,000円

③ 自宅にいる間は毎月ホームヘルパーを雇うとともに、介護費用を支出せずに親族からも介護を受けていた場合

	平成28年6月	7月	8月	9月	10月	11月
介護費用	40,000円	60,000円	30,000円	0円	50,000円	60,000円
介護補償	40,000円	60,000円	57,030円	支給せず	57,030円	60,000円

第3章 損害補償の内容と請求手続

- ④ 自宅にいる間は毎月介護費用を支出せずに親族から介護を受けていたほか、入院期間中も、毎月第2、第4の土、日曜日は自宅に帰り、その際にも介護費用を支出せずに親族から介護を受けていた場合

	平成28年6月	7月	8月	9月	10月	11月
介護補償	支給せず	57,030円	57,030円	57,030円	57,030円	57,030円

例3 平成28年6月10日に傷病補償年金の支給事由が発生し、常時介護を要する状態となった。当初からこの団員は入院加療していたが、10月10日に退院し、以後は自宅で介護費用を支出せずに親族から介護を受けていた場合

	平成28年6月	7月	8月	9月	10月	11月
介護補償	支給せず	支給せず	支給せず	支給せず	57,030円	57,030円

6 請求手続

介護補償費の請求については、介護補償の支給事由が生じた日の属する月が終了した段階で、「損害補償費支払請求書（別記様式第1号）」に「介護補償費内訳書（別記様式第7号の3）」及びその他必要な資料を添付して消防基金に提出する必要がある。

この介護補償費内訳書に添付すべき書類としては次のとおりである。

- (1) 障害を有することに伴う日常生活の状態に関する医師又は歯科医師の診断書（ただし、第2回目以後の請求において介護を要する状態の常時又は随時の別に変更がない場合には、省略することができる。）
- (2) 介護補償を受けようとする期間における介護の事実並びに当該介護に従事した者の氏名及び請求者との続柄又は関係を記載した書類（ただし、第2回目以後の請求において1の月に介護費用を支出せず介護を受けた日があり、当該介護を行う者が前回の請求における介護補償費内訳書に記載されたものと変更がない場合で、当該月に係る介護補償の請求月額が、最低補償月額であるときには、その月に係る当該書類の添付を省略することができる。）
- (3) 介護費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護を受けた年月日及び時間並びに当該介護費用として1の月に支出した額を証明することができる書類（ただし、第2回目以後の請求において1の月に介護費用を支出せずに介護を受けた日がある場合で、当該月に係る介護補償の請求月額が最低補償月額であるときには、その月に係る当該資料の添付を省略することができる。）

〔様式規程 § 1、2〕

7 様式記載例

様式記載例は、次のとおりである。

なお、「損害補償費支払請求書（別記様式第1号）」の記載例については「第1 療養補償」を参照されたい。

別記様式第7号の3

☒ 消防団員 ☐ 水防団員 ☐ 消防作業従事者		☐ 水防従事者 ☐ 応急措置従事者 ☐ 救急業務協力者		介護補償費内訳書		☒ 新規 ☐ 継続	
非常勤消防団員等の氏名		き きん 基金			じ ろ う 浩郎		事故発生日
(受けている年金の種類)				(年金支払決定番号)			
☐ 傷病補償年金（傷病等級第 級第 号）				ビ — — — — —			
☒ 障害補償年金（傷病等級第 1 級第 3 号）				シ — — H27 — — 1			
介護を要する状態の常時又は随時の別				☒ 常時介護を要する状態 ☐ 随時介護を要する状態			
請求内容	請求対象年月	介護費用を支出せずに介護を受けた日の有無		介護費用として支出した額		請求月額	
	平成 28 年 6 月	☒ ある ☐ ない		40,000 円		40,000 円	
	平成 28 年 7 月	☒ ある ☐ ない		55,000 円		57,030 円	
	平成 28 年 9 月	☒ ある ☐ ない		60,000 円		60,000 円	
介護を受けた場所		☒ 居 宅 ☐ 病院・施設等（名称）					
		入院・入所期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日					
介護に従事した者	氏 名		請求者との続柄又は関係		請求者が介護を受けた期間		
	基金 花子		配偶者		平成 28 年 6 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日		
					平成 年 月 日～平成 年 月 日		
					平成 年 月 日～平成 年 月 日		
介護補償費請求額		157,030 円					
※介護補償費支払額		円		※受 理		年 月 日	
				※送 金		年 月 日	

第3章 損害補償の内容と請求手続

〔注意事項〕

- 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 「請求の内容」の欄の「請求対象年月」、「介護費用を支出せず介護を受けた日の有無」、「介護費用として支出した額」及び「請求月額」の項には、一の月ごとに記入すること。なお、当該欄が不足する場合には、別葉にしても差し支えないこと。
- 3 「介護に従事した者」の欄には、介護費用を支出せずに介護を受けた日がある場合に当該介護を行った者について記入すること。
- 4 この内訳書に添付する書類
 - (1) 障害を有することに伴う日常生活の状態に関する医師又は歯科医師の診断書(ただし、第2回目以後の請求において介護を要する状態の常時又は随時の別に変更がない場合には、省略することができること。)
 - (2) 介護補償を受けようとする期間における介護の事実並びに当該介護に従事した者の氏名及び請求者との続柄又は関係を記載した書類(ただし、第2回目以後の請求において一の月に介護費用を支出せず介護を受けた日があり、当該介護を行う者が前回の請求における介護補償費内訳書に記載されたものと変更がない場合で、当該月に係る介護補償の請求月額が非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件(総務省告示第503号。以下「告示第503号」という。))の表常時介護を要する状態の項の介護を受けた日の区分の欄第2号に应ずる金額の欄に掲げる額(随時介護を要する状態にあるときは、同表随時介護を要する状態の項の介護を受けた日の区分の欄第2号に应ずる金額の欄に掲げる額。)であるときには、その月に係る当該書類の添付を省略することができること。)
 - (3) 介護費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護を受けた年月日及び時間並びに当該介護費用として一の月に支出した額を証明することができる書類(ただし、第2回目以後の請求において一の月に介護費用を支出せず介護を受けた日がある場合で、当該月に係る介護補償の請求額が告示第503号の表常時介護を要する状態の項の介護を受けた日の区分の欄第2号に应ずる金額の欄に掲げる額(随時介護を要する状態にあるときは、同表随時介護を要する状態の項の介護を受けた日の区分の欄第2号に应ずる金額の欄に掲げる額。)であるときには、その月に係る当該書類の添付を省略することができること。)
- 5 この内訳書と同様の事項を記載した市町村又は水害予防組合で定めている当該補償費の請求書の写しをもって、この内訳書に代えることができること。

第8 遺族補償

1 趣旨

団員等が公務に従事したことにより死亡した場合に、団員等の遺族がこれによって受けた損害を補てんし、遺族の保護を図ろうとするものである。

〔基準政令 § 7〕

2 遺族補償の支給形態

遺族補償の支給形態は、遺族の状況により遺族補償年金か遺族補償一時金のいずれかによる。

(1) 遺族補償年金

遺族補償年金は、死亡団員等が死亡した際、その者と生計維持関係があったこと等一定の要件に該当する遺族がいる場合に支給される。

〔基準政令 § 8〕

(2) 遺族補償一時金

次の場合に支給される。

- ① 遺族補償年金を受けることのできる遺族がいない場合
- ② 遺族補償年金を受けることのできる遺族がいなくなった場合（いわゆる失権差額一時金）

〔基準政令 § 9の2①②〕

3 遺族補償年金

(1) 支給要件

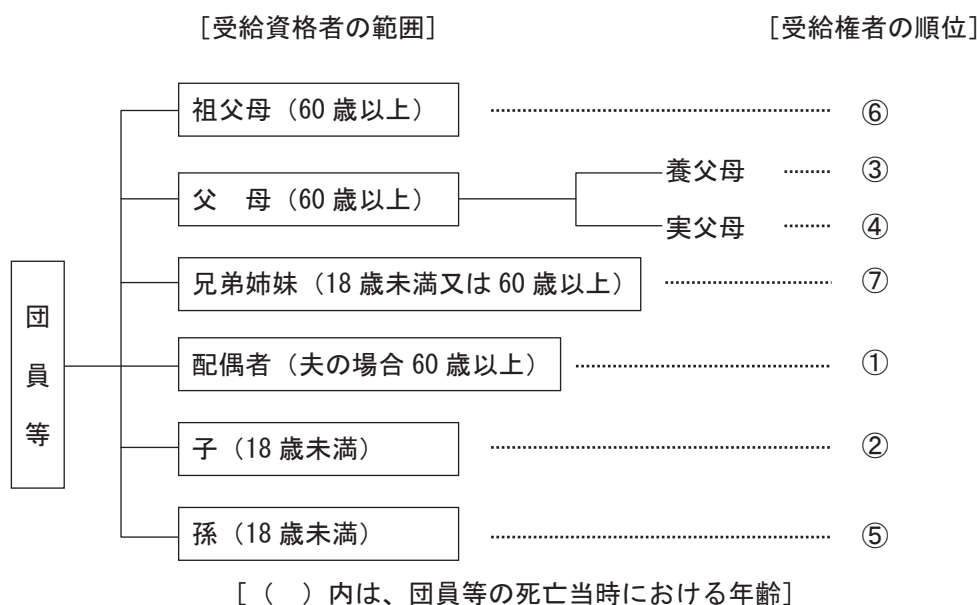
遺族補償年金を受ける権利を有する者（受給権者）は、年金を受けることができる遺族（受給資格者）のうち、最先順位にある者である。

① 受給資格者

年金を受けることができる遺族（受給資格者という。）は、次の図に掲げるとおりである。

〔基準政令 § 8①③〕

(注) 「生計維持関係」とは、団員等の死亡の当時、団員等の収入によって生計を維持していたことをいい、団員等の収入によって生計の一部を維持していた場合（例えば、共働きのように双方の収入を合わせて一つの生計を営んでいた場合）も含まれる。また、団員等と同居していたことが必要条件でないため、例えば、仕送りを受けていた別居中の遺族も一定の条件のもとで生計維持関係があったと認められることもあり得る。



(注1) 配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

(注2) 団員等の死亡の時から障害等級第7級程度以上の障害の状態にある者については、年齢による制限はない。〔総務省令5〕

② 受給権者

遺族補償年金は、受給資格者のすべてに支給されるものでなく、その受給資格者のうちの最先順位にある遺族に支給されることになる。なお、同順位者が2人以上あるときは、それらの者がそれぞれ受給権者となる。

受給権者となる順位は、前記①の図中の①～⑦の順である。

③ 特例遺族

昭和60年に、遺族補償年金の受給資格年齢が55歳から60歳に引き上げられた際に特例措置が設けられ、団員等の死亡の当時、その収入によって生計を維持し、かつ、55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹（以下「特例遺族」という。）は、受給資格者とされた。ただし、これらの者は、60歳に達するまでの間は、遺族補償年金算定の基礎となる受給資格者とされず、また、受給権を得る順位は、受給資格者のなかで最後順位とされ、この順位は、特例遺族が支給停止解除年齢に達しても変わらないものである。

遺族補償年金の受給資格年齢の引き上げ及びそれに伴う特例遺族の年齢等は、5年間の経過措置が設けられており、1年に1歳ずつ引き上げることとされている。具体的には次の表の「団員等の死亡した日」の区分に応じ、年金の受給資格年齢、年金の支給停止解除年齢等が経過措置により定められている。〔基準政令附則2の2①～④〕

団員等の死亡した日	受給資格年齢	特例遺族として受給資格を付与する年齢	年金の支給停止解除年齢
昭和60年10月1日から 昭和61年9月30日まで	55歳以上		
昭和61年10月1日から 昭和62年9月30日まで	56歳以上	55歳	56歳
昭和62年10月1日から 昭和63年9月30日まで	57歳以上	55歳以上 57歳未満	57歳
昭和63年10月1日から 平成元年9月30日まで	58歳以上	55歳以上 58歳未満	58歳
平成元年10月1日から 平成2年9月30日まで	59歳以上	55歳以上 59歳未満	59歳
平成2年10月1日から 当分の間		55歳以上 60歳未満	60歳

(2) 年金の支給額

① 年金の額

遺族補償年金の額は、1年につき、当該年金の受給権者及びその者と生計を同じくしている受給資格者の人数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額が支給される。

〔基準政令第8の2①〕

遺族の人数		年金の額
1人	ア イ以外の者である場合	補償基礎額×153
	イ 55歳以上又は一定の障害の状態にある妻	〃 ×175
2人		〃 ×201
3人		〃 ×223
4人以上		〃 ×245

(注1) 「生計を同じくしている」とは、受給資格者が受給権者と一つの生計単位を構成していることをいい、必ずしもその生計が維持されていることを必要としないし、また、同居、別居の別を問わない。一般的には、同居している場合は、生計同一関係があるものとみて差し支えない。

この生計同一関係は、死亡団員等との関係である「生計維持関係」と異なり、受給権者と受給資格者との関係において、年金支給中、常時考慮されるものである。

(注2) 受給権者が2人以上あるときは、それぞれの受給権者に年金が支給されることとなり、その額は、前記の年金額をその人数で除して得た額となる。

なお、このような場合は、原則として、これらの者は、そのうちの1人を年金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。

〔基準政令第8の2②〕

第3章 損害補償の内容と請求手続

② 年金額の変更

年金の額は、次に掲げるア～ウのいずれかに該当したときは、その翌月から改定されて支給されることになる。

ア 年金額の算定基礎人数に増減が生じた次のような場合 〔基準政令 § 8 の 2 ③〕
a 団員等の死亡の当時胎児であった子が出生した場合
b 受給権者と生計同一関係にある特例遺族が、支給停止解除年齢に達したとき
c 受給権者と生計同一関係になかった受給資格者が、受給権者と生計同一関係になった場合又は生計同一関係にあった受給資格者が、受給権者と生計同一関係でなくなった場合
d 受給権者と生計同一関係にある受給資格者が失格した場合

イ 受給資格者が妻の場合で、当該妻と生計同一関係にある受給資格者がいないときに、当該妻が次のいずれかに該当した場合 〔基準政令 § 8 の 2 ④〕
a 妻が 55 歳に達したとき（障害等級第 7 級程度以上の障害の状態にあるときを除く。）
b 障害等級第 7 級程度以上の障害の状態になったとき又はその状態がなくなったとき（55 歳以上であるときを除く。）

ウ 補償基礎額が改定された場合

（3） 年金を受けられなくなる場合等

年金の受給権者が次の a～f のいずれかの事由に該当するに至ったときは、受給権を失うことになる（失権）。この場合に、失権した受給権者と同順位の受給権者がいれば、その者が引き続き年金を受給するが、同順位者がなく後順位者があるときは、その者に年金の受給権が移行することになる（転給）。 〔基準政令 § 8 の 3 ①〕

なお、後順位者もなく、かつ、それまで受けた年金が一定の額に達していない場合には、遺族補償一時金（失権差額一時金）が支給される。 〔基準政令 § 9 の 2 ii〕

また、受給権者を除く受給資格者が a～f の事由に該当したときは、受給資格者の資格を失うことになる（失格）。 〔基準政令 § 8 の 3 ②〕

- a 死亡したとき
- b 婚姻（事実上の婚姻関係を含む。）をしたとき
- c 養子縁組（直系血族又は直系姻族の養子を除く。）をしたとき
- d 離縁（養子縁組関係の解消）によって、死亡した団員等との親族関係が終了したとき
- e 子、孫又は兄弟姉妹が 18 歳に達したとき（団員等の死亡時から引き続き第 7 級程度以上の障害の状態にある者は除く。）
- f 障害の状態にあることによって受給資格を得た者については、その状態がなくなったとき

(4) 他の法律による給付との調整

遺族補償年金の受給権者に対し、同一の事由により厚生年金保険法等の他の法律の規定による年金が併給される場合の遺族補償年金の支給額は、当該年金額に次表に掲げる率を乗じて得た額に調整される。

ただし、調整後の年金額が、調整前の年金額から同一の事由について支給される他の法律の規定による年金の額を控除した額を下回る場合には、その控除した残額に相当する額が年金として支給されることになる。

〔基準政令附則 § 3 ①～③〕

① 昭和 61 年 3 月 31 日以前に支給事由が発生した場合

同一の事由について支給される他の法律による給付	特殊公務災害	調整率
旧船員保険法による遺族年金	非該当	0.80
	該当	0.87
旧厚生年金保険法による遺族年金	非該当	0.80
	該当	0.87
旧国民年金法による遺族年金等	非該当	0.90
	該当	0.93

(注) 他の法律による給付が二つある場合の調整率は、当該給付に係るそれぞれの調整率を合算したものから 1 を減じたものとされている。

② 昭和 61 年 4 月 1 日以後に支給事由が発生した場合

同一の事由について支給される他の法律による給付	特殊公務災害	調整率
厚生年金保険法による遺族厚生年金又は追加費用対象期間による特例遺族共済年金及び国民年金法による遺族基礎年金（注 1）	非該当	0.80
	該当	0.87
厚生年金保険法による遺族厚生年金又は追加費用対象期間による特例遺族共済年金	非該当	0.84
	該当	0.89
国民年金法による遺族基礎年金（注 1、2）又は国民年金法による寡婦年金	非該当	0.88
	該当	0.92

注 1：旧国民年金法による母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する場合における遺族基礎年金を除く。

注 2：平成 27 年 9 月 30 日以前に支給事由が発生した旧国共済法等による遺族共済年金を除く。

(例) 遺族補償年金を受ける妻が、厚生年金保険法による遺族厚生年金及び国民年金法による遺族基礎年金を受ける場合
 (補償基礎額：11,369 円 遺族：妻、子 2 人 (14 歳、12 歳))
 $11,369 \text{ 円} \times 223 \times 0.80 = 2,028,229.6 \text{ 円} \Rightarrow 2,028,200 \text{ 円 (年金額)}$

(5) 年金の支給事務

① 年金の支給期間等

年金の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌日から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わる。

〔基準政令 § 13①〕

② 年金の支給期月

第3章 損害補償の内容と請求手続

年金の支給期月は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月であり、それぞれの前月分（2か月分）までを支給する。ただし、支給を受ける権利が消滅したときは、支給期月でない月であっても支給する。
〔基準政令§13③〕

③ 年金の端数処理

年金の端数処理は、100円単位で行うこととされているので、遺族補償年金の額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。
〔基準政令§12の2〕

④ 支給期ごとの端数処理

支給期ごとに支給する年金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、2月の支給期月（支給を受ける権利が消滅した場合においては、最後の支給月）にあつては、当該月の支給額にこれらの切り捨てた端数金額を加算したものについて、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

〔平成20年消基発第135号「年金たる損害補償等の額の端数処理の方法について」〕

（例） 遺族補償年金の受給資格者のうちの1人が平成28年4月15日に死亡し、平成28年5月分から年金を受けることのできる遺族数が2人になった場合

- ・平成28年4月までの年金額及び各期支給額
 $11,369 \text{ 円} \times 223 = 2,535,287 \text{ 円} \Rightarrow 2,535,300 \text{ 円（年金額）}$
 $2,535,300 \text{ 円} \times 2 / 12 \text{ 月} \Rightarrow \underline{422,550 \text{ 円}}$
- ・平成28年5月からの年金額
 $11,369 \text{ 円} \times 201 = 2,285,169 \text{ 円} \Rightarrow 2,285,200 \text{ 円（年金額）}$

- ① 6月支給期の支給額 $2,535,300 \text{ 円} \times 1 / 12 \text{ 月} + 2,285,200 \text{ 円} \times 1 / 12 \text{ 月}$
 $= 211,275 \text{ 円} + 190,433 \frac{4}{12} \text{ 円} \Rightarrow \underline{401,708 \text{ 円}}$ （端数 $\frac{4}{12}$ 円は次年2月期に支給）
- ② 8月、10月及び12月の各支給期の支給額
 $2,285,200 \text{ 円} \times 2 / 12 \text{ 月} = \underline{380,866 \text{ 円}}$ （端数 $\frac{8}{12}$ 円は次年2月期に支給）
- ③ 平成29年2月支給期の支給額
 $380,866 \text{ 円} + \frac{4}{12} \text{ 円} + \frac{8}{12} \text{ 円} \times 3 \text{ 期} \Rightarrow \underline{380,868 \text{ 円}}$ （端数 $\frac{4}{12}$ 円は切り捨て）

⑤ 年金の支給停止

次のような場合には遺族補償年金の支給が停止される。

ア 遺族補償年金前払一時金を選択した場合

遺族補償年金前払一時金が支給された場合には、支給すべき年金の合計額が前払一時金の額に達するまでの間、年金の支給が停止されることとなる。
〔基準政令附則§2⑦〕

イ 特例遺族が受給権者の場合

遺族補償年金の受給権者が特例遺族の場合には、支給停止解除年齢に達するまで年金の支給が停止される。
〔基準政令附則§2の2④〕

ウ 損害賠償が先行し、遺族補償年金が免責される場合

遺族補償年金と損害賠償との調整期間（事故発生日後7年間）の各支給期に支給される年金の額を計算し、その合計額が損害賠償として受けた保険金等の額に達するまで（ただし、支給停止は事故発生日後7年に達するまでの間）は、年金の支給は停止される。

〔基準政令§18②、昭和41年消基発第9408号「第三者から受けた損害賠償の額又は自動車損害賠償保障法の規定により受けた保険金若しくは共済金若しくは損害賠償額との調整について」〕

エ 受給権者の所在が不明の場合

遺族補償年金の受給権者の所在が1年以上不明の場合には、同順位者等の申請によって、所在不明の間、年金の支給は停止される。

〔基準政令§8の4①〕

4 遺族補償一時金

（１） 支給要件

遺族補償一時金は、次のいずれかの場合に最先順位にある遺族に支給される。〔基準政令§9の2〕

- ① 団員等の死亡の当時、遺族補償年金の受給資格者がいないとき。
- ② 遺族補償年金の支給開始後、支給された年金の合計額が次の(2)の①の一時金の額に達しないうちに、年金の受給権者のすべてがその資格を失ったとき（失権差額一時金）。

（２） 遺族の範囲及び支給額

① 通常の場合

遺族補償一時金を受けることができる遺族の範囲、順位及び支給額は次のとおりである。

〔基準政令§9、§9の3〕

順位	遺族の範囲		支 給 額
1	・ 生計維持関係のあった配偶者（55歳未満の夫） ・ 生計維持関係のなかった配偶者		補償基礎額 × 1,000
2	生計維持関係のあった18歳以上の子		〃
3	生計維持関係のあった55歳未満の養父母		〃
4	生計維持関係のあった55歳未満の実父母		〃
5	生計維持関係のあった18歳以上の孫		〃
6	生計維持関係のあった55歳未満の祖父母		〃
7	生計維持関係のあった18歳以上又は55歳未満の兄弟姉妹		〃
8	1～7以外の者で主として団員等の収入によって生計を維持していた者	① 三親等内の親族で18歳未満、55歳以上又は第7級程度以上の障害の状態にある者	補償基礎額 × 700
		② ①以外の者	補償基礎額 × 400
9	生計維持関係のなかった子		補償基礎額 × 1,000
10	生計維持関係のなかった養父母		〃
11	生計維持関係のなかった実父母		〃
12	生計維持関係のなかった孫		〃
13	生計維持関係のなかった祖父母		〃
14	生計維持関係のなかった兄弟姉妹		〃

- (注1) 順位の「8」に該当するのは、原則として、勤労所得、資産所得等の合計額の年額が人事院規則9-80(扶養手当)に定める年額(130万円)未満である場合である。
- (注2) 同一順位の受給権者が複数いる場合は、算出した一時金の額をその人数で除して、それぞれに支給することになる。【基準政令§9の3②】
- (注3) 被災団員等が遺言又は任命権者に予告した場合で、上表の順位8~14のうち特に指定した者があるときは、その者が8~14中の他の者に優先して一時金を受けることとなる。【基準政令§9③】

② 失権差額一時金

失権差額一時金の額は、前記①の表の一時金の受給権者の順位(1~14)の区分に応じて支給される額、すなわち補償基礎額の1,000倍、700倍又は400倍の額から年金の受給権者のすべてに既に支給された年金の額及び遺族補償年金前払一時金の額の合計額を差し引いた額を支給する。

なお、この失権差額一時金の算定の基礎となる補償基礎額の取扱いについては、遺族補償年金の失権の日が補償事由発生日となるので、失権の時点の補償基礎額によるものである。

【基準政令§9の2ii、§9の3】

5 請求手続等

(1) 事務上の留意点

- ① 遺族補償年金の受給資格者の範囲は、補償基礎額の決定における扶養親族の範囲とは異なるものである。両者を混同しないよう各々の要件に注意を払う必要がある。

例えば、団員等の死亡の当時、年額130万円以上の収入のある妻は原則として補償基礎額の扶養親族加算の対象とはならないが、団員等と生計維持関係にあった場合は、遺族補償年金の受給資格者となり得る。

- ② 遺族補償年金の受給権者に、厚生年金保険法、国民年金法に基づく遺族厚生年金等が支給される場合には遺族補償年金の額が減額調整されるので、これらの法律の規定による遺族厚生年金等の支給の有無を十分に確認する必要がある。

- ③ 遺族補償年金の請求の際には、死亡団員等と受給資格者との生計維持関係、また、遺族補償年金受給権者と受給資格者との生計同一関係に関する証明書が必要となるので、これらに係る事実関係を調査し、市町村長又は民生委員による証明書を提出する必要がある。

(2) 請求手続

- ① 遺族補償費の請求については、「損害補償費支払請求書(別記様式第1号)」に「遺族補償費内訳書(別記様式第8号)」及びその他必要な資料を添付して消防基金に提出しなければならない。

【様式規程§1、§2】

- ② 消防基金は、遺族補償年金の支給に関する決定を行ったときは、市町村等に「年金決定通知書(別記様式第13号の3)」を送付する。なお、年金決定通知書を受けた後においては、損害補償費支払請求書の提出は必要としない。

【様式規程§3②】

また、年金決定通知書にあわせ、市町村等は、年金証書に必要な事項を記載して受給権者に交付しなければならない。

【昭和52年消防消第53号消防課長「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う留意点について」】

- ③ 死亡者が団員の場合は、福祉事業として遺族特別支給金、遺族特別援護金及び遺族特別給付金が支給され、さらに遺族に小学校等に在学している者がいるなど一定の要件に該当するものがある場合は、奨学援護金、就労保育援護金が支給されるので、これらの請求手続きもあわせて進めることが望ましい。
〔福祉規程 § 10①、§ 11①、§ 14①、§ 16①、§ 20①〕

(3) 定期報告等

- ① 市町村長等は、消防基金があらかじめ通知した場合を除き、毎年1回、2月1日から同月末日までの間に、年金受給権者、年金受給資格者等の現状を「遺族補償年金定期報告書（別記様式第15号の2）」によって消防基金に報告しなければならない。
〔様式規程 § 4の2〕
- ② 遺族補償年金の受給権者が住所、氏名を変更したとき、死亡等により受給権を失権したとき、また、受給権者と生計を同じくしている受給資格者の数に増減を生じたとき等は、市町村長等は、遅滞なく、「年金に関する異動報告書（別記様式第16号）」をもって消防基金に報告しなければならない。
〔様式規程 § 5〕

6 様式記載例

様式記載例は、次のとおりである。

なお、「損害補償費支払請求書（別記様式第1号）」の記載例については「**第1 療養補償**」を参照されたい。

第3章 損害補償の内容と請求手続

別記様式第8号

☒ 消防団員		☐ 水防従事者						
☐ 水防団員		☐ 応急措置従事者						
☐ 消防作業従事者		☐ 救急業務協力者						
遺族補償費内訳書								
非常勤消防団員等の氏名		基金 参郎						
事故発生日		28年6月30日						
初診		28年6月30日						
診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日		28年6月30日						
死亡		28年6月30日						
傷病名及び傷病から死亡までの経過								
平成28年6月30日、豪雨に伴い警戒中、土砂崩れに巻き込まれ窒息死								
遺族補償年金	区分	ふりがな氏名	生年月日	年齢	住所	死亡者との続柄	障害の有無	受給権者と生計を同じくしているか
	受給権者	基金 沙夜	560年7月25日	30歳	〇〇県××市3-3	配偶者	有・無	
			年 月 日	歳			有・無	
			年 月 日	歳			有・無	
	受給資格者	基金 のり子	25年3月15日	3歳	〇〇県××市3-3	子	有・無	いる・いない
			年 月 日	歳			有・無	いる・いない
			年 月 日	歳			有・無	いる・いない
	他の法令による受給関係	年金の種類	年金の年額	年金証書の記号番号	支給開始年月	所轄年金事務所等		
		遺族基礎年金	1,143,500円	4321-216540	28年7月	△△年金事務所		
	遺族補償年金額の算式		11,250円×201倍×0.88⇒1,989,900円					
遺族補償年金の額		円		遺族補償年金請求額		1,989,900円		
遺族補償年金前払一時金	遺族補償年金前払一時金申出年月日		年 月 日					
	遺族補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族補償年金の額の合計額		年 月 分から 年 月 分まで		円			
	遺族補償年金前払一時金申出倍数		☐ 1,000倍 ☐ 800倍 ☐ 600倍 ☐ 400倍 ☐ 200倍					
	遺族補償年金前払一時金の額の算式		(補償基礎額) 円× 倍× 1/ (受給権者の数) 円					
	遺族補償年金前払一時金請求額		円					
遺族補償一時金	氏名	生年月日	住所	死亡者との続柄又は関係	障害の有無			
	基金 沙夜	560年7月25日	〇〇県××市3-3	配偶者	有・無			
	基準法令第9条の2第2号の規定による差額請求	一時金の額 円	—	既に支払われた年金の合計額 円	=差額 円			
遺族補償一時金請求額		11,250円×1000倍=11,250,000円 円						

どちらか該当するほうに記載すること。

具体的に記載すること。

※ 補償基礎額		円	※ 受理	年 月 日
※ 遺族補償費支払額	年 金	第1期分	円× / 12か月=	円
		前払一時金	円	※ 年金支払決定番号
	一時金	円	※ 特殊公務災害	該当・非該当

〔注意事項〕

- 1 ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」には、レ印を記入すること。
「有・無」及び「いる・いない」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「遺族補償年金」の欄には、遺族補償年金の受給権者又は受給資格者がある場合に記入し、「遺族補償年金前払一時金」の欄には、遺族補償年金の受給権者が基準政令附則第2条の規定による遺族補償年金前払一時金を申し出る場合に記入し、「遺族補償一時金」の欄には、遺族補償年金の受給権者又は受給資格者がなく、かつ、遺族補償一時金を受けることができる遺族がある場合に記入すること。
- 3 「遺族補償年金前払一時金」の「遺族補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族補償年金の額の合計額」の欄には、遺族補償年金の最初の支払に先立って申し出る場合は記入しないこと。
- 4 この内訳書に添付する書類
 - (1) 非常勤消防団員等の死亡診断書、死体検案書若しくはその者の死亡を証する書類又はこれらの写し。ただし、行方不明となったことにより死亡した者と推定される者にあつては、行方不明となった事実及び年月日を証する書類
 - (2) 遺族補償年金の受給権者若しくは受給資格者又は遺族補償一時金を受ける権利を有する者の氏名及び死亡した非常勤消防団員等との続柄に関する市町村長の発行する証明書。この場合において、これらの者が非常勤消防団員等の死亡の当時当該非常勤消防団員等と婚姻の届出をしていなかったが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたときは、その事実を証する書類
 - (3) 非常勤消防団員等の遺族のうち、基準政令第10条の規定により、当該非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金又は遺族補償一時金を受けることができなくなった者については、その事実を証する書類
 - (4) 遺族補償年金の受給権者又は受給資格者が、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたことを証する書類
 - (5) 遺族補償年金の受給資格者が遺族補償年金の受給権者と生計を同じくしているときは、その事実を証する書類
 - (6) 非常勤消防団員等の遺族のうち、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令第5条に規定する障害の状態（(9)において「特定障害状態」という。）にあることにより遺族補償年金の受給権者又は受給資格者となった者については、その者が非常勤消防団員等の死亡の時から引き続き当該状態にあることを証する医師の診断書若しくはそのことを証する書類又はこれらの写し（別記様式第3号の注意事項8の(3)の書類によって明らかである場合は添付を要しない。）
 - (7) 遺族補償年金の受給権者が、当該遺族補償の事由となった死亡について基準政令附則第3条第1項から第4項までに規定する他の法律による年金たる給付を受ける場合には、当該年金証書全文の写し
 - (8) 遺族補償一時金を受ける権利を有する者のうち、基準政令第9条第1項第2号又は第3号に該当する者については、そのことを証する書類
 - (9) 遺族補償一時金を受ける権利を有する者のうち、基準政令第9条第1項第3号に該当する者で、かつ、非常勤消防団員等の死亡の当時特定障害状態にある3親等内の親族については、その者が非常勤消防団員等の死亡の当時当該状態にあることを証する医師の診断書若しくはそのことを証する書類又はこれらの写し（様式第3号の注意事項8の(3)の書類によって明らかである場合は添付を要しない。）
 - (10) 遺族補償一時金を受けることができる遺族のうち、基準政令第9条第1項第3号又は第4号に該当する者で、同条第3項の規定により、遺族補償一時金を受ける権利を有するに至った者については、そのことを証する書類
- 5 この内訳書と同様の事項を記載した市町村又は水害予防組合で定めている当該補償費の請求書の写しをもって、この内訳書に代えることができること。

第3章 損害補償の内容と請求手続

別記様式第15号の2

☒ 消防団員 ☐ 水防従事者 ☐ 水防団員 ☐ 応急措置従事者 ☐ 消防作業従事者 ☐ 救急業務協力者		遺族補償年金定期報告書		年金支払決定番号	イー H28 -- 1
				29 年	2 月 1 日
消防団員等公務災害補償等共済基金理事長 殿 下記のとおりに年金受給に関する現状を報告します。		都 〇〇 市 町 長 氏名 町村 市子 印 府 ×× 町 村 県 組合管理者			
非常勤消防団員等の氏名		き きん さぶろう 基金 参郎		事故発生日	28 年 7 月 1 日
				死 亡 日	28 年 7 月 1 日
区分	ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	年 齢	住 所	死亡者との続柄
受給権者	き きん さや 基金 沙夜	S60 年 7 月 25 日	31 歳	〇〇 県 × × 市 3 - 3	配偶者
		年 月 日	歳		有・無
		年 月 日	歳		有・無
受給資格者	き きん のりこ 基金 のりこ	25 年 3 月 15 日	3 歳	〇〇 県 × × 市 3 - 3	子
		年 月 日	歳		有・無
		年 月 日	歳		有・無
		年 月 日	歳		有・無
		年 月 日	歳		有・無
		年 月 日	歳		有・無
他の法令による受給関係	年 金 の 種 類	年金の年額	年 金 証 書 の 記 号 番 号	支 給 開 始 年 月	所 轄 年 金 事 務 所 等
	遺族基礎年金	1,143,500 円	4321-216540	28 年 8 月	△△年金事務所
		円		年 月	

必ず押印

他の法令による受給関係のあるときは必ず記載すること。

〔注意事項〕

- この報告書は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に提出するものであること。
- 該当する「□」には、レ印で示すこと。
- 「有・無」及び「いる・いない」については、該当するものを○でかこむこと。
- この報告書に添付する書類

- 受給権者と生計を同じくしている受給資格者については、その事実を証する書類
- 受給権者及びその者と生計を同じくしている受給資格者のうち、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令第5条に規定する障害の状態にある者については、そのことについての医師の診断書若しくはそのことを証する書類又はこれらの写し

転載元の年金額改定通知書等の写しを添付することが望ましい。

別記様式第16号

☒ 消防団員 ☐ 水防従事者		年金に関する 異動報告書		年金支払 決定番号	ビ シ ①	— 19 — 1
☐ 水防団員 ☐ 応急措置従事者				28 年 5 月 7 日		
☐ 消防作業従事者 ☐ 救急業務協力者						
消防団員等公務災害補償等共済基金理事長 殿 下記のとおり年金に関する移動を報告します。				都 ① ○○ 道 ×× 町 長 氏名 町村 市子 ① 府 村 ② 組合管理者		
非常勤消防団員等の氏名 ふりがな		き き ん こ じ ろ う 基金 虎児郎		事 故 発 生 日		19 年 12 月 7 日
異 動 の 内 容	平成28年5月7日、遺族補償年金の受給資格者である基金より子（元消防団員 基金虎児郎の長女）が18歳に達したため。					
異動した者の氏名		基金 より子		異 動 年 月 日		28 年 5 月 7 日
備 考						

必ず
押印

要点を簡潔にまとめて記載すること。

第3章 損害補償の内容と請求手続

〔注意事項〕

- 1 該当する「□」には、レ印でしめすこと。また、「ビ・シ・イ」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「異動の内容」の欄には、次の各号に掲げる事由を記載し、当該各号に定める書類を添付すること。
 - (1) 氏名の変更があったとき……その事実を証する書類
 - (2) 住所に変更があったとき……その事実を証する書類
 - (3) 傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者の障害の程度に変更があったとき……障害の部位及び状況（図で示すことのできるものは図解すること。）、障害の程度に変更を生じた年月日、理由及び予想される傷病等級又は障害等級を記載した医師若しくは歯科医師の診断書又はこの写し
 - (4) 傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者が死亡したとき……その者の死亡を証する書類又はこれらの写し
 - (5) 遺族補償年金の受給権者又は受給資格者にあつては次に掲げるとき。
 - ア 死亡したとき……その者の死亡を証する書類又はこれらの写し
 - イ 婚姻（内縁を含む。）をしたとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する市町村長の発行する証明書
 - ウ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（内縁を含む。）となったとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する市町村長の発行する証明書
 - エ 離縁によって死亡した非常勤消防団員消防団員等との親族関係が終了したとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する市町村長の発行する証明書
 - オ 子、孫又は兄弟姉妹については18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（非常勤消防団員等の死亡の時から引続き非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令第5条に規定する障害の状態（カ及びキにおいて「特定障害状態」という。）にあるときを除く。）
 - カ 基準政令第8条の2第4項第1号に該当するに至ったとき（非常勤消防団員等の死亡の時から引続き特定障害状態にあるときを除く。）
 - キ 非常勤消防団員等の死亡の当時特定障害状態にあった夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の当該状態がなくなったとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する医師の診断書若しくはこれに代わる書類又はこれらの写し
 - ク 基準政令第8条の2第4項第2号に該当するに至ったとき（55歳以上であるときを除く。）……その事実及び事実の生じた年月日を証する医師の診断書若しくはこれに代わる書類又はこれらの写し
 - ケ 受給権者と生計を同じくしていた受給資格者が生計を異にするととき。
 - コ 生計を異にしていた受給資格者が受給権者と生計を同じくするに至ったとき……その者の住民票の写し並びにその事実及び事実の生じた年月日を証する書類
 - サ 非常勤消防団員等の死亡の当時胎児であった子が出生したとき……その者の住民票の写し
 - シ 所在が1年以上明らかでないとき、又は所在が明らかでないことにより遺族補償年金の支払いを停止された者の所在が明らかとなったとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する書類
 - ス 先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する書類
 - セ 基準政令第8条の3第1項の規定により遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合において、その権利が消滅した受給権者と生計を異にしていた次順位者が受給権者となったとき……その者並びにその者と生計を同じくしている受給資格者の氏名及びその事実を証する書類並びにそれらの者の住民票の写し
 - (6) 同一の事由により支給されていた他の法律による年金の支給額に変更があったとき……当該年金証書全文の写し
 - (7) 同一の事由により支給されていた他の法律による年金が支給されなくなったとき……支給されなくなった理由及び支給されなくなった年月日を証する書類

第9 遺族補償年金前払一時金

1 趣旨

遺族補償年金前払一時金（以下「前払一時金」という。）は、遺族補償年金の受給権者（受給権者が特例遺族である場合を含む。）の申し出により、その者が受けることができる遺族補償年金の一部を前払一時金として支給するものである。〔基準政令附則 § 2①〕

なお、前払一時金を受けた場合には、遺族補償年金は、当該年金の支給額が前払一時金の額に達するまで支給停止されることになる。〔基準政令附則 § 2⑦〕

2 申出方法

- ① 原則として、遺族補償年金の最初の支払が行われるまでに行う。
- ② ただし、既に遺族補償年金の支払があった場合でも、当該年金の支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して1年を経過するまでの間は、申出を行うことができる。〔基準政令附則 § 2②〕

3 支給額

前払一時金の支給額は、次に掲げるとおりである。〔基準政令附則 § 2④〕

- ① 遺族補償年金の最初の支払に先立って申出が行われた場合
補償基礎額の1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、遺族補償年金受給権者が選択した額が支給される。
- ② 遺族補償年金の支払があった後に申出が行われた場合
補償基礎額の800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、補償基礎額の1,000倍に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る年金の額を差し引いた後の額の範囲内で当該年金受給権者が選択した額が支給される。

（注） 遺族補償年金受給権者が2人以上いる場合の前払一時金の申出は、これらの者が代表者を選択し、その代表者を通じて行うことになる。

この場合、各人が受ける前払一時金の額は、代表者が選択した額をその人数で除して得た額となる。〔基準政令附則 § 2⑤⑥〕

4 遺族補償年金の支給停止

前払一時金が支給された場合には、年金の最初の支払に先立って申出が行われたときにあっては年金を支給すべき事由の生じた日の属する月の翌月から、また、年金の支払があった後に申出が行われたときにあっては当該申出が行われた日の属する月の翌月から、それぞれ次に掲げる額の合計額が当該前払一時金に達するまでの間、年金の支給が停止されることになる。〔基準政令附則 § 2⑦〕

- ① 前払一時金が支給された月後の最初の年金の支払期月から1年を経過した月前の各月に支給されるべき年金の額の合計額（申出が年金の支払開始後の場合は、申出が行われた日の属する月の翌月以後の期間に係る年金の額に限る。）
- ② 1年経過月以降各月に支給されるべき年金の額を、100分の5にその経過した年数（1未満の端数は切り捨てる。）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

第3章 損害補償の内容と請求手続

【支給停止期間の計算例】

平成 28 年 6 月 10 日に公務災害により死亡した団員に係る遺族補償年金の受給権者である妻が、年金の支払に先立って同年 9 月に前払一時金（600 倍）を申し出て、同年 10 月 10 日に前払一時金 6,821,400 円支給された場合、遺族補償年金の支給停止の最終月はいつになるか。

- ・ 遺族：3 人
- ・ 補償基礎額：11,369 円（以後、改定はないものとする。）
- ・ 前払一時金申出倍数：600 倍

（注） 遺族数及び補償基礎額とも改定等の変更はないものとする。

① 前払一時金の額 $11,369 \text{ 円} \times 600 = 6,821,400 \text{ 円}$

② 年金額 $11,369 \text{ 円} \times 223 = 2,535,287 \Rightarrow 2,535,300 \text{ 円}$

・ 2 ヶ月分（各期分） $2,535,300 \text{ 円} \times 2 / 12 \text{ 月} \Rightarrow 422,550 \text{ 円}$

・ 1 ヶ月分 $2,535,300 \text{ 円} \times 1 / 12 \text{ 月} \Rightarrow 211,275 \text{ 円}$

支給に係る月	支給すべき額 a	控除率 b	控除額 (a / b)	残 額	備 考
年 月～年 月	円		円	円	
				(6,821,400)	(前払一時金支払額)
28. 7	211,275	1 無利息期間	$211,275 \div 1 = 211,275$	6,610,125	
28. 8～28. 9	422,550		$422,550 \div 1 = 422,550$	6,187,575	
28. 10～28. 11	422,550		〃	5,765,025	10 月 10 日：前払一時金支払
28. 12～29. 11 (6 期分)	2,535,300 (422,550 円 × 6 期)		$2,535,300 \div 1 = 2,535,300$	3,229,725	28 年 12 月：前払一時金支払後の最初の支給期月
29. 12～30. 1	422,550	1.05	$422,550 \div 1.05 \Rightarrow 402,428^*$	2,827,297	* 円未満切捨て (以下同じ)
30. 2～30. 3	〃		〃	2,424,869	
30. 4～30. 5	〃		〃	2,022,441	
30. 6～30. 7	〃		〃	1,620,013	
30. 8～30. 9	〃		〃	1,217,585	
30. 10～30. 11	〃		〃	815,157	
30. 12～31. 1	422,550	1.10	$422,550 \div 1.10 \Rightarrow 384,136$	431,021	
31. 2～31. 3	422,550		$422,550 \div 1.10 \Rightarrow 384,136$ (小計 6,774,515 円)	46,885	
31. 4	211,275		$211,275 \div 1.10 \Rightarrow 192,068$ (合計 6,966,583 円)	△ 145,183	

（注） 「控除率」とは、前記 4 の②の「100 分の 5 にその経過した年数（1 未満の端数は切り捨てる。）を乗じて得た数に 1 を加えた数」をいう。

【解説】

遺族補償年金の支給停止期間の終了月は平成31年4月となるが、同年4月分までの遺族補償年金の合計額と前払一時金との間に差額が生じるので、その差額については、次の日割計算の方法で算出された額が平成31年6月分の遺族補償年金として支給されることになる。

$$\left[\begin{array}{l} \cdot (6,821,400 \text{ 円 (前払一時金の額)} - 6,774,515 \text{ 円 (平成31年3月までの遺族補償年金の額)}) \\ \times 1.10 = 51,573 \text{ 円 (差額)} \\ \cdot 422,550 \text{ 円 (平成31年6月期の遺族補償年金)} - 51,573 \text{ 円} = 370,977 \text{ 円 (平成31年6月期} \\ \text{支払額)} \end{array} \right]$$

5 請求手続

- (1) 前払一時金の請求については、「損害補償費支払請求書（別記様式第1号）」に「遺族補償費内訳書（別記様式第8号）」及びその他必要な資料を添付して消防基金に提出しなければならない。〔様式規程 § 1、§ 2〕
- (2) 消防基金は、前払一時金の支給に関する決定を行ったときは、市町村等に遺族補償年金の支給停止の旨を記載した「年金決定通知書（別記様式第13号の3）」を送付する。

〔様式規程 § 3②〕

なお、その際、市町村等は、年金証書に必要な事項を記載して受給者に交付しなければならない。

[昭和52年消防消第53号消防課長「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う留意点について」]

6 様式記載例

様式記載例は、次のとおりである。

なお、「損害補償費支払請求書（別記様式第1号）」の記載例については「第1 療養補償」を参照されたい。

第3章 損害補償の内容と請求手続

別記様式第8号

☒ 消防団員 ☐ 水防従事者 ☐ 水防団員 ☐ 応急措置従事者 ☐ 消防作業従事者 ☐ 救急業務協力者		遺 族 補 償 費 内 訳 書							
非常勤消防団員等の氏名		氏 名		事 故	別添証明書記載のとおり				
		基金 参郎		事 故 発 生 日	28 年 6 月 30 日				
初 診	28 年 6 月 30 日	診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日	28 年 6 月 30 日	死 亡	28 年 6 月 30 日				
傷病名及び傷病から死亡までの経過		平成28年6月30日、豪雨に伴い警戒中、土砂崩れに巻き込まれ窒息死							
遺 族 補 償 年 金	区 分	ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	年 齢	住 所	死亡者との続柄	障害の有無	受給権者と生計を同じくしているか	
	受給権者		年 月 日	歳			有・無		
			年 月 日	歳			有・無		
			年 月 日	歳			有・無		
	受給資格者		年 月 日	歳			有・無	いる・いない	
			年 月 日	歳			有・無	いる・いない	
			年 月 日	歳			有・無	いる・いない	
			年 月 日	歳			有・無	いる・いない	
	他の法令による受給関係	年 金 の 種 類	年 金 の 年 額	年金証書の記号番号	支 給 開 始 年 月	所轄年金事務所等			
遺 族 補 償 年 金 額 の 算 式									
遺 族 補 償 年 金 の 額		円 遺 族 補 償 年 金 請 求 額 円							
遺 族 補 償 年 金 前 払 一 時 金	遺族補償年金前払一時金申出年月日		28 年 9 月 5 日						
	遺族補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族補償年金の額の合計額		28 年 7 月 分 から		633,825 円				
			28 年 9 月 分 まで						
	遺族補償年金前払一時金申出倍数		☐ 1,000倍 ☐ 800倍 ☒ 600倍 ☐ 400倍 ☐ 200倍						
	遺族補償年金前払一時金の額の算式		(補償基礎額) 11,369 円 × 600 倍 × 1/ (受給権者の数) 6,821,400 円						
	遺族補償年金前払一時金請求額		6,821,400 円						
遺 族 補 償 一 時 金	遺族補償一時金を受けることができる遺族	氏 名	生 年 月 日	住 所	死亡者との続柄又は関係	障害の有無			
			年 月 日			有・無			
	基準政令第9条の2第2号の規定による差額請求	一時金の額 円		—	既に支払われた年金の合計額 円		=差額 円		
	遺 族 補 償 一 時 金 請 求 額		円						

具体的に記載すること。

※ 補 償 基 礎 額	円	※ 受 理	年 月 日
※ 遺 族 補 償 費 支 払 額	年 金 第 1 期 分 円 × / 12か月 =	※ 送 金	年 月 日
	前払一時金 円	※ 年 金 支 払 号	イ
	一 時 金 円	※ 特 殊 公 務 災 害	該 当 ・ 非 該 当

〔注意事項〕

- 1 ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」には、レ印を記入すること。
「有・無」及び「いる・いない」については、該当するものを□で囲むこと。
- 2 「遺族補償年金」の欄には、遺族補償年金の受給権者又は受給資格者がある場合に記入し、「遺族補償年金前払一時金」の欄には、遺族補償年金の受給権者が基準政令附則第2条の規定による遺族補償年金前払一時金を申し出る場合に記入し、「遺族補償一時金」の欄には、遺族補償年金の受給権者又は受給資格者がなく、かつ、遺族補償一時金を受けることができる遺族がある場合に記入すること。
- 3 「遺族補償年金前払一時金」の「遺族補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族補償年金の額の合計額」の欄には、遺族補償年金の最初の支払に先立って申し出る場合は記入しないこと。
- 4 この内訳書に添付する書類
 - (1) 非常勤消防団員等の死亡診断書、死体検案書若しくはその者の死亡を証する書類又はこれらの写し。ただし、行方不明となったことにより死亡した者と推定される者にあつては、行方不明となった事実及び年月日を証する書類
 - (2) 遺族補償年金の受給権者若しくは受給資格者又は遺族補償一時金を受ける権利を有する者の氏名及び死亡した非常勤消防団員等との続柄に関する市町村長の発行する証明書。この場合において、これらの者が非常勤消防団員等の死亡の当時当該非常勤消防団員等と婚姻の届出をしていなかったが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたときは、その事実を証する書類
 - (3) 非常勤消防団員等の遺族のうち、基準政令第10条の規定により、当該非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金又は遺族補償一時金を受けることができなくなった者については、その事実を証する書類
 - (4) 遺族補償年金の受給権者又は受給資格者が、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたことを証する書類
 - (5) 遺族補償年金の受給資格者が遺族補償年金の受給権者と生計を同じくしているときは、その事実を証する書類
 - (6) 非常勤消防団員等の遺族のうち、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令第5条に規定する障害の状態（(9)において「特定障害状態」という。）にあることにより遺族補償年金の受給権者又は受給資格者となった者については、その者が非常勤消防団員等の死亡の時から引き続き当該状態にあることを証する医師の診断書若しくはそのことを証する書類又はこれらの写し（別記様式第3号の注意事項8の(3)の書類によって明らかである場合は添付を要しない。）
 - (7) 遺族補償年金の受給権者が、当該遺族補償の事由となった死亡について基準政令附則第3条第1項から第4項までに規定する他の法律による年金たる給付を受ける場合には、当該年金証書全文の写し
 - (8) 遺族補償一時金を受ける権利を有する者のうち、基準政令第9条第1項第2号又は第3号に該当する者については、そのことを証する書類
 - (9) 遺族補償一時金を受ける権利を有する者のうち、基準政令第9条第1項第3号に該当する者で、かつ、非常勤消防団員等の死亡の当時特定障害状態にある3親等内の親族については、その者が非常勤消防団員等の死亡の当時当該状態にあることを証する医師の診断書若しくはそのことを証する書類又はこれらの写し（様式第3号の注意事項8の(3)の書類によって明らかである場合は添付を要しない。）
 - (10) 遺族補償一時金を受けることができる遺族のうち、基準政令第9条第1項第3号又は第4号に該当する者で、同条第3項の規定により、遺族補償一時金を受ける権利を有するに至った者については、そのことを証する書類
- 5 この内訳書と同様の事項を記載した市町村又は水害予防組合で定めている当該補償費の請求書の写しをもって、この内訳書に代えることができること。

第10 葬祭補償

1 趣旨

葬祭補償は、公務による死亡に伴う葬祭の費用の支出を補てんするために、死亡した団員等の葬祭を行う者に対し支給するものである。

〔基準政令 § 11〕

2 支給要件

葬祭補償は、公務により死亡した団員等の葬祭を現実に行う者に対して支給される。

(注1) 「葬祭を行う者」とは、死亡した団員等の葬祭を現実に行う者であって、一般には、死亡した団員等の遺族がこれにあたるが、必ずしもそうであるとは限らず、市町村等もこれに含まれるものである。

(注2) 葬祭が自宅葬と消防団葬というように主催者を異にして2回以上行われた場合は、そのうち主たる主催者のみに葬祭補償が支給され、分割支給は行われない。

3 支給額

葬祭補償は、次の①又は②のいずれか高い方の額を支給する。

① 315,000 円 + (補償基礎額 × 30 倍)

〔基準政令 § 11〕

② 補償基礎額 × 60 倍

〔基準政令附則 § 4〕

4 請求手続等

葬祭補償費の請求については、「損害補償費支払請求書（別記様式第1号）」に「葬祭補償費内訳書（別記様式第9号）」及びその他必要な資料を添付して消防基金に提出しなければならない。

〔様式規程 § 1、§ 2〕

5 様式記載例

様式記載例は、次のとおりである。

なお、「損害補償費支払請求書（別記様式第1号）」の記載例については「第1 療養補償」を参照されたい。

別記様式第9号

☒ 消防団員 ☐ 水防従事者 ☐ 水防団員 ☐ 応急措置従事者 ☐ 消防作業従事者 ☐ 救急業務協力者		葬 祭 補 償 費 内 訳 書			
非常勤消防団員 等の氏名		き きん さぶろう 基金 参郎		事故	別添証明書記載のとおり
				事故発生日	28年 7月 1日
初診	28年 7月 1日	診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日	28年 7月 1日	死亡	28年 7月 10日
傷病名及び傷病から死亡までの経過					
葬祭を行う者	氏名	生年月日	死亡者との続柄又は関係	葬儀費負担の有無	
	基金 沙夜	S59年 7月 25日	配偶者	☒ 負担した ☐ 負担しない	
他の法令による受給関係	法令の名称・給付等の種類	支給される額		円	
葬祭補償費の算式	(A) (補償基礎額) 315,000 円 + 9,450 円 × 30 = 598,500 円			(A)又は(B)のうち高い方の金額	☒ (A) ☐ (B)
	(B) (補償基礎額) 9,450 円 × 60 = 567,000 円				598,500 円
葬祭補償費請求額		598,500 円			

具体的に記載すること。

※ 補 償 基 礎 額	円	※ 受 理	年 月 日
※ 葬 祭 補 償 費 支 払 額	円	※ 送 金	年 月 日

〔注意事項〕

1 ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」にレ印を記入すること。

2 この内訳書に添付する書類

葬祭を行う者が非常勤消防団員等の扶養親族でない場合には、その者の住所及び死亡した非常勤消防団員等との続柄又は関係を証する書類

3 この内訳書と同様の事項を記載した市町村又は水害予防組合で定めている当該補償費の請求書の写しをもって、この内訳書に代えることができること。

第11 未支給の損害補償

1 趣旨

損害補償の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき損害補償でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者等一定の者に支給するものである。

〔基準政令 § 15①〕

2 対象となる損害補償

現物補償による療養補償費を除くすべての損害補償がその対象となる。

3 未支給の損害補償を受けられる者

- (1) 次の(2)を除く未支給の損害補償については、死亡した受給権者と生計を同じくしていた配偶者（内縁の妻又は夫を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹となり、この順序による最先順位者が受給権者となる。
- (2) 遺族補償年金、遺族補償年金前払一時金又は障害補償年金差額一時金については、それぞれの受給資格者の最先順位者が受給権者となる。

〔基準政令 § 15①②、附則 § 1 の 2⑤〕

(注1) 未支給の損害補償の受給権者に同順位者が2人以上いるときは、そのうちの1人に全額支給することができ、この場合、全員に対して支給したものとみなされる。

〔基準政令 § 15③〕

(注2) 上記(1)の「生計を同じくしていた」とは、遺族補償年金の関係で述べたいわゆる生計同一関係を指すものであり、一つの生計単位を構成していることをいい、同居しているか否かを問わないものである。

(注3) 上記の(1)及び(2)による受給権者がいない場合には、民法第五編（相続）の規定による死亡した受給権者の相続人が未支給の損害補償の受給権者となる。

4 請求手続等

未支給の損害補償の請求については、「損害補償費支払請求書（別記様式第1号）」に「未支給の損害補償費内訳書（別記様式第10号）」及びその他必要な資料を添付して消防基金に提出しなければならない。

〔様式規程 § 1、§ 2〕

5 様式記載例

様式記載例は、次のとおりである。

なお、「損害補償費支払請求書（別記様式第1号）」の記載例については「第1 療養補償」を参照されたい。

別記様式第10号

☒ 消 防 団 員 ☐ 水 防 団 員 ☐ 消防作業従事者		☐ 水 防 従 事 者 ☐ 応急措置従事者 ☐ 救急業務協力者		未支給の損害補償費内訳書			
非常勤消防団員等の氏名		き きん あ きら 基金 明良		事故 発 生 日		28 年 7 月 1 日	
死 亡 し た 受 給 権 者	ふり がな 氏 名	き きん あ きら 基金 明良					
	死亡年月日	28 年 7 月 10 日					
未 支 給 の 損 害 補 償 の 受 給 権 者	住 所	〇〇県××市△△番地				死亡した 受給権者 との続柄	妻
	ふり がな 氏 名	き きん あ け み 基金 明美					
未 支 給 の 損 害 補 償	種 類	☒ 療養補償 ☐ 休業補償 ☐ 傷病補償年金 ☐ 障害補償 ☐ 年 金 ☐ 一時金 ☐ 介護補償 ☐ 遺族補償 ☐ 年 金 ☐ 一時金 ☐ 葬祭補償 (年金たる損害補償のときは、年金支払決定番号) ☐ ビ ☐ シ — — ☐ イ					
		請求期間	28 年 7 月 1 日から 10 日間 28 年 7 月 10 日まで				
	請求金額	200,000 円 (療養) + 55,790 円 (休業) = 255,790 円					
※種 類				※受 理	年 月 日		
※期 間	年 月 日から 日間 年 月 日まで			※送 金	年 月 日		
※支 払 額	円			※特殊公務災害	該当 ・ 非該当		

第3章 損害補償の内容と請求手続

〔注意事項〕

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。また、該当する「□」に✓印を記入すること。
- 2 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、損害補償の請求のため、この請求書の提出前に既に提出されている書類若しくは未支給の損害補償と併せて遺族補償又は葬祭補償を請求する場合には、当該遺族補償又は葬祭補償を請求するために提出すべき書類と同じ書類については添付を要しないこと。
 - (1) 死亡受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他死亡受給権者の死亡を証する書類又はその写し
 - (2) 未支給の損害補償が遺族補償年金以外の損害補償であるときは、次に掲げる書類
 - ア 未支給の損害補償の受給権者と死亡受給権者との続柄に関する市町村長の発行する証明書
 - イ 未支給の損害補償の受給権者が死亡受給権者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた事実を認めることのできる書類
 - ウ 未支給の損害補償の受給権者が、婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類
 - (3) 未支給の損害補償の受給権者が配偶者以外の者であるときは、他に先順位者がいないことを証する書類
 - (4) 死亡受給権者が、この請求に係る未支給の損害補償分についてまだ請求をしていなかったときは、その請求を行うこととした場合に必要な書類
- 3 この内訳書と同様の事項を記載した市町村又は水害予防組合で定めている当該補償費の請求書の写しをもって、この内訳書に代えることができること。